

商標マニュアル(案) 実務と手引き (日本語仮訳)

特許意匠商標総局
2015 年 3 月公表

2015 年 3 月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ニューデリー事務所
知的財産権部

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などを、できる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

商標マニュアル

実務と手続き

インド政府

商工省

特許意匠商標総局

住所 : Bhoudhik Sampada Bhavan, S.M. Road, Antop Hill, Mumbai - 400037

商標マニュアルの全般的目標

商標実務手続マニュアルのドラフトが発行される運びとなりました。本マニュアルは、商標法執行に関わってくる様々な手続きについての実務に統一性、一貫性を与えることを目的とし、商標登録局職員および制度利用者の一助となることを願って作成されたものです。実際、「商標登録局の実務」は、審判部に対する不服申立に関する法的手続の裁決に際して重要な側面であり、商標法第98条はこれに関する制定法上の認識を示すものとなっています。

より深い理解を促し、また透明性を求めて、問題を基本概念、利害関係者から要求すべきもの、そして1999年商標法の規定により関与するオフィスアクションおよびその関連規則、の三つの範疇に概略化することで、本マニュアルが説明を試みるのは商標登録局の実務および手続きです。

本マニュアルには利用者用ガイドとしての性格があり、この書類の何らかの記述に本法本規則の規定との不一致や矛盾が生じた場合、後者が優先されます。法律のより深い理解を促すため適切であれば常に、インドにおける裁判所の決定から代表的な判例法にも言及しています。本マニュアルは、このドラフトに関する利害関係者の意見集約後、その慎重な検討を経て完成されます。本マニュアルについては、本法本規則の規定の解釈に関わる裁判所の重要な判決および決定を反映した形で、随時更新が行われることを期待します。

(Chaitanya Prasad)
特許意匠商標総局長

2015年3月10日

目次**第 1 章：商標登録局に対する書類提出****セクション A：書類提出要件全般**

1. 書類の提出方法
2. 書類提出
 - 2.1. フォーム（書式）に関する要件
 - 2.2. 内容に関する要件
3. 提出の最終日が公休日だった場合
4. 書類の署名と署名日の記入は必須である
 - 4.1. 署名できるのは？
 - 4.2. 出願人は送達宛先を提示する必要がある
 - 4.3. 料金
5. 提出要件違反
6. 提出の流れ

セクション B：商標出願の申請（追加要件）

1. 商標出願の申請
 - 1.1. 商標出願を申請できるのは？
 - 1.2. 「登録所有者」の意味
 - 1.3. 商標出願に先立つ権利者の特定
2. 出願人側に必要な詳細
 - 2.1. 個人の場合
 - 2.2. 共同権利者の場合
 - 2.3. パートナースhip企業の場合
 - 2.4. 企業の場合
 - 2.5. 政府機関の場合
 - 2.6. 準公共事業の場合
 - 2.7. パリ条約に基づく出願として出願された場合
 - 2.8. 使用に関する陳述
 - 2.9. 商品／役務の明らかな明細
3. 出願フォーム
4. 出願フォームに必要となる情報
 - 4.1. 基本情報
 - 4.2. 商標の表示
 - 4.3. 図形的表示に関する要件
 - 4.4. 商標のサイズ
 - 4.5. 表示の明細
 - 4.6. シリーズ商標の場合
 - 4.7. 立体商標の場合
 - 4.8. 色の組み合わせとしての商標の場合
5. 英語／ヒンディー語以外の言語、および／またはローマ字／デバナーガリ文字以外の文字を含

む表示

6. 登録を求める商品および／または役務の明細
 - 6.1. 規則 103 により必要な明細
 - 6.2. 明細上の制約
 - 6.3. 明細に関する問題
7. 署名および日付
8. 料金
9. 出願要件不服従の結果
10. データ入力
11. ウィーン図形分類コード特定

第 2 章：商標登録出願の審査

序論および範囲

1. 出願の性質の特定
2. 出願人の名称が適切であることの確認
3. 委任状の提出の確保
4. 出願人の主たる事業所の確認
5. 英語またはヒンズー語以外の文字による商標の音訳および翻訳の確保
6. 商標に人の氏名または肖像が含まれている場合、当該人またはその代理人の承諾の確保
7. 団体標章の登録出願の場合、規約書の提出の確保
8. 証明標章の登録出願の場合の規約書の提出の確保
9. 優先権主張を伴う出願の場合、適切な優先権書類の提出の確保
10. 商品および役務の類別に関する出願審査
11. 登録拒絶の相対的事由に関する出願の審査
12. 登録出願の拒絶の絶対的事由に関する出願の審査
13. 絶対的事由に基づき拒絶されるべき登録出願の拒絶理由通知の文例
14. シリーズ標章の審査
15. 出願の受入れの適切な条件または商標の使用制限の提案
16. 出願人への審査報告書の通知

第 3 章：商標登録出願の審査後の処分

序論および範囲

1. 審査報告書に対する出願人の応答書の検討
2. 審査報告書に対する応答がない場合、当該出願は放棄されたものとして取り扱われる
3. 理由開示聴聞会（Show Cause Hearing）
4. 商標公報による出願の公開
5. 受入れの撤回
6. 商標登録

第 4 章：裁決セクション（異議申立および是正手続）

セクション A：異議申立

1. 異議申立手続きはどのように開始できるか
2. 形式要件
3. 証拠の態様
4. 異議申立人と出願人による証拠提出完了後における聴聞会の設定

セクション B：是正

1. 登録商標の是正を申請できる者

セクション C：決定の見直し

1. 決定の見直し

第 5 章：登録前の補正

1. 出願の誤りの訂正または出願の補正
2. 出願の分割

第 6 章：更新、譲渡／移転、登録使用者および登録使用者の登録後変更

1. 商標の更新
2. 登録商標の譲渡および移転
3. 登録使用者
4. 登録後補正

第 1 章

商標登録局に対する書類提出

本章では、商標登録を目的とした商標登録局に対する書類の提出／新規出願について、または商標登録の先願に関連する問題に取り組んでいく。

本章はセクション A およびセクション B に分けた二部構成とする。セクション A では商標登録局に対する書類提出要件全般、そしてセクション B では商標出願に関連する具体的追加要件（フォーム TM1、TM2、TM51 等）にそれぞれ取り組んで行く。

セクション A : 書類提出要件全般

第 1 章セクション A は、1999 年商標法（以下「本法」という）および 2002 年商標規則（以下「本規則」という）に基づき、出願、通知または請願を行う際の要件全般を対象とする。

連番		概要	本法および 本規則の関 連規定
1		書類の提出方法	
	要件全般	書類の提出は、2002 年商標規則、規則 4 が商標登録局の適切な支局と定義する支局において、いかなる者、またはその正式な授権代理人にも可能である。適切な支局には登録局の本局（在ムンバイ）または支局（アーメダバード、チェンナイ、デリー、コルカタ在）が含まれる。但し、規則 8(2)に特定する書類の中には、登録局の本局または適切な支局のどちらでも提出できるものもあるが、規則 8(2)(c)に特定する一部の書類は、（登録局が別の指示をしなければ）登録局本局にのみ提出可能である。 書類提出を目的とする場合の登録局の適切な支局とは、出願人のインドにおける主営業所の所在地に対する領域的管轄権を有する支局である。出願人の異なるカテゴリーによる適切な支局については、詳しい説明が規則 4 にある。 書類の提出は、本人が窓口に出向いて手交、または郵送、または公式ウェブサイト、即ち、ipindia.nic.in に設置のあるゲートウェイ経由の電子提出により可能である。 料金納付を伴う書類の商標登録局による受理については、全局で全執務日の午前 10 時から午後 3 時半まで受け付ける。料金納付不要の書類については、局執務時間内であれば時間を問わず、提出可能である。 書類の電子出願は、時間を限らずいつでも（週 7 日、24 時間）可能である。	第 18 条、 規則 4、8、 および 15
2		書類提出	
2.1	出願人側の要件	フォーム（書式）に関する要件 本規則において、書類に関する要件は以下の通り具体的に規定される： ・ 書類の言語は英語またはヒンディー語としなければならない。 ・ 書類は、きれいな手書き、またはタイプ、または印字とし、その際は縦約 33cm、横 20cm の寸法の丈夫な上質紙を用い、左端の部分には 4 cm 以上の余白を設けなければならない。 ・ 書類の文面は、濃く、消えない（変質しない）インクで用紙の片側に記載しなければならない。 ・ 書類の文面は、読み易く、大きな文字で記載しなければならない	規則 8、13、 14 および 15

		ない。 - 書類の署名者の署名および署名日は、書類最後の文言のすぐ下の位置になければならない。 - 書類の署名者の氏名は、当該署名者の署名の傍らに大文字の英語、またはヒンディー語で読み易く記載しなければならない。 - 商標登録局への提出前に書類に修正を加えた場合、その書類の署名者のイニシャルを余白に記入する必要がある。	
2.2	出願人側の要件	内容に関する要件 商標登録局に提出する出願、通知、または一部の請願については、所定のフォーム上の記入を求められる。 出願、通知または請願には、書類の性質によるが一般に、以下の詳細を盛り込む必要がある。 - 一定の措置を講じる際は、その措置に関連する商標番号 - 出願、通知または請願の行為者の氏名および（書類）送達宛先（出願、通知または請願を商標権者が行う場合、一般に権利者住所もまた必要となる。） - 出願、通知または請願の行為者が権利者ではない場合、権利者の氏名（名称） - 実行する措置の詳細と根拠、および - 措置の実行を可能とする情報や書類が他にもあれば、どんなものも - 提出する出願に関連する適切な分類または複数分類 - 付与されている場合は、権利者コードまたは代理人コード - 出願、通知または請願の行為者または代理人（いずれも複数の場合あり）の署名（複数の場合あり）、および署名者の氏名 - 提出日および提出地 注： 書類のオンライン提出に際しては、電子署名を書類署名と認める。E ファイリング（オンライン提出）の詳細は、[] で説明する。	
3	概念	提出の最終日が公休日だった場合 書類の提出期限が週末または祝祭日となる場合、提出期限はその翌日、即ち登録局が開く日となる。但し、書類をオンライン提出する場合は例外とする。	
4		書類の署名と署名日の記入は必須である	
4.1	概念	署名できるのは？ 出願、通知または請願には、出願の行為者または代理人が署名しなければならない。 出願、通知または請願が（第 1 章セクション B に定義する通り）	第 145 条、規則 14

		複数の申請者によるものであり、かつ全当事者による委任を受けた代理人が署名しない場合、その書類には、出願、通知または請願の名義人各人が署名しなければならない。 弁護士または登録商標代理人または（行為者）本人に専属正規雇用されている者は、出願、通知または請願の行為者の代理人として署名することができる。 パートナーシップ企業の利益に供する書類は、少なくともパートナー一名が、自社の代理で署名する旨述べた上で、署名しなければならない。 法人の利益に供する書類は、その法人の代表者または秘書役または他の主要幹部が署名しなければならず、かつ書類に署名する個人の役職名を署名の下に記載しなければならない。	
4.2		出願人は送達宛先を提示する必要がある	
4.2.1	出願人側の要件	出願、通知または請願の行為者または商標権者または、ある商標に自ら有する権益または権利の要求が登録簿上に登録されている者は、インドに主事業所を保有していない場合、インドにおける送達宛先を提示しなければならない。 インドの出願人もまた、インドにおける送達宛先に言及しなければならない。 注： 書類提出に際して、出願人／代理人は、登録局からの電子通信に備え、E メールアドレスを提示する必要がある。	第 143 条、規則 18 および 19
4.2.2	出願人側の要件	送達宛先とは、商標登録局（または他の当事者）から書類が送達または付与される住所であり、インド国内の住所でなければならない。	第 18 条(3)
4.2.3	出願人側の要件	出願、通知または請願の提出者の送達宛先は、その提出者が別の住所を登録局に通知しない限り、その出願、通知または請願に記載される送達宛先とする。 インドにおける送達宛先は、出願を行った時点でインドに主営業所を持ち、その後、その営業所がなくなった場合でも、各出願人、共願人または商標権者が提示する必要がある。	規則 18 および 19
4.2.4	出願人側の要件	送達宛先の変更は、所定の料金を添え、フォーム TM-16 または TM-50 による請願の形式で、登録局に書面で届け出なければならない。	第 8 条(4)、第 22 条、第 58 条、規則 41、91、96、97
4.2.5	オフィスア	登録局からある人物に送達、付与または送付されるべき書類	第 143 条、

	クシヨン	は、その人物の送達宛先に残してくれば良く、または郵送でも良い。 一つの通知または請願を複数の出願人または複数の行為者が行い、複数の送達宛先が提示されている場合、連絡文書は、第一の宛先のみを送付されさえすれば良い。	規則 15
4.3		料金	
	出願人側の要件	出願、通知および請願のすべてについて、2002 年商標規則第 1 別表に規定する料金を併せて納付しなければならない。 料金は現金または商標登録局の適切な支局の所在地にある指定銀行が振り出した銀行為替手形もしくは小切手で納付できる。銀行為替手形または小切手は、横線（線引き）為替手形、小切手とする。 公式ウェブサイト、即ち ipindia.nic.in. に設置される納付ゲートウェイ利用によるオンライン納付も可能である。	規則 11(5) お よ び 25(19)
5		提出要件違反	
		商標局宛提出物として受領された書類がその書類提出に関して本法または本規則に従っていない場合： 料金納付を伴う書類に関し、適正な料金が納付されていない場合、該当書類は未提出と見なされる。書類は、適正な料金の納付があってはじめて提出済みと見なされる。 小切手の不渡りおよび換金不能は、適正な料金未納として扱われるべきである。 何らかの技術的理由による送金小切手の換金不能もまた、適正な料金未納付と扱われるべきである。 料金納付不要の書類の場合、署名がなければ、または参照すべき出願／異議申立／修正／RU／CC 番号の記載がなければ、不受理となる。	第 150 条、 規則 11(2) お よ び 11(5)
6		提出の流れ	
6.1	オフィスアクション	提出書類はすべて、商標システム（TMS）のフロント・オフィス（窓口部門）・モジュール経由で受理される。	
6.2	オフィスアクション	商標登録局宛ての書類はすべて、局内監督者が受理するが、その不在時には、同部門アシスタント／事務官が受理する。	
6.3	オフィスアクション	書類は、郵便で受領次第、R&E（受理および電子データ処理）部門長が開封する。料金納付を伴う書類は、支払カウンターへ送られ、同カウンターでシステムにより料金納付レシートを作成する。料金納付不要書類の場合は、受領書が作成される。	
6.4		窓口部門は、受領した書類すべてにスタンプを押す（併せて担	

		当職員の署名を付す)。スタンプには、書類の受領日、料金納付があった場合その金額、書類の提出先となる登録局の部課の表示を含む必要がある。この処理を終えた提出書類には、システムにより作成されるレシート／受領書が付され、当該2書類には、該当する場合、局内の部課名、受理番号、日時、書類提出者の詳細、提出された商標フォーム、参照番号、書類が代理提出された本人の詳細、納付済み料金の金額、および納付方法が記載される。	
6.5	オフィスアクション	データ入力、EDP（電子データ処理）モジュールにおいて行われる。図形商標の場合、本来の色で別個スキャンした上で、システムにアップロードする。	
6.6	オフィスアクション	R&E（受理および電子データ処理）部門は、流入する全文書／全書類をデジタル化し、適正なモジュール、即ち、出願、異議申立、登録後、RU および著作権モジュール経由でデジタル化した書類をシステムにアップロードする。書状は、適切な部門に送られる。	
6.7	オフィスアクション	一件の請願で複数の商標に関わる登録後請願では、スキャンした書類のコピーは、その請願の対象となるすべての登録商標毎にアップロードする。	

セクション B： 商標出願の申請

このセクションで取り組むのは、商標出願の申請に関する規定であり、第 1 章セクション A で述べた提出要件全般の補足または追加となるものである。商標登録出願を行う出願人は、いずれにせよ、提出要件全般に従わねばならない。

セクション B では、提出要件に加え、商標出願が審査に進むための受容性に関する方式要件もまた仄見える筈である。

第 18 条(4)および第 18 条(5)に基づく商標登録出願の審査の一部として、登録官は、出願が 1999 年商標法（以下「本法」という）および／または 2002 年商標規則（以下「本規則」という）を遵守してなされたものか否か判断しなければならない。

連番		概要	本法および 本規則の関 連規定
1		商標出願の申請	
1.1	概念	商標出願を申請できるのは？ 商品および／または役務に関する商標の権利者であると自ら主張する者は、商標登録を申請できる。 商標出願を成すという目的の前で「者」が含むのは： 自然人、 法人、 パートナーシップ企業	第 18 条(1)

		HUF（インド母系拡大家族）、人々の結社（団体商標の場合）、共同権利者 トラスト、 協会 政府当局／事業	
1.2	概念	商標の共有 二人以上の者が共同権利者として一つの商標を個別に使用しているか、個別に使用する予定がある場合、その者らは共同権利者として一商標の登録を申請できる。 二人以上の者が一商標の登録を申請し得る状況は、本法第 24 条(2)に定める。	第 24 条
1.3	概念	登録出願が可能な商標とは： ・既に使用中のもの ・使用予定、または使用意思があるもの ・1956 年会社法による編成、登記が予定される企業に対する譲渡が意図され、かつ、その譲渡の目的が、同企業が自らの商品および役務に使用することである場合。	第18条(1)
1.4	概念	商標出願に先立つ権利者の特定 商標登録を申請する者は、権利者であると明白に特定されなければならない。	
2		出願人側に必要な詳細	
2.1	出願人側の要件	個人の場合 出願人のフル・ネームが要求される。商号または事業形態は、個人の名義として認められない。なぜなら商号または事業形態は、出願人としての性質（法定主体）を示すものではなく、商標出願という目的の前ではむしろ仮名の性質を持つものだからである。事業形態または商号が個人名義に追加して願書に記載されている場合、その詳細は別個、把握されることになる。	
2.2	出願人側の要件	共同権利者の場合 共同権利者の場合、個人、企業の別を問わず、共同権利者それぞれのフル・ネームが原則、必要とされる。事業形態または商号は、共同権利者の名義としては容認されず、共同権利者に加える形で提示される場合、当該スタイル／ネームは別個、登録される。	
2.3	出願人側の要件	パートナーシップ企業の場合 パートナーシップ企業が提出する願書には、原則的に、全パートナーの氏名を記載する必要がある。	
2.4	出願人側の要件	企業の場合 企業設立時の名称が必要とされる。事業形態または商号が提示されている場合、別個のものとして登録される。 法人種別の略称は容認され得る。この部分の最後に添付する付属書類 A の中に、法人と認められる法人種別略称のリストがあ	

		る。	
2.5	出願人側の要件	政府機関の場合 出願人が政府機関の場合、以下の通り、出願人の名義として伝統的に使われてきた形式がある。即ち、「インド政府／州（続けて機関名を記載）、代表者は_____（権限受任者の氏名、続けて機関名を記載）」	
2.6	出願人側の要件	制定法上の団体／公共部門の事業の場合 当該団体／事業の機能を解除する法律上の明文規定に言及する必要がある。「(…法に基づき設立された) Life Insurance Company of India／インドの生命保険会社」など、その団体／事業を名義とする出願が可能であり、その際、その授權署名者が同団体／事業を規制する規則に定められた方法で署名する。	
2.7	出願人側の要件	パリ条約に基づく出願として出願された場合 インドにおける送達宛先に加え、出願人の母国の住所を提示することになる。	
2.8	出願人側の要件	使用に関する陳述 出願人またはその前権利者が当該商標をいつから使用したか、その年月日を示す使用者の陳述を願書に言及しなければならない。但し当該商標が使用予定の場合は例外となり、その場合は明確に「使用予定」の旨、言及する。使用者の陳述については、後になっての変更は許可されない。	規則 27
2.9	出願人側の要件	商品／役務の明らかな明細 商品および／または役務の明細は、非現実的に広くてはいけない。さもないと、他者が使用する領域、または使用意思を持つ領域に抵触することになる。その場合、登録官は、当該商標の使用意思を承認する宣言を要求できる。	[規 則 25(15)]
3		出願フォーム	
3.1	出願人側の要件	出願人は、2002 年商標規則別表 II に提示される所定の関連フォームを用いて自らの願書（複数）を提出する必要がある。一部の所定フォームには、フォーム記入上の具体的な指示が盛り込まれており、この指示は守らなければならない。	第 18 条、 規 則 12(1)、規 則 13(1)、 規則 14(2)
4		出願フォームに必要となる情報	
4.1	出願人側の要件	願書には以下の情報を盛り込まねばならない。 ・所有者（複数の場合あり）の名称 ・有効な E メール ID ・主たる事業所 ・送達宛先 ・標章のタイプ、即ち文字商標、ラベル、図形など ・パリ条約に基づく出願の場合、優先日は一件のみ主張すべきである。異なる商品および／または役務毎に別の複数の優先日を主張する場合、別個の出願を申請する必要がある。	第 143 条、 規則 16、 18 および 19

		・商標表示の追加 2 枚 ・商標の記載。立体または色彩商標の場合、その旨の記載を含める。 ・（一商標の所有者が商標登録の申請をする時、求めているのは当該商標に対する制定法上の保護である。所有者は、保護の付与が可能になるよう、一体何が保護されるべきか願書で十分定義しなければならない。） ・記載事項が属する分類の番号（登録局が決定し、公式ウェブサイトに掲示する分類に準じる） ・商品および役務の明細（分類に掲示する品目リストに準じる） ・出願商標に英語／ヒンディー語以外の言語、および／またはローマ字／デバナナーガリ文字以外の文字が含まれる場合、当該出願商標の訳語および音訳 ・署名および署名者のフル・ネーム ・署名者の指名、また願書の署名の拠りどころである役職名 注：上に記載の情報はすべて、はっきりと判読できる形で記載する必要がある。	
4.2	出願人側の要件	商標の表示 商標の表示は商標をはっきりと識別させなければならず、また出願フォームに定める所定の様式に従う必要がある。表示には商標の特徴をすべてはっきりと明示する必要がある。更に、立体商標または色の組み合わせから構成する商標の場合は、その旨願書に記述する必要がある。表示は耐用性と相応の品質を備えていなければならない。	規則 15、 28、30(1)
4.3	出願人側の要件	図形的表示に関する要件 登録という目的を前に、商標は図形的に表示できなければならないため、登録官は実務上、願書に盛り込まれる商標の図形的表示を必要とする。色の組み合わせ、立体またはパッケージから構成する各商標にもまた、当該商標の詳細で正確な記載を併せて盛り込まなければならない。その記載は裏書きとして記録されると共に、図形的表示と共に登録領域の決定に際して一助となる。適切な表示を提供する責任は、常に出願人にある。	第 2 条(zb)
4.4	出願人側の要件	商標のサイズ 商標表示のサイズは、実行可能な場合は、8 cm× 8 cm 以内に納める必要がある。シリーズ商標の申請時、商標の表示をまとめると 8 cm× 8 cm 以上になる場合でも、シリーズに属する各商標の表示は、実行できるなら 8 cm× 8 cm 以内にする必要がある、また願書に添付しなければならない。	規則 28 第 15 条(3) 規則 25(10)
4.5	出願人側の要件	表示の必須要件 ・商標の特徴すべてをはっきりと示すこと ・経年後も確実に商標の特徴すべてを保持し得る品質であること	

		・複製に適していること	
4.6	出願人側の要件	シリーズ商標の場合： シリーズ化の要求があり、一商標がモノクロ、その他が色つきかまたはシリーズ自体が色の異なる複数商標に関するものの場合、願書には以下のような裏書きが要求される - 最初の表示がモノクロ、後続のものは色彩商標の場合： シリーズ第二の商標は色彩付きの描写であり、出願フォームに貼付の表示に示す通りである。 （この文言をシリーズ中、後続の商標にも繰り返す。） 二つの商標によるシリーズの場合： シリーズ商標中の色彩商標は色彩付きで描写されており、出願フォームに貼付の表示に示す通りである。 シリーズ中のすべてが色彩商標の場合： シリーズ第一の商標は色彩付きの描写であり、出願フォームに貼付の表示に示す通りである。 （この文言をシリーズ中、後続の商標にも繰り返す。）	
4.7		立体商標の場合	
4.7.1	出願人側の要件	出願人は、願書において、当該出願が立体商標に関するものである旨、言明しなければならない。この言明が成されていない状況にあって、それでも、立体（3-D）図面による描写から、立体商標である旨一目瞭然の場合、審査官は、当該商標が事実、立体商標なのかあるいはそうでないのか問い合わせを行う必要がある。	規則 29(4)
4.7.2	出願人側の要件	立体商標または立体を含む商標の表示は、実行可能な場合、透視図とし、商標の特徴をすべて示す必要がある。表示を構成すると主張される構造の部分は、商標の詳細で正確な記載を伴わなければならない。この記載は裏書きとして記録されると共に、登録領域の決定に際して一助となる役割を果たす。表示と記載の間に不一致があるべきではなく、一般に、両者間の関係性を明らかにするため、記載を起点に表示を参照すべきである。	規則 29(4)
4.7.3	出願人側の要件	商標の図面を複数提出する場合、各商標図面の表示は（実行できる場合、8 cm× 8 cm を超えないサイズで）願書に貼付、またはオンライン出願の場合は願書と共にアップロードする必要がある。	
4.7.4	出願人側の要件	出願人が提供した商標の表示が、当該商標の特徴をすべて示すものでない場合、登録官は、5 枚を限りに、商標図面の追加を要求することができる。	
4.7.5	出願人側の要件	商標の記載または表示が商標の性質を十分明示せず、あるいは商標が持つ特徴それぞれを十分に示すことができないため、要	規則 36

		件を満たすものではない場合、出願人は、商標の記載もしくは追加的な記載および商標見本の提供を要請されることがある。期限は、その旨の公式文書の発行から1カ月以内とし、出願人がこの要件に従えなかった場合、当該出願が放棄扱いとなることがある。	
4.7.6	出願人側の要件	上質紙に転載した立体商標のモノクロまたはカラー写真は、商標の表示として容認される。但し、当該写真は、公告目的のため複製可能でなければならない。手元の写真（複数の場合あり）の複製がどうなるか懸念される場合には、モノクロ写真を撮るべきである。写真は、明瞭なら、容認され得る。－ そうでない場合、出願人は明瞭な写真の提供を要求される必要がある。各写真は最大2枚ずつ要求され得る。オンライン出願の場合、写真はスキャン後、願書と共にアップロードする必要がある。局では写真のコピーは受け付けないため、写真は明瞭なオリジナルを提出する必要がある。また、「インスタント」写真も経年劣化のため受理されない。	
4.8		色の組み合わせとしての商標の場合	
4.8.1	出願人側の要件	商品またはそのパッケージに付されたり、その役務に関して使われたりする色の組み合わせを出願人が商標として主張する場合、その主張は、願書上に色彩商標として特定するという形で行う必要がある。国際色彩分類制度（追って確認予定）に準じた色の組み合わせの正確な記載のほか、商標の図形的表示の提供によっても、出願人はここでもまた、願書上の商標についての詳細で正確な記載を提供しなければならない。この記載には当該商標を構成するものとは何か、記載が表示にどう関係するか、正確に述べるべきであり、そしてこの記載は裏書きとして記録されると共に、登録領域の決定に際して一助となる役割を果たす。薬品カプセルに適用される色の組み合わせから構成する商標について、適切な記載形式を例示する。即ち、この商標は、願書の表示に図示される通り、カプセルの片側半分に塗るえび茶色と、別の半分に塗る金色で構成する商標である。	規則 29
4.8.2	出願人側の要件	商標登録に関する願書は3部一式とし、商標の表示はそれに5部追加して提出する必要がある。 追加表示による商標の表示および願書上の表示はすべて厳密に一致しなければならない。 追加表示は、登録を求める商品／役務の明細および分類、出願人の名称および住所、もしあれば代理人の名称および住所、もしあれば使用期間から構成するものとし、そして登録官が随時要求し得るその他の詳細もこれに含まれる。 出願商標が色の組み合わせとして主張される場合、モノクロの複製を1部、残り4部を着色分で提出する必要がある。 提供する複製は、異なる3部の図面から構成しなければならない	

		い。 登録官は、複製が立体商標の特徴をすべて示し得ていないと判断した場合、5部を限度に2カ月以内に図面および商標の文言による記載を提供するよう要求することができる。 登録官は、提供された異なる図面でも商標の詳細を十分示し得ていないと判断した場合、商標見本を要求することができる。 出願商標が商品またはそのパッケージの形状から構成する場合、出願人が提供する複製は、異なる5部の図面および商標の文言による記載から構成しなければならない。 登録官は、提供された異なる図面でも商標の詳細を十分示し得ていないと判断した場合、場合に応じて商品またはパッケージの見本を要求することができる。	
4.8.3	出願人側の要件	商標が常に特定の色で使用される場合、異なる形の裏書が要求される可能性もある。この状況が発生する可能性が最も高いのは、識別力に欠ける商標について、特定の色彩で使用された時には識別力がある旨、使用証拠を通して立証されたような場合である。登録の容認は、色彩限定に基づき許可されることがある。 裏書きの文言は以下の通りとなる。 本商標の登録は、…色で構成する。 注： 出願人自身がいくつかの色に限定することを選択する場合、同じ形の裏書きで適切である。	
5	出願人側の要件	英語／ヒンディー語以外の言語、および／またはローマ字／デバナーガリ文字以外の文字を含む表示	
5.1	出願人側の要件	商標に英語／ヒンディー語以外の言語、および／またはローマ字／デバナーガリ文字以外の文字が含まれる場合、出願人は、当該商標出願の擁護のため、その英訳／ヒンディー語訳および音訳を提出しなければならない。	
5.2	オフィスアクション	英語／ヒンディー語以外の言語の語句、および／またはローマ字／デバナーガリ文字以外の文字を含む商標すべてについて、登録簿に裏書きを記録しなければならない。	
5.3	オフィスアクション	出願人が訳語／音訳を提示した場合、システムに裏書きを記録する。	
5.4	オフィスアクション	訳語／音訳が提示された場合、審査官はそれを要求する必要がある、TM-16を通して情報を受領した時点で、システムに適切な裏書きを記録する。 当該の要求が順守されない場合、不服従により出願が放棄されたものと見なす。	
5.4	オフィスアクション	英語／ヒンディー語以外の語句を含む商標の場合、裏書きの文言が踏襲すべき形式は以下の通りである：当該商標に現出する（<u>国籍／言語</u>）の訳語は、…である旨、出願人は提示した。 ローマ字／デバナーガリ文字以外の文字を含む商標の場合、裏	

		書きの文言がとるべき形式は以下の通りである：当該商標に現出する（ 国籍／言語 ）は、…と音訳でき、英語には…と翻訳できる旨、出願人は提示した。	
5.5	概念	方式関連事項において出願人が提供した情報は、審査の間に別途判明しない限り、正確な情報として受け入れるべきである。	
6		登録を求める商品および／または役務の明細	
	概念	一つの商標に関する登録出願は、複数分類の商品および／または役務について行うことができる。 注： 出願人は、行った出願に関連する商品および／または役務を特定する必要がある。ある特定の分類に属する全商品、製品または役務に関する登録を要求する明細は広過ぎると見なされる恐れがある。	第 18 条(2)
6.1	出願人側の要件	出願人は、規則 103 に定める方法で、登録を求める商品および／または役務を特定しなければならない。	規則 103
6.1.1	出願人側の要件	出願が複数分類に該当する場合、商品および／または役務は、分類番号でまとめる形でグループ分けしなければならない。	
6.1.2	出願人側の要件	商品および／または役務の各グループについて、分類番号を選択しなければならない。出願が複数分類に該当する場合、商品および／または役務は、分類番号でまとめる形でグループ分けしなければならない。商品および／または役務のグループは、昇順の分類番号で表示しなければならない。	
6.1.3	出願人側の要件	出願人は、実行可能な範囲内で、登録を求める商品および／または役務を登録官が公表している分類表の文言を使って特定すべきである。このリストは、商標登録局またはウェブサイト www.ipindia.nic.in 上で入手できる。	第 7 条
6.1.4		前項 6.1.3 で望ましいとされる文言を使って商品および／または役務を記載できない場合は、該当の商品および／または役務について適正な情報を併せて提示する必要がある。	
6.2		明細上の制約	
	概念	明細において要求する商品および／または役務の領域には制約が存在する。この制約については、1999 年商標法の規定に基づき、商標の不正使用として侵害訴訟の対象とし得る商品および／または役務が以下の通りとなる事実と照合する形で、制定法に盛り込まれている： 当該商標の登録の対象である商品（ 登録商品 ）の記載と同じ記載の商品、または 登録商品と緊密な関係を持つ役務、または 当該商標の登録の対象である役務（ 登録役務 ）の記載と同じ記載の役務、または 登録役務と緊密な関係を持つ商品。 現行法（1999 年商標法）の規定は、1958 年商標および商品標	第 29 条(2)

		法に存在するものよりはるかに広い。旧法下では、侵害訴訟は、登録が付与されている商品と厳密に同じものについて不正使用が発生している状況に制限されていたからである。従って、現行法下の出願人には、自らの現在の取引活動、および／または今後考慮すべき取引活動を反映する形で、商品および／または役務の明細を限定するよう期待する。別の形で進めようものなら、出願人自身の不利益につながりかねない。つまり自らの登録を、不使用抹消手続を迎え入れる状態に置いてしまうことになる。現行法下の不使用抹消手続では、全指定商品および／または役務について当該商標を善意で使用してきたこと、または使用する意思があることを立証する責任は登録権者にあるのである。	
6.2.1	概念	登録を求める商品および／または役務の明細において、「全商品」、「全役務」、「その他の商品すべて」および「その他の役務すべて」という表現は使用禁止である。これらの表現、または「全品目」もしくは「全製品」といった同等の表現の使用は、明細の全体にせよ、一部にせよ認められない。出願の対象が具体的な商品および／または役務である一方、明細に上記の非具体的表現を一つでも含む場合でも、その出願自体は「出願」の扱いを受けるが、但し出願人は、出願後実行可能となり次第、なるべく早い時点で、その削除を求められることになる。審査の時点で当該表現が削除されないままの場合、審査官が再度、当該表現の削除を要求する。当該表現の場所に入れ替える形で、品目を追加することはできない。	規則 25(15)
6.2.2	概念	一件の出願において、特定の一分類における商品および／または役務の種類が多く、登録官の意見では、その範囲の広さが非現実的であり、商業的な意味では、出願人がそこまで広範な商品または役務を取引したり、提供したりする可能性は非常に低いと考えられる場合、商品および／または役務の明細の一部として要求できないことがある。そういった状況では、出願人には、全指定商品および／または役務について当該商標を使用している旨、または使用する意思がある旨立証できない可能性があるからである。 たとえば、出願人が第9類の類見出し（クラス・ヘディング）を指定した場合、審査官がその明細を非現実的に広いと考え、その旨出願人に勧告することもあり得る。この問題を克服しようと思えば、出願人には、その広い明細の中で指定した全商品または役務について自らが有する使用意思を、宣誓供述書の形で登録官に対し宣言することで確認する必要が生じることになる。この宣誓供述書は、問題の分類または複数分類に関し指定した全品目に関して本法の規則 25(15)が定める要件に当該出願が合致している旨、登録官に納得させるために必要となる	規則 25(15)

		ものである。但し、もう一つ別の方法がある。当該出願の領域を商業的に現実に限定的な品目に限定する形で、明細を補正することが出願人には望ましいかもしれない。なお、規則 25(15)の規定は通常、一つの分類の範囲内で指定される広範な商品または役務についてのみ発動されるものであり、複数分類にまたがる広範な品目に関するものではない旨、特に注意しておく必要がある。	
6.3		明細に関する問題	
6.3.1	オフィスアクション	最低限の提出要件への適合性チェックの一部として、明細の予備的なチェックは行われるが、商品および／または役務の適正な指定および分類分けについては、審査官が自らの責任で請け合うべきものである。単一分類出願については、商品または役務が当該出願で選択された分類にあてはまるか、そのチェックがこれに含まれる。多分類出願については、各指定分類内でグループ分けされた商品または役務が適正に分類分けされているか、審査官はチェックしなければならない。以下の問題の発生を想定できる。	
6.3.2	オフィスアクション	複数分類に該当する商品または役務について出願された一件の出願で、その一部の商品および／または役務が当該分類に該当せず他の分類にあてはまる場合、出願人には、指定分類に該当しない商品および／または役務を削除するか、またはこれらの品目を対象とする分類を「追加するか」、二つの選択肢がある。分割費用および分類費用の納付を前提として、分類追加のための追加費用が必要となる。 審査官は、これらの選択肢について、出願人に教示すべきである。出願人が分類追加を選ぶ場合、追加料がいくらになるか教示し、また料金納付まで登録能力に関する出願商標の審査が進まない旨教示すべきである。 ある商品および／または役務の品目が適正に指定分類に分類分けされている一方、指定以外の分類にもまた該当する可能性がある時は、出願人の希望は、指定分類に属する商品または役務の指定のみだったと解釈されることに留意されたい。この点について更に照会を行うことはなく、また追加分類も追加されない。	規則 25(19)
6.3.3	オフィスアクション	指定分類は一分類のみ、一方複数分類にまたがる商品および／または役務が特定され、出願人が追加分類に関する費用を納付している場合、審査は継続し、出願人は適正な分類番号の挿入について同意を求められる。	
7		署名および日付	
	出願人側の要件	出願フォームには署名の上、日付を記入しなければならない。	規則 25(1)
	出願人側の要件	願書には出願人、または出願人の代理で願書に署名する権限を受けた者が署名しなければならない。出願人の代理で署名でき	第 145 条

		る者とは第 145 条の定義の通り、(a) 弁護士、(b) 商標代理人、または(c) (出願人) 本人に専属正規雇用されている者となる。	
	出願人側の要件	出願人の代理人が願書に署名した場合、願書に署名した人物にその署名権限があったか判断できるように、その願書署名者の肩書きを提示しなければならない。	
	出願人側の要件	商標登録出願の名義が受託者または複数受託者の場合、運用受託者もしくは運用受託者（複数）または当該受託者または複数受託者を代表して署名権限を付与されている人物が願書に署名する必要がある。	
	出願人側の要件	出願人による専属雇用を受けていない会計士など、署名権限を付与されていない者が署名を行った場合、出願人は、権限を受けた人物に出願フォームに署名させるよう要求を受けるべきである。	
	出願人側の要件	出願の名義が複数個人であり、その願書に彼ら自ら署名している場合、全員を代理して誰かが署名するのではなく、各個人がその願書に署名しなければならない。	
	出願人側の要件	各署名者の氏名をその署名の下または傍らに読み易く記載しなければならない（ブロック体大文字が望ましい）。この要件は、願書に署名したまさにその人物を特定できるようにすることが目的である。	
	出願人側の要件	願書に日付の記入がない場合、この情報を提供しよう出願人に要求すべきではない。願書の署名日は重要な情報ではない。なぜなら出願日こそ局の受領日であり、その根拠は「料金納付スタンプ日」となるからである。	
8		料金	
	出願人側の要件	願書は、別表 I による適正な料金の納付と併せて提出される必要がある。 明細が 500 文字を越えた場合、文字追加料はフォーム TM-61 を使って納付できる。	規則 11(3) および(4) 規則 25(16)
9		出願要件不服従の結果	
	オフィスアクション	登録官は、出願要件に関する願書の瑕疵を出願人に通知し、その是正のため 1 カ月の期限を出願人に許可する。許可された期間内に瑕疵の是正がなかった場合、当該出願は放棄扱いとなることがある。	規則 36
10		データ入力	
	オフィスアクション	データ入力は、EDP（電子データ処理）モジュールにおいて行われる。図形商標の場合、本来の色で別個スキャンした上で、システムにアップロードしなければならない。 データ入力は、受理および電子データ処理部門の担当部門長が認証する。 認証後、願書は TMS システム経由で審査に進む。但し図形商標を含む願書はその例外となり、その場合、願書はウィーン図	

		形分類コード特定に進む。	
11		ウィーン図形分類コード特定	
	オフィスアクション	「ウィーン・コード特定部門 (VCS)」では、任命を受けた職員が、登録出願に現出する図形要素を分類しなければならない。VCS 職員は「ウィーン協定に基づく標章の図形要素の国際分類」に従ってコードを入力し、TMS システムの特定モジュールで出願にコードを記録しなければならない。 その後、出願は TMS システム経由で審査に進む。	

第 2 章

商標登録出願の審査

序論および範囲

商標登録出願のデータが入力されると、商標登録願書および関連書類がある場合にはそれを含めて電子化が完了すると、出願は商標法令の規定に基づいて審査するため、審査官に割り当てられる。

以下では、「審査官」の語は出願の審査するよう任命された任意の職員を含むものとする。審査のための既存の審査官への出願の割り当ては、商標システムを通じ、厳格に願書提出の日時の順に従って、自動的に行われる。

但し、様式 TM-63 を使用して優先審査が要求され、TMR の各支所の Receipt & EDP セクションの担当官がそれを承認した出願については、優先的に審査が割り当てられる。

審査官は、通常、出願 20 件を 1 ロットとして割り当てを受ける。審査官は、**出願の詳細および願書の原本（すなわち、TM-1、TM-51 等）**を見て、以下の点について精査する。

- a. 出願は 2002 年商標規則で規定した態様に従って行われているか
- b. 商標登録出願は、1999 年商標法に基づいて（相対的事由および／または絶対的事由に基づいて）その登録を拒絶できるか（該当する場合には、その理由）
- c. 出願を登録受理できる場合、何らかの制約、条件、制限を付すことが必要か

審査官は、上記に従い、出願を全面的に審査し、審査対象の標章と同一または類似の先行商標の調査を行い、システムを通じて総合審査報告書を作成するものとする。審査報告書には、該当する場合には、以下の事項を含めるものとする。

- i. 願書の提出についての形式要件に関するすべての拒絶理由
- ii. 1999 年商標法第 9 条、11 条、および他の条項に基づく当該商標登録出願の受入れの拒絶
- iii. 登録出願が受け入れられた場合の、当該出願の受入れの条件または標章の使用の制限に関する提案

審査官が、何らかの形式要件のため、たとえば、商標が英語またはヒンズー語以外の言語であるため、全面的に審査できない場合、審査官は出願人に対して要件を順守するよう求め、要件が充足されるまで、審査を保留できる。

本文書中、以下で、文書による通信、要件への適合性、応答に関して「出願人」に言及した場合、文脈上、別段の意味を有すると認められる場合を除き、出願人の授権された代理人を含むものとする。

本章では、商標出願の審査に関する慣行および手続を取り扱う。

連番		概要	本法および 本規則の関 連規定						
1.		出願の性質の特定							
1.1	オフィスア クション	審査官は提出された様式に基づいて登録出願の性質を特定する。 各種の出願について指定された様式は以下のとおりである。 <table><tr><th>出願の種類</th><th>様式</th></tr><tr><td>特定の 1 クラスに含まれる商品または役務につい ての商標登録出願</td><td>TM-1</td></tr><tr><td>特定の 1 クラスに含まれる商品または役務につい</td><td>TM-2</td></tr></table>	出願の種類	様式	特定の 1 クラスに含まれる商品または役務につい ての商標登録出願	TM-1	特定の 1 クラスに含まれる商品または役務につい	TM-2	2002 年商 標規則、別 表 I
出願の種類	様式								
特定の 1 クラスに含まれる商品または役務につい ての商標登録出願	TM-1								
特定の 1 クラスに含まれる商品または役務につい	TM-2								

		ての商標登録出願であって、第 154 条に基づく優先権主張を伴うもの		
		複数の異なるクラスの商品または役務についての単一の商標登録出願	TM-51	
		複数の異なるクラスの商品または役務についての単一の商標登録出願であって、第 154 条に基づく優先権主張を伴うもの	TM-52	
		特定の 1 クラスに含まれる商品または役務についての団体標章登録出願	TM-3	
		特定の 1 クラスに含まれる商品または役務についての団体標章登録出願であって、第 154 条に基づく優先権主張を伴うもの	TM-64	
		複数の異なるクラスの商品または役務についての単一の団体標章登録出願	TM-66	
		複数の異なるクラスの商品または役務についての単一の団体標章登録出願であって、第 154 条に基づく優先権主張を伴うもの	TM-67	
		特定の 1 クラスに含まれる商品または役務についての証明標章登録出願	TM-4	
		特定の 1 クラスに含まれる商品または役務についての証明標章登録出願であって、第 154 条に基づく優先権主張を伴うもの	TM-65	
		複数の異なるクラスの商品または役務についての単一の証明標章登録出願	TM-68	
		複数の異なるクラスの商品または役務についての単一の証明標章登録出願であって、第 154 条に基づく優先権主張を伴うもの	TM-69	
		単一または複数のクラスに含まれる商品または役務の指定に基づくシリーズ商標登録出願	TM-8	
		単一または複数のクラスに含まれる商品または役務の指定に基づくシリーズ商標登録出願であって、第 154 条に基づく優先権主張を伴うもの	TM-37	
1.2	オフィスアクション	出願が適正な様式によって行われていない場合、審査官は、記載されている様式の番号にかかわらず、提出されている出願の性質に応じて審査し、出願人に対して、様式 TM-16 による申請を提出して出願の様式を訂正することを要求する。 一例として、拒絶理由通知は以下の文による。 <i>The application is made on form TM-1, for certification mark in respect of goods or services falling in a class, the form of the application should be corrected as TM-4 by filing a request on form TM-16.</i>		

2		出願人の名称が適切であることの確認	
2.1	オフィスアクション	審査官は商標権者であることを主張している出願人の名称が適切に願書に記載されることを確保するものとする。	
2.2	概念	商標法第 18 条は、「自己が使用しているか、使用を予定している商標権者であることを主張する者が、その商標を登録することを希望する場合、当該商標の登録について所定の態様で登録局に対し、書面に出願するものとする」と規定している。 商標登録出願は、個人、会社、団体、トラスト、政府機関または公共部門の企業、パートナーシップによる企業、商標を共同所有する共同経営者である 2 名以上の個人により、あるいはこれらの者のために行うことができる。2 名以上の者が商標登録出願できる場合については、同法第 24 条に規定されている。 出願人が個人である場合 個人のフルネームが要求される。商号または事業形態は、個人の氏名に添えて提出すべき追加情報である。 その場合、出願人の名称は以下のように表示するものとする。 「<i>Ram Kumar Verma, an Indian National trading as Verma Trading Company</i>」 出願人が会社である場合 会社は、自己の企業名で商標登録出願できる。登記の性質、設立国、会社登記の準拠法について記載することを要する。 その場合、出願人の名称は以下のように表示するものとする。 「<i>M/s Singh Industries Limited, a company registered in India under Indian Companies Act 1956</i>」 法人格を有する会社の場合、取締役以外に独自のアイデンティティを有しているため、会社の取締役を出願人にすることはできない。但し、取締役がその権限を与えられている場合、取締役が願書に署名し、提出することはできる。 出願人が企業体である場合 パートナーシップによる企業体は出願することが可能であり、その場合、<i>A, B, C, & D trading as M/s XYZ, an Indian Partnership Firm registered under Indian Partnership Act 1932</i> のように、パートナー全員の名称を記載するものとする。 パートナーシップに、未成年者が含まれている場合、当該未成年者を代理する保護者の氏名も記載するものとする。 出願人がトラストである場合 トラストのために出願することができる。その場合、トラストを代表する運用受託者／会長の氏名も記載するものとする。	第 18 条

	その場合、出願人の名称は以下のように表示するものとする。 「<i>M/s XYZ, a trust registered in India under Indian Trust Act 1882, and represented by Mr. X, its Managing Trustee.</i>」 出願人が団体である場合 出願は団体のために行うことができる。 その場合、出願人の名称は以下のように表示するものとする。 「<i>M/s XYZ, a society registered in India under Maharashtra Co-Operative Societies Act through its secretary Mr. A.</i>」 出願人が政府である場合 中央政府または地方政府、あるいはそれらの政府が所有または運営する企業体または会社も他の者と同様に商標登録出願できる。 出願人が政府の部局である場合、 そのような場合、出願人の名称は以下のように表示するものとする。 「<i>The Government of India/Government of … (state) …Represented by … (name of the Department) … through its Secretary Mr. xxx</i>」 出願人が政府事業体である場合 出願は事業体の名義により、当該団体の規則で規定された態様で署名することができる。出願人が政府事業体である場合、事業体の名称に併せて当該事業体の運営の基礎になっている根拠（通常は、法律）にも言及するものとする。 その場合、出願人の名称は以下のように表示するものとする。 「<i>M/s Life Insurance Corporation, a Public Sector undertaking established under the Life Insurance of India Act 1956</i>」 共同出願人が存在する場合 第 24 条は、共同出願に関連する商品または役務について当該商標が使用されているか、使用を予定している場合、2 名以上の者を共同商標権者として登録することを可能にしている。 そのような場合、出願人の名称は以下のように表示するものとする。 「<i>M/s XXXX a company registered in India under Indian Companies Act 1956 and M/s YYYY a company registered in India under Indian Companies Act 1956 …, claiming to be joint proprietors of the trademark.</i>」	
--	---	--

2.3	オフィスアクション	出願人の名称が適正に表示されていない場合、審査官は以下のように拒絶理由通知を発行するものとする。 「 <i>The application appears to have been filed in the name of a partnership firm, names of all Partners of the firm should be brought on record by filing a request form TM-16</i> 」	
3		TM-48／委任状の提出の確保	
3.1	オフィスアクション	願書が出願人以外の者によって提出された場合、審査官は、適正に収入印紙を貼付した TM-48／委任状の提出を確保するものとする。	
3.2	概念	願書が、出願人の代理人であることを主張する出願人以外の者によって署名、提出された場合、様式 TM-48 に記名された者のために出願人が適正に署名した委任状を提出することが必要である。 代理人は、出願人の弁護士、登録商標代行人または指定代理人（常勤被用者）であってよいものとする。 個人代行者または代理人が記名されていない委任状は受理されない。	第 145 条 規則 21
3.3	オフィスアクション	適正な委任状が提出されておらず、出願が出願人以外の者によって行われている場合、審査官は以下のような拒絶理由通知を発行するものとする。 「 <i>The application has been submitted by a person other than the applicant, a duly stamped Power of Attorney in favour of a particular agent should be filed.</i> 」	
4		出願人の主たる事業所の確認	
4.1	オフィスアクション	審査官は、出願人の主たる事業所および出願人の送達宛先が願書に適正に記載されることを確保するものとする。	
4.2	概念	各商標登録出願には、出願人の主たる事業所の記載が必要である。 出願人が、インド国内に主たる事業所を有していない場合、インド国内の出願人の送達用住所を願書に記載することが必要である。 インド国内に主たる事業所を有している出願人は、出願人の授權代理人住所等のインド国内における送達のための別の住所を記載することもできる。	第 18 条 (3)、143 条 規則 17 および 18
4.3	オフィスアクション	出願人の主たる事業所が記載されていないか、出願人がインド国内に主たる事業所を有していないにもかかわらず、インド国内の送達宛先が記載されていない場合、審査官は以下のような拒絶理由通知を発行するものとする。 「 <i>The Principal Place of business of the applicant should be brought on record by filing a request on form TM-16</i> 」または	

		「 <i>The applicant's address for service in India should be brought on record by filing a request on form TM-16, since the applicant has no principal place of business in India.</i> 」	
5		英語またはヒンズー語以外の文字による商標の音訳および翻訳の確保	
5.1	オフィスアクション	登録出願された商標が英語またはヒンズー語以外の言語によるものである場合、審査官は、音訳が適切に願書に表示されることを確保するものとする。	
5.2	概念	商標に、英語またはヒンズー語以外の筆記体文字による単語が含まれている場合、ローマ字による十分な音訳および各単語の英語への翻訳を願書およびその副本に裏書するものとし、各裏書には、その単語がどの言語によるものであるかを記載し、出願人または代理人が署名するものとする。	規則 33
5.3	オフィスアクション	登録出願された商標が、英語またはヒンズー語以外の言語によるものである場合、審査官は、審査を保留し、関係出願人に対し、不備の通知を行い、様式 TM-16 による申請で十分なローマ字での音訳および英語の翻訳を提供するよう要求するものとする。 拒絶理由通知は、たとえば、以下のように行うものとする。「 <i>The trademark applied for registration is in a language other than English or Hindi; you should provide the transliteration of the mark into roman script and its translation in English by filing a request on form TM-16. Only after compliance of this the application shall be further examined.</i> 」	
6		商標に人の氏名または肖像が含まれている場合、当該人またはその代理人の承諾の確保	
6.1	オフィスアクション	登録出願された商標が人の氏名または肖像を含んでいる場合、審査官は、当該人またはその代理人の承諾書が願書に併せて提出されることを確保するものとする。	
6.2	概念	商標にいずれかの者の氏名または肖像が表示されている場合、出願人は、その者が生存している場合にはその者から、あるいは、その者の死亡が商標登録出願の日から 20 年以内である場合、場合によっては、その者の法律上の代理人から、その氏名または肖像の使用について書面による同意を取り付けるものとする。	第 14 条および規則 34
6.3	オフィスアクション	登録出願された商標が人の名称または肖像を含んでおり、当該人の同意または当該人の法律上の代理人の同意書（当該人が死亡している場合）が提出されていない場合、審査官は以下のような拒絶理由通知を発行するものとする。 「 <i>The identity of the person, whose portrait appears on the trademark, should be disclosed and the consent of that person or, the consent of his legal representative, if he is</i>	

		<i>expired, should be furnished in writing.]</i>	
7		団体標章の登録出願の場合、規約書の提出の確保	
7.1	オフィスアクション	団体標章の出願が様式 TM-3、TM-64、TM-66 または TM-67 によって行われた場合、審査官は願書に併せて、様式 TM-49 による標章使用の権利を付与される者の団体の規約書の提出を確保するものとする。	
7.2	概念	団体標章は、パートナーシップではない人の団体によって所有される。標章はグループに帰属し、したがって、その使用は、グループの構成員のために留保されている。団体標章の一義的な機能は、標章の所有者である団体または組織との事業上の関係を示すことである。 団体標章の登録出願の場合、様式 TM-49 による出願に添えて、標章の使用について適用される 1999 年商標法第 63 条に基づく規約書 3 通の提出が必要である。様式 TM-49 には以下の事項を記載するものとする。 a) 人の団体の名称およびそれぞれの者の事務所の住所 b) 団体の目的 c) 構成員の詳細 d) 加入条件および各構成員のグループとの関係 e) 標章を使用する権利を付与された者および出願人が団体標章の使用に対して行使する管理の本質 f) 制裁を含め、団体標章の使用に課される条件 g) 団体標章の使用に対する不服申し立ての手続き 登録局が要求することがあるその他の関連詳細事項	第 63 条 規則 128
7.3	オフィスアクション	様式 TM-49 による団体標章の登録出願が行われ、様式 TM-49 への適切な規約書の記載がなされていない場合、審査官は審査を保留し、関係出願人に対して不備の通知を行い、出願人に対して様式 TM-16 の要件を満たして、様式 TM-49 で適切な規約書を提出するよう要求するものとする。 拒絶理由通知は、たとえば、以下のように記載するものとする。 <i>「A proper draft regulation on form TM-49 as per Rule 128 of the Trade Marks Rules 2002 should be submitted with the application by filing a request on form TM-16. Only after compliance of this the application shall be further examined.»</i>	
8		証明標章の登録出願の場合の規約書の提出の確保	
8.1	オフィスアクション	様式 TM-4 または TM 65、TM-68 または TM-69 によって証明標章出願が行われた場合、審査官は、関連商品または役務の証明に関する所有者の能力に関する様式 TM-49 による規約書が、願書に添えて提出されることを確保するものとする。	
8.2	概念	証明商標の目的は、当該標章を使用する対象の商品および役務が、原産地、製造方法、品質等の特定の特性に関してその権限を有する者によって証明済みであることを示すことである。	第 74 条 規則 135

		登録出願は、それぞれの場合に応じて、様式 TM-4 または TM-65、TM-68 または TM-69 に所定の手数料を添えて行うものとする。様式 TM-49 による願書に添えて、1999 年商標法第 74 条に基づく規約書 3 通の提出も必要である。様式 TM-49 には以下の事項を記載するものとする。 a) 出願人についての説明 b) 出願人の事業の性質 c) 研究開発 (R&D)、技術要員支援等のインフラストラクチャーの詳細 d) 証明制度の運営についての出願人の権限 e) 出願人の資金調達 f) 規約書に規定した要件を当事者が満たしている限りは差別がないことについての出願人による約定 g) 証明された商品または証明された役務の提供に関連して標章が示す特性 h) インドにおける標章の使用の監視の態様 i) 登録局が要求することがあるその他の関連詳細事項	
8.3	オフィスアクション	様式 TM-49 による証明標章の登録出願が行われ、様式 TM-49 への適切な規約書の記載がなされていない場合、審査官は審査を保留し、関係出願人に対して不備の通知を行い、出願人に対して様式 TM-16 の要件を満たして、様式 TM-49 で適切な規約書を提出するよう要求するものとする。 拒絶理由通知は、たとえば、以下のように記載するものとする。 「A proper draft regulation on form TM-49 as per Rule 135 of the Trade Marks Rules 2002 should be submitted with the application by filing a request on form TM-16. Only after compliance of this the application shall be further examined.」	
9		優先権主張を伴う出願の場合、適切な優先権書類の提出の確保	
9.1	オフィスアクション	様式 TM-2、TM-37、TM-52、TM-64、TM-65、TM-67 または TM-69 による出願が、他の条約加盟国における類似の出願に基づく優先権主張を伴って行われた場合、審査官は、優先権主張を裏付ける文書が出願に添付されることを確保するものとする。	
9.2	概念	1999 年商標法第 154 条(1)は、中央政府に対して、一定の国、または国のグループまたは政府間組織を、インド国民に対して自国民に与えているのと同等の特権を与える条約加盟国と宣言する権限を与えている。 インドは、1998 年 12 月 7 日発行の 1998 年 9 月 3 日付の公報による公示 No. S.O. 1041E により工業所有権の保護に関するパリ条約を批准している。インドの批准の日現在の同条約の加盟国は 150 力国である。インドは、150 力国全部を条約加盟国として宣言済みである。	第 154 条 規則 26

		1999 年商標法第 154 条(2)によれば、条約加盟国における商標登録出願を行った者が条約加盟国における出願の日から6カ月以内にインドにおいて商標登録出願した場合、当該商標は 1999 年商標法に基づいて登録された場合には、条約加盟国で出願された日に登録したものとみなされる。 第 154 条に基づいて条約加盟国で適正に出願された商標の保護を求めて出願されたことを理由として優先権が主張される場合、当該商標局の登録責任者または権限のある職員による証明書を登録出願に含めることが要求され、当該証明書には、標章の詳細、出願国および出願日を含めるものとする。 出願には、条約出願の出願日、出願が行われた条約加盟国の名称、シリアルナンバー（存在している場合）を記載した声明書、および優先権を主張する旨を記載した声明書も含めるものとする。	
9.3	オフィスアクション	様式 TM-2、TM-37、TM-52、TM-64、TM-65、TM-67 または TM-69 による出願が他の条約加盟国における類似の出願に基づく優先権主張を伴って行われ、優先権主張を裏付ける文書が提出されていない場合、審査官は以下のように拒絶理由通知を行うものとする。 「Authentic documents in support of priority claim should be filed」	
10		商品および役務の類別に関する出願審査	
10.1	オフィスアクション	審査官は、商標登録出願が商品および／または役務の適切な指定、および当該商品および／または役務の適切な類別を伴って行われることを確保するものとする。	
10.2	概念	商標登録出願は、特定の商品または役務に関してのみ提出される。したがって、商標登録を求める商品または役務を正確に指定することが必要である。 商標登録のため、必要に応じて、WIPO が発行している商品および役務の国際分類(二ス分類)の最新版に従って、商品および役務が分類される。 1999 年商標法第 8 条は、商標登録局に対して商標登録のための商品および役務の国際分類を発行する権限を付与しており、2002 年商標規則の規則 22(2)はそれを要求している。したがって、商標登録のための Classification of Goods and Services は発行済みであり、公式ウェブサイトに掲載されている。 商標登録局が発行した商品および役務の国際分類の特定のクラスに該当する商品または役務に関して商標登録出願が行われる。但し、1999 年商標法第 18 条(2)の下では、単一の出願を、複数のクラスに該当する商品および／または役務について商標登録のため提出することができる。	第 7 条 規則 22 第 18 条(2)
10.3	オフィスアクション	願書に記載された商品または役務のクラスが商標登録局が発行した商品および役務の国際分類の関連するクラスとは異なるも	

		のであり、当該商品または役務のいずれの特徴も願書に記載されたクラスに該当しない場合、審査官は、それらの商品または役務についての正しいクラスを示唆し、様式 TM-16 による申請によってクラスを訂正するよう出願人に要求するものとする。 たとえば、「化粧品」に関する商標登録出願がクラス 34 について提出された場合、審査官は、様式 TM-16 による申請によって、クラスを「3」に訂正するように出願人に対して要求するものとする。 願書に記載された商品または役務の内の一部の品目は商標登録局が発行した商品および役務の国際分類の関連するクラスとは異なるものであるが、一部の品目は適切なクラスに該当している場合、あるいは、当該商品または役務の一部のカテゴリーが当該クラスに該当している場合、審査官は、出願人に対して、様式 TM-16 による申請によって、出願したクラスに該当しない品目を削除し、商品または役務を当該クラスに該当するものに限定することを要求するものとする。 たとえば、「化粧品」、「医薬品」および「既製衣料品」についての商標登録出願がクラス 3 について行われた場合、審査官は、出願人に対して、様式 TM-16 による申請によって、品目「医薬品」および「既製衣料品」を指定商品から削除するよう要求するものとする。 しかし、複数のクラスに該当する商品または役務について商標登録出願が行われ、一つの特定のクラスを指定した一部の品目が当該クラスに該当しないが、一部の他のクラスに該当する場合、出願人は、適切なクラス料金および分割手数料を納付して、さらなるクラスを追加するよう願書を補正することができる。	
10.4	オフィスアクション	願書に記載されている商品または役務の指定が広すぎるか、あいまいである場合、審査官はその旨の拒絶理由通知を行うものとする。	

10.5	概念	全商品または役務または多種の商品または役務についての単一クラスへの商標登録出願は、標章の使用によって商品の指定が正当化されることに商標登録局が満足しているか、あるいは出願人がそれらの商品/役務のすべてについて使用を意図していない限り、登録することを拒絶できる。したがって、商標登録出願の対象の商品または役務は特定していることを要し、広すぎたり、あいまいであったりしてはならない。 広すぎるか、あいまいな指定の例をいくつか下記する。 クラス7で、それ以上の制限条件なしの「機械」の請求は拒絶すべきものとする。それぞれの場合に機械の最終用途が特定されており受け入れることができる説明の例は以下のとおりである。 農業用の機械 製造プロセスに使用する機械 毛織物産業用機械 たとえば、洗濯機等のその他の特定の機械 クラス9で出願され、「電気、電気および／または電子用器具、機器、装置、計器」のあいまい、かつ、汎用的な言及を続けた出願は、別のリストに掲載されているにしろ、組み合わせにしろ拒絶すべきものとする。 クラス42、43 および 44 の表題は受入れ可能であるが、「他のクラスに分類できない役務」あるいは「諸種の役務」等の請求を含んだ出願は、規則 25(15)に基づき拒絶されることになるであろう。 クラス45 の表題は、以下のとおりである。 「個人のニーズに応じて他者によって提供される個人的および社会的役務；財物および個人の保護を目的とした保安役務」 表題の最初の部分「個人のニーズに応じて他者によって提供される個人的および社会的役務」があまりにもあいまいであると考えられ、そのため、この記載を含んだ出願は規則 25(15)に基づき拒絶すべきものである。指定に「個人的役務」または「社会的役務」が個別の構成要素であり、たとえば、「個人のニーズに応じて他者によって提供される個人的役務」またはこれに類似する表現に含まれている出願も拒絶される。表題の後半の部分「財物および個人の保護を目的とした保安役務」は充分明確であり、拒絶されることはない。 この趣旨での拒絶理由通知は以下のように行うものとする。 「<i>The specification of goods/services mentioned in respect of class xx, is very vague and wide. You should provide exact items in respect of which the trademark is sought to be registered, by filing a request on form TM-16.</i>」	規則 25(15)
11		登録拒絶の相対的事由に関する出願の審査	

11.1	オフィスアクション	審査官は、同一または類似の商品または役務の説明に関して、同一または類似の先行商標について調査し、出願人以外の名義によるそのような先行商標が発見された場合、相対的事由を理由として登録出願受入れの拒絶を提案するものとする。 同一／類似商標の調査は、商標システムを通じて行われる。このシステムは、審査官が、文字標章調査、音声調査、および図形標章調査の三種類のモードで調査を行うことが可能である。このシステムは提出された願書に従って自動的に先行標章の調査のクラスを選択する。審査官は調査対象のさらなるクラスも追加できる。 文字標章モードでは、審査官は、接頭辞または接尾辞として選択した文字に基づいて先行標章の調査を行うことが可能である。 音声調査では、審査官は商標の1種類または2種類の音声的変異を指定することができ、システムは、出願された商標に発音上類似したすべての先行商標を取り出してくる。 図形標章調査では、システムは、審査官が同一／類似の特性を有している先行商標を見つけることを可能にする。 図形要素で構成されたすべての商標は、標章の図形要素の国際分類（通常、「ウィーン図形分類コード特定」と呼ばれる）に従って、体系化される。審査官は、このモードでは正確なウィーン・コードを入力することが必要であり、システムは、そのウィーン・コードを含んだすべての商標を取り出してくる。 審査官は、システムが提供した商標の一覧表から同一／類似の先行標章を選択する。審査官は選択された標章の詳細を見ることが可能であり、先行標章が出願人以外の者に帰属している場合には、競合標章を最終的に選択する。同一／類似の先行標章が出願人に帰属するものであった場合、審査官はそのような標章を連合商標として選択する。	
11.2	概念	1999 年商標法第 11 条(1)によれば、先行商標との同一性または類似性および当該商標の対象である商品または役務の同一性または類似性のため、先行商標との連合のおそれを含む公衆による混同のおそれがある場合、商標は登録してはならない。 1999 年商標法第 11 条(4)の説明は、先行商標を定義している。その規定によれば、以下のとおりである。 「登録商標、または先行する出願日を有する第 18 条に基づく出願、第 36E 条で規定した国際登録または出願日が当該商標よりも前である第 154 条で規定した条約出願、それが適切である場合には、当該商標に関して請求された優先権を考慮に入れて」 したがって、先行商標は、先行する登録標章および先行する未登録の出願を含んでいる。 同一商標	第 11 条(1) 第 11 条(4) での説明 1999 年商標法第 2 条(1)(h)

	ある標章が修正または追加なしで商標のすべての構成要素を再現する場合、あるいは全体としてみた場合に、一般消費者に気づかれない程度の相違しか含んでいない場合、当該標章は商標と同一である。 標章の類似性 商標の類似性という用語は、「誤認させるほど類似していること」と解釈すべきであり、その表現は、「誤認または混同を生じさせるほど他の標章と酷似しているため」と定義される。 混同のおそれ 混同のおそれの存在を認めるためには、それがありそうであることが必要であり、現実の混同が生じたか、公衆、すなわち一般消費者の心裡で混同が生じることは必要としない。 商標出願の審査に際して最も関連性があると本局で考えるのは通常、以下の3つである。 - それぞれの商標の間の類似性と相違点 - 先行標章がどこまで識別性を有しているか - それぞれの商品または役務の間の類似性の程度 永年にわたって構築された比較の原則および Pianotist 事件で Parker J.が設定した比較の原則は維持すべきものである。(1906) 23 RPC 774 ページ 777。 「二つの単語を取りあげなければならない。それらを外観および称呼によって判断しなければならない。適用される商品、その商品を購入すると思われる顧客の性質および種類を考慮しなければならない。それぞれの商標が商品、それらの標章のそれぞれの所有者のための商標として通常の方法で使用された場合に何が起きるかについてすべての周囲環境を考察しなければならない。」 標章の比較についての一般的原則 商標の比較に関して十分に確立されている一般的原則は以下のとおりである。 ・ 商標は、全体として考察しなければならない。商標の一部を取り上げて他の商標の一部と比較することは正しくない。 ・ 綿密な比較、あるいは文字ごとの比較は必要ない。対照比較は正しい検討法ではない。 ・ 比較は、平均的知性および不完全な記憶力を有する者の観点から行うべきである。 ・ 全般的な構造、視覚および音声上の類似性、二つの標章の考えの類似性および合理的な混同を生じさせるおそれであるか否かに関する事実を考慮に入れるべきである。	Cadila Healthcar e Limited vs. Cadila Pharmace utical Limited(A IR 2001) SC 1952,
--	--	--

商品が医療用製剤である場合に必要な追加的注意点

「医薬品の標章に関して混同のおそれがある場合、通常の消費財に関する混同に比較してはるかに悲惨な結果をもたらす潜在的危険性があるため、厳格な司法審査が必要である。」

複合商標が異なる識別性を有する要素で構成されている場合

二つ以上の**識別性を有する**構成要素で構成されている複合標章の場合、どの構成要素が主要であるかの判断が困難であることが多い。たとえば、「Alexander Morgan」の場合、複合標章が発する出所表示のメッセージについて両方の構成要素がほぼ均等に貢献しており、両方の構成要素の存在に依存している。したがって、「Alexander」または「Morgan」で構成されるすべての標章は、それぞれについての商品が同一であっても、フルネームで構成された標章とは競合しないというのが見解である。標章は全体として考察することを要すると規定している法第 17 条(1)でも同じ原理が認められている。

但し、二つの商標の顕著で識別性を有する部分が同一である場合、先行する標章は後発の標章に対して競合すると判断されるかもしれない。たとえば、CROCIN PLUS は、医薬品については、CROCIN FORTE と競合するかもしれない。

複数の単語が全体として明白な意味を持つほどには結合していなくても、一つの単語が複合スローガンマークに組み込まれている可能性がある。たとえば、「targets」という単語が、「Fashion Week Targets Friday」（衣料品について）という複合標章の中で、独立かつ顕著な役割を果たしているということは困難であろう。その結果として、「Targets」（同一の商品を再度想定）という標章は、その標章の支配的な構成要素ではないため、競合することにはならないであろうし、複合標章の独立した顕著な構成要素であることもないであろう。したがって、「targets」という商標は、「Fashion Week Targets Friday」（衣料品について）という商標とは競合するものとして引用すべきではない。

別の例、たとえば標章 CAREAID が SPINESPAN CAREAID（医療サービス）等の 2 語で構成された複合標章に含まれており、消費者にとっては、二つの構成要素が a) 通常は識別性を有しており、b) 相互に完全に独立していると認識されている。それぞれの商品／役務も同一である場合、関係する消費者は、複合標章 SPINESPAN CAREAID に標章 CAREAID を構成要素として含めることは、これらの標章を使用する事業体の間の経済的関連を暗示していると推定することは大いにある。そのため、標章の所有権者が異なっている場合、第 11 条(1)による拒絶が正当化される。

11.3	オフィスアクション	同一または類似の商品または役務の説明に関して異なる者の同一または類似の先行商標が記録上に発見された場合、審査官は、以下のように拒絶理由通知を行うものとする。 「<i>The trademark applied for registration is not registrable under Section 11(1) of the Trade Marks Act 1999 since identical or similar marks in respect of identical or similar description of goods or services are there on records and because of such identity or similarity of marks and goods or services there exists a likelihood of confusion on the part of the public.</i>」	
12		登録出願の拒絶の絶対的事由に関する出願の審査	
12.1	オフィスアクション	審査官は、登録出願されている商標が1人の者の商品または役務を他者の商品または役務と識別する能力があるか否か、その登録が1999年商標法第9条の下で登録を拒絶されるべきか否かを判断するため、出願を審査するものとする。	
12.2.1	概念	法第9条(1)、下記のように登録拒絶の絶対的事由を規定している。 a) 識別性のある特徴が欠如している商標。すなわち、1人の者の商品または役務を他者の商品または役務と識別することができない商標。 b) 取引上、種類、品質、数量、意図する目的、価値、地理的出所、または商品の生産時期または役務の提供時期、あるいは商品または役務のその他の特徴を示すために役立ちうる標章または表示のみから成っている商標 c) 現在の言語または善意の確立された取引慣行で普通になった標章または表示のみから成っている商標 識別性のある特徴の欠如 「商標の登録を提案されている商品に関連しての「顕著な」という表現は、商標権者が取引の過程で関係を持つか、持つことがある商品を何の関係もない商品から、識別するために採用されたことを意味する。」 「識別性は、その商標が付された商品を他の商品からは区別できるようにする商標の特性を意味すると理解されてきている」 1999年法では、「顕著な」および「識別できる」は同意語とされている。それは、本来的に顕著であるか、あるいは出願人の商品／役務を他者の商品／役務から識別できるようになった商標が登録の対象として考えられることを意味している。 商品／役務の性質または品質と直接の関連性を有する標章は、本来的に識別することができないと考えられる。標章が、	

ありふれた姓、名、地名、社会の一部分、ありふれた幾何図形等で構成されている場合、商品または役務を識別できるとはみなされない。

基本原理は、「業者は商標としての単語の使用について将来それらの単語を自己の商品について使用することを希望することがある社会の構成員の不利益となるような独占権を取得すべきではない」ということである。

第9条(1)(b)の下では、取引上、種類、品質、数量、意図する目的、価値、地理的出所、または商品の生産時期または役務の提供時期、あるいは商品または役務のその他の特徴を示すために役立ちうる標章または表示のみから成っている商標は登録できない。

「**取引上役立つ**」という表現は、他の誠実な業者が当該標章を商品／役務の特徴を示すために使用することを希望する合理的な可能性があることを意味する。

「種類」

「種類」という表現は、請求の対象である商品または役務の名称を含み、「古い」、「新しい」、「特大」、「大きい」または「小さい」等の寸法または型を示すと認識される単語はこのカテゴリーに該当し、いかなる商品または役務に関しても拒絶されるであろう。

「品質」

良好あるいは最高等の賞賛の語は、あらゆる業者が自己の製品を宣伝する過程で自由に使用できるべきであるため、**いかなる商品または役務についても登録できない**。

「数量」

数字 12 は、たとえば、ワインについては受入れられない（12本＝ワイン1箱）。**数字 20 または 200** は、紙巻きたばこについては受入れられない。同様に、「**1000**」は、バターについては受入れられないであろう（1000グラム - 1 kg）。

「意図した目的」

商品の用途または役務を提供した結果を直接意味する単語は、許容されない。例としては、やかん（kettle）の洗浄に使用する洗剤についての KETTLE CLEAN、毛髪をカール（curl）させるためひねり（twist）動作で操作する手道具についての TWIST AND CURL、やせ薬についての SLIM AND FIT。商品／役務の効果を説明した単語も商品／役務の特徴であるとして拒絶理由となりうる。たとえば、塗料、鋼製物品についての **RUSTFREE** がその例である。

「価値」

商品または役務の価値、利点または重要性を**示す**ことに役立つに過ぎない単語または記号は受入れられない。**例**としては、「TWO FOR ONE: WORTH THEIR WEIGHT IN GOLD」がある。

「地理的出所」

インドにおいて人口 5,000 人に満たない場所の名称は、明らかに受入れられる。しかし、その場所が商品または役務に関して高い評価を受けている広い面積を対象にしている場合、出願は拒絶されることがある。

- ・海外の名称である場合、面積よりもその位置が重要である。
- ・米国、日本またはヨーロッパのような工業国の場合、人口 10 万人が合理的な許容範囲内であると考えられる。その場所が商品または役務のタイプに関して高い評価を受けている場合、その場所の広さまたは遠隔地にあることは地理的名称を商標として登録を許す原因にはならないことを留意すべきである。
- ・河川、山岳、海、湖等の名称は、地理的特徴と組み合わせられていない商品に関しては明らかに受入れられると判断されるであろう。たとえば、クラス 29 に属する「魚」に関しては、河川または海の名称は受入れられない。
- ・運輸の役務についての「地中海」は、拒絶理由になりうる。同様に、農産物についての山岳の名称は識別性がないと判断されるであろう。
- ・株式および投資等の金融サービスと関連性の高い Wall Street、Dalal ストリート等の街路の名称は、そのような役務または関連商品に関して、拒絶の可能性を含んでいる。同一の場所で複数の者が同一の商品を製造している場合、その場所の名称は、商標としての識別性のある特徴を獲得することは不可能であろう[55 RPC 253, 260 ページ(HL)]。

空想的に使用されている地理的名称

たとえば、バナナについての北極またはエベレスト山のように、商品の出所を示すとは受け取られない空想的な態様で使用された地理的名称は登録可能である。

河川、海、砂漠等の名称

河川、海、湖および山岳等の名称は、その地理的特徴と関連性を有しない商品については、明らかに、通常は受入れられる。しかし、個人名としても知られている「Ganga」、「Kaveri」等の河川の名称は、取得された識別性に依拠してのみ登録が可能である。河川、海および湖の名称は、通常は、魚または魚製品に

については標章としては受入れられない。山岳の名称は、農産物についての標章としては受入れられないであろう。高度に工業化された地域を流れている河川があり、それらは受入れられないであろう。たとえば、「ガンジス川の水で処理された」は、慣用句である。海洋に関しては、ATLANTIC および PACIFIC は、直接関連性がない商品／役務について、空想的な態様で使用されている場合には実務上受入れられている。砂漠の場合には、高い評価を受けているか否かが考慮すべき要素である。SAHARA はデザートについては受入れられないであろう。ダイヤモンドについての、「Surat」および「Kalahari」も同様である。天然産物に関しては、人口の数字は登録可能性の指標としての信頼性は低い。天然産物には、生野菜、果実、卵、牛乳、クリーム、水およびミネラルを含むが、加工された食品または飲料は含まない。

地理的場所が広い面積を含んでいる場合（人口が希薄な場合も含めて）、および／または、商品に関して高い評価を受けている場合、出願は拒絶されるであろう。

街路の名称

地理的名称が商品／役務と関連性を有していない限り、通常これらは許容される。たとえば、株式市場として周知の DALAL STREET は、株式市場関連役務については受入れられないであろうし、有名な街路の名称は、広範囲にわたる消費財について受入れられないであろう。外国の周知の街路名等も同様に取り扱われる。

ファッション製品に関しては、2nd avenue 等は、Dalal street とほぼ同等であり、たとえば、Wall Street は、証券および株式または投資に関連する役務については拒絶されるであろう。

地域の名称

一般的に、地域は関連する市街の中心の名称を含んでいることが多く、そのような名称の使用は、地理的場所に適用されるものと同一の拒絶理由になるであろう。そのような名称が許容されるか否かは、当該商品／役務についてのその場所が受けている評価の程度に応じて決定される。

大都市郊外の名称

インドにおいては、Andheri、Borivali、または Bhendi Bazar 等の Mumbai 近郊の町が多く、町と同様に周知である。これらの町は、それ自体を同等の人口を有する町とみなすべきである。Mumbai 地区の名称の登録出願の場合、審査官は、その地名の空想的使用とみなされるか、地理的出所のありうる表示とみなされるかを考慮すべきである。

名称が空想的と考えられるか否かを判断するに際しては、審査官は、
 a) 当該商品／役務が一般的に当該地域から販売/提供されているか、これに該当する場合、
 b) 当該商品／役務についての当該名称の使用が、当該商品／役務の出所の表示になるか否かを考察すべきである。

会社名を伴う町

稀な例ではあるが、出願人は、特定の場所で事業を確立した後、その町が当該事業に関して成長し、同一の名称を採用したものであり、その町が当該製品に関して受けている高い評価は、事業から発生したものであると主張できる場合がありうる。その場合、当該商品については、通常、明らかに受入れられる。たとえば、鋼鉄についての TATANAGAR がその例である。

地理的名称で構成されたサービスマークについての別のアプローチ

商品は、ほぼ間違いなく、一定の地域から輸送され、インドのどこかで販売される。その場合、通常、役務は特定の地方で提供される。したがって、サービスマークの場合における商品に関しては、通常、地理的限定は、第9条(1)(b)に基づく拒絶を免れることはできない一方で、より寛大なアプローチがありうる。

インドの複数の地名の組み合わせ

インドの複数の地名の組み合わせが特定の地方を示す場合、これは商標としての登録は明らかに拒絶される。

たとえば、「建造物建築」についての Vasai-Virar がその例である。

「情報技術または金融サービス」についての MUNBAI-PUNE のように場所の組み合わせが高い評価を受けている場合、拒絶されることになるであろう。

外国の地理的名称

人口的な規模または役務の種類にかかわらず、その場所の名称が当該役務について高い評価を受けているか否か、インドで事業を営んでいる他の業者が地理的出所または自己のその他の特徴を示すためにその地名を使用することを希望することが合理的に可能か否かについて事実に基づき考慮する必要がある。多くの場合、役務のための商標としての外国の地理的場所の使用は、「靴の修理」についての KARACHI、レストランサービスについての KANSAS FRIED CHICKEN 等のように空想的

		であろう。 「ファッションデザイン」についての PARIS、レストランサービスについての MADRAS についての「Masala Dosa」または「Italian」（提供される食品の種類を表示している）のように、場所の名称が請求されている役務について関連性を有しているか、高い評価を受けている場合、明らかに、拒絶されることになるであろう。	
12.2.2	概念	地理的表示の商標としての登録の禁止 GI 法第 25 条は、「地理的表示」を商標として登録することを禁止しており、登録された商標は、自発的または利害関係者の請求によって無効にすることを要求している。第 25 条の基本的な意図は、市場での混同につながる個人による GI の性質も持つ公共財産である商標としての不正流用を防止することである。但し、GI 法第 26 条は、GI 法の施行以前に善意で出願または登録された地理的表示で構成された商標を保護している。	
12.2.3	概念	法第 9 条(1)(c)は、現在の言語または善意の確立された取引慣行で普通になった単語で標章が形成されている場合に適用される。「業界」という表現は、当該出願の対象である商品または役務に関連した「業界」を意味する。 標章が業界で一般的に使用されているか、標章の使用が業界で自由になっている場合、標章は、言われているとおり、「業界で共通」であり、単一の出所の商標ではなくなる。このカテゴリーに該当するに至った標章は、たとえば、単純な花の図案であったり、「agarbathis」の名称であったり、あるいは、ワインについてのぶどうの図案、ブランディー、たばこ製品についての星の図案等である。 第 9 条(1)(c)に基づく拒絶理由通知を行う前に、審査中の出願の出願日以前の第三者による標章の十分な使用の要件を満足することが必要である。	
12.2.4	概念	獲得された識別性 法第 9 条(1)に抵触する商標であっても、その使用の結果として出願日の時点で識別性のある特徴を現実獲得していることが証明されると登録される。 使用の証拠 登録局に対するすべての手続において、証拠は宣誓供述書の形式で提出されることを要する。但し、登録局は、それが適切であると考え場合には、そのような宣誓供述書による証拠の代わり、あるいは宣誓供述書による証拠に加えて、供述証拠を採用することができる。 規則 116 は、宣誓供述書に署名する態様を規定している。願書に記載した使用者供述書に適合する商標の使用に関する証拠が出願人の宣誓供述書（別紙付）の形式で既に提出された場合、	

		審査官は、法第9(1)に基づいて拒絶理由通知を行う際に考慮に入れることができる。 出願人が提供した使用の証拠に基づいて登録出願の対象になっている標章の識別性のある特徴に対処するに際しては、以下の要素を考慮することが必要である。 a) 標章の持つマーケットシェア b) 標章の使用がどれだけ集中的であり、どれだけ地理的に広く広がっており、どれだけ長く続いているか c) 標章のプロモーションのために事業体がどれだけの金額を投資したか d) 標章のために、商品が特定の事業体を出所としていることを判定した関連クラスに属する者の割合 e) 商工会議所またはその他業界及び職業団体の供述書	
12.2.5	概念	各種商標の識別性 <u>文字および数字</u> 1文字または2文字で構成された標章は、文字をモデルまたはカタログ用の参照符号として使用する業界の傾向および名称の略称として使用されることがあるため、通常、商品についての「識別性のある特徴が欠如している」とみなされる。業界慣行を考慮に入れると、役務に関しては2文字の標章が許容されることがある。 図案化がほとんど施されていないか、全くない1桁の数字は、多くの業界で多くの商品の数量、品質または特徴を表示するために使用されているため、拒絶されることが多い（たとえば、6 = エンジンの気筒、2 = 牛乳のリットル数）。同様に、2桁の数字も、業界では共通的に説明として使用されるため、識別性のある特徴が欠如していることがある。 以下のものを表示するために業界で使用されることがある数字／文字 ・商品が製造されるか、役務が提供された日付（たとえば、1996、2000） ・サイズ、たとえば、衣類についての XL、車についての 1600、衣類についての 34R、タイヤについての 185/65 ・数量、紙巻きたばこについての 200 ・日付、たとえば、歴史書についての 1066、ワインについての 1996 ・電話局番、たとえば、0800 または 0500 ・役務提供の時刻、たとえば、8～10、24/7 ・商品の力、たとえば、エンジンまたは車についての 115 (BHP) ・速度、たとえば、コンピュータについて 486、586、686 および 266、333、500、550 ・強さ、たとえば、ラガーについて「8.5%」	

そのような標章は、法第9条(1)(b)および第9条(1)(c)に基づいて、拒絶されるであろう。

ありふれた名前／姓

ありふれた名前または姓、あるいはインドにおける市民の特定の階級の名称で構成された標章は、その名前／姓の者、あるいはそのグループまたは社会に属する者は取引の過程でそのような名前を使用することがあり、1999年商標法第35条は、名前、住所および商品または役務の説明の善意の使用を保護しているため、商品／役務を識別することができないと一見したところみなされる。

ありふれた名前または姓、あるいはインドにおける市民の特定の階級の名称で構成された標章は、標章が先使用によって識別性のある特徴を取得したことが証明されない限り、第9条(1)(a)に基づいて拒絶すべきものとする。

記述的文言のミススペリング

記述的文言のミススペリングも登録から排除し、正しい単語が拒絶すべきものである場合、以下のように拒絶すべきものとする。

EXTRA に対する XTRA ; COMMUNICATION に対する KOMMUNIKATION

ミススペリングまたは省略が業界で共通的に使用されている場合であっても、標章は拒絶の対象になる。

たとえば、

美容院について CUT'N BLOW DRY

レストランサービスについて DRIVE THRU/DRIVE IN

初心者用パッケージについて STARTER PAK

持ち帰りピザについて FRESHLY PREPARED 2 GO

BEST 4 YOU

外国語／ほとんど知られていない言語による記述的文言

インドの公衆の主要な部分に知られていないと考えられる言語に外国語の単語が含まれている場合、標章が記述的であるとする拒絶理由は存在しない。但し、インド人出願人の用語が地方の言語の中で記述的である場合、その地方で商品が販売され、役務が提供されることがありうるため、第9条に基づく拒絶理由通知を行うべきである。

ドメインネーム

ドメインネームは、たとえば、www.ipindia.nic.in のように、

ウェブサイトアドレスの文字による表示である。業者の間では、ウェブサイトアドレスを持ち、自己の商品／役務に関して商号としてそれを使用するのが一般的慣行である。換言すれば、ドメインネームは商号または商標として使用されており、登録局は、法の通常の判定基準に従い、ドメインネームが、ドメインネームであること以外には拒絶理由を含んでいない場合、商標として登録することを許容する。ドメインネームの構成要素、たとえば、「.com」または「co.in」は、「Ltd」および「Plc」と同様に、全面的に識別性はないと考えられている。原則として、審査官は、標章の残余の部分が記述的であるか、ないかを考察すべきである。非記述的であれば、第9条に基づく拒絶理由になる。

それぞれが識別性がない多数の特徴で構成されている商標

商標がいくつかの事項で構成されている場合、その登録は所有権者に商標全体を独占的に使用する権利を付与する。記述的要素の組み合わせがありふれたものではなく、商品／役務の単なる複合的説明ではない印象を十分に創造した場合、その商標は登録可能になるかもしれない。繰り返しになるが、標章が純粹に記述的な語句で構成されている場合（たとえば、コンピュータソフトウェアについての HIGH TECH HOME COMPUTING SYSTEM）登録は許されない。

スローガン

スローガン標章として構成された一つまたは複数の語は、それ自体が顕著であるか、識別性を獲得した場合には、登録が許されることがある。販売促進機能に役立つ「スローガン」は、平均的な消費者がそのようなスローガンに基づいて製品の出所を推測する習慣は有していないため、拒絶されるであろう。スローガンの平易な記述的語句は、常に、識別性を有していないとみなされる。NEVER CLEAN YOUR SHOWER AGAIN（クラス3）は、商品の意図した目的を平易な表現で記述したに過ぎないため、拒絶される。標章「THE BEST WAY TO PREDICT THE FUTURE IS TO CREATE IT」（クラス35、38 および 42 の役務に関連する技術について）は、これらの役務を指定する普通の方法ではなく、一般的文言でもないため、受入れられる。

色彩の組み合わせ

商標が色彩の組み合わせのみで構成されることを願書で供述した場合、当該商標は色彩商標とみなされる。

包装の特定の色彩の組み合わせが実際に特定の業者の商品を示すものとして顕著なものになった場合、登録によってそれを保護しない理由はない。2色を異なる多数の組み合わせで集中

		的に使用した場合、色彩の組み合わせ自体が出願人の商品について識別性を有するにいたることは想定できる。 単一の色彩で構成された標章は、本来的に識別能力が欠如しているため、通常、法第9条(1)(a)に基づき拒絶される。 色彩について独占権が求められる場合、法第9条(1)(a)に基づく拒絶理由を克服するためには強力な証拠が必要である。 音響標章 商標は、音響で構成することが可能であり、歌詞の有無にかかわらず、一連の音符によって図示できる。音響標章についての出願には、音響標章である旨を明確に記載することを要する。さもないと、当該出願は、文字および／または図案の標章として審査される（たとえば、記譜法の場合）。 音響標章が登録可能であるためには、文字およびその他の種類の商標と同様に、音響が識別性を有する標識であるか、識別性を有する標識になることが必要である。すなわち、平均的な消費者が、当該音響が商品または役務が一つの事業体と排他的に関連していることを意味していると思いつくか否かである。 明らかに、音響標章が登録適性を持つためには、事実上の識別性の証拠が必要である。	
12.2.6	概念	第9条(2)は、以下の場合に商標を登録することを禁じている。 a) 標章が公衆に誤認させたり、混同を招いたりする性質のものである場合 b) インド国民のいずれかのクラスまたは階級の宗教感情を傷つけるおそれがある事項を含むか、それで構成されている場合 c) 恥ずべきまたは猥褻な事項を含むか、そのような事項で構成されている場合 d) 1950年の Emblems and Names (Prevention of Improper use) Act でその使用が禁止されている場合 誤認させる標章 第9条(2)(a)に基づく標章の登録の拒絶は、現実に公衆に誤認させる可能性がある場合に限り行われる。 第9条(2)(a)は、主として、商品または役務の性質、品質または地理的出所等の標章自体またはその使用に固有の何かに起因する標章の誤認される性質に関連するものである。標章は、商品または役務の特徴または特定の地理的領域または場所内で製造されたものではないにもかかわらず、製造されたと不実表示する性質を有していることがある。 欺瞞的使用は、標章が誤認させる表示（標章が登録されていないにもかかわらず、「登録済み (registered)」の語の使用等）を含んでいる場合、あるいは詐欺的な取引に使用された標章に	

についても発生することがある。

審査の最初の段階におけるこの条項に基づく拒絶理由通知は、「商品／役務の性質または品質、地理的出所」等に関する明らかな不実表示が存在している場合に行われる。

現実の誤認の可能性が存在していない場合には、標章について拒絶理由通知を行う必要はない。

たとえば、「ジャム」についての HARTLEY'S STRAWBERRY JAM には拒絶理由はなく、そのような商標を「ジャム」について登録する出願は、「不実表示」とはみなされない。出願人は、標章をイチゴジャムについてのみ使用すること、あるいは出願人が登録局が課すことがある STRAWBERRY JAM の語を標章が使用される実際の商品に置換することを要求する変更条件 (Variation Condition) に同意することを登録の条件として求められる。

但し、法第 9 条(2)に基づく拒絶理由通知に対応して、出願人が商品または役務を指定から削除することを求めた場合、審査官は、標章が公衆に誤認させる性質がないか再検討するものとする。

品質に関する誤認

たとえば、「スーツ」について ORL WOOLA の登録出願は、それが羊毛製ではないスーツについて使用された場合には本条項に基づき拒絶の理由となる。なぜなら、公衆は商品が純毛性であり、羊毛を含んだスーツに対してより高い代金を支払うことを予期するためである。商標が羊毛製のスーツに使用されるとすれば、それは第 9 条(1)(b)の下で記述的である。

地理的出所に関する誤認

商品が事実上その地理的地域から産出していない場合には**地理的出所**を示す地名または図形標章の審査の段階で本条項に基づく拒絶理由通知を行うものとする。たとえば、「衣類」についての PIAZZA D'ITALIA は商品がイタリア産であることを暗示する。商品がイタリアで製造されたものではない場合には、公衆は誤認させられることになるであろう。そのような場合には拒絶理由通知が行われるであろう。

したがって、スイスは高品質の時計で有名であるため、「時計」についての SWISSTEX も同様である。

当該場所を出所とするものではないワインおよび酒類についての商標に表示されている地理的名称は、誤認させる使用に該当する。たとえば、スコットランドで製造されたものではないウィスキーについての SCOTCH の語は、誤認のおそれがあるほのめかしを含んでいるため、拒絶すべきである。

以上から、公衆に誤認させることを意図した重要な事実の誤

った陳述は、法第9条(2)(a)に基づく十分な拒絶理由になり、その拒絶理由が治癒されない限り、出願が拒絶されるのが一般原則であることは明白であろう。

オリンピックシンボルまたはオリンピックの語に関する慣行

オリンピックシンボル、オリンピックのモットー、および Olympic(s)、Olympian(s)、Olympiad(s)の語は、オリンピック委員会の承認がない限り、商標としては登録できない。

この保護は、公衆の心裡でオリンピックシンボルまたはオリンピックのモットーと関連付けさせるおそれがあるほどオリンピックシンボルまたはオリンピックのモットーに類似した標章にまで及ぶものである。

オリンピックシンボルまたはオリンピックの語で構成されるか、これらを含んで出願が行われた場合、商標法第9条(1)(a)に基づく拒絶を行うべきである。

宗教感情を傷つけるおそれがある標章

本条項の下では、標章がインド国民のいずれかのクラスまたは階級の宗教感情を傷つけるおそれがある事項を含んでいるか、そのような事項で構成されている場合には、当該標章を商標として登録することが禁止されている。

神および女神の名前および画像あるいは宗教的なシンボルを商標として使用することがインドにおける一般的取引慣行であることに留意すべきである。したがって、そのような使用自体は公衆がいずれかのクラスまたは階級の宗教感情を害するとはみなされないであろう。しかし、特定の商品に関してのそのような使用は、人々の宗教感情を害することがある。たとえば、神々または宗教的頭の名称／図案の履物についての使用は不快と考えられ、拒絶の対象になるであろう。同様に、牛肉または肉製品についてのヒンズー教の神々の名称の使用、豚肉製品についての多くの回教の聖者の使用は、公衆のそれぞれの階級の宗教感情を害し、本条項に基づく拒絶の原因になるであろう。1958年の Trade & Merchandise Marks Act の第23条(1)に基づく中央政府の指令によって、神および女神、ならびに宗教的頭の一定の名前および画像は、商標として登録することを禁止されている。これらの指令は、現在も有効である。

宗教的シンボル (OM 等) または名称 (たとえば、Jesus) の商標としての使用は、宗教的価値および感情を傷つけまたは害するおそれがある。個人名としても使用される神／女神の名前は、その神／女神の図案を伴っていない場合には、登録については個人名と考えられる可能性はある。

恥ずべきまたは猥褻な事項を含んだ標章

	法は、標章が「恥ずべきまたは猥褻な事項で構成されるか、含んでいる」場合、商標としての登録を禁止している。 恥ずべき標章は、一般的に認められた道徳的原理を害するおそれがあるものである。外見的に侮辱的に見える標章は、拒絶するものとする。このカテゴリーには、治安紊乱の原因になったり、犯罪またはその他の不快な態度を煽り立てたりする標章が該当する。 登録拒絶の適用可能性は、客観的かつ非差別的に決定しなければならない。 標章が、単に不快であるにすぎない場合には、第9条(2)(c)に基づく拒絶は正当化されることはないと考えられる一方で、社会規範の侵害の原因となるか、宗教、家族または社会的価値を大きく傷つけるおそれがある場合、拒絶を行わなければならない。 社会規範の侵害は、公衆のうち、確認可能な階級の間で発生するものであることが必要である。 この評価を行うためには、審査官は、客観的であるべきであり、主観的であってはならない。客観的とは、時代遅れでなく、あるいはトレンドセッターではなく、ある種の道徳的基準を設定するものではなく、公衆の意見に無関心ではないことを意味する。 卑猥な標章は、いかなる商品または役務についても受入れられず、同様に、人種的に攻撃的な標章は、商品または役務にかわりなく、包括的拒絶に直面することになる。猥褻または下品な標章が関係してくる場合には、商品または役務が、玩具、ゲーム、菓子類、ソフトドリンク等、主として、または同等に児童を対象にしたものである場合には、拒絶は確実である。アルコールおよび避妊用品のような成人向け商品の場合、懸念は緩和される可能性がある。 露骨な全身の前向きのヌードおよび不快な（恥ずべき）後ろ向きの図は拒絶を行うべきである。 それぞれの場合、それぞれの事実に基づいて決定すべきである。不快であるに過ぎない標章と正当に社会規範の侵害の原因となるか、現在の宗教、家族または社会的価値を大きく害するおそれがある正当な非難の対象になる標章との間に境界線を引くべきである。 本条項の下で、拒絶すべきものになると考えられる標章の例は以下のとおりである。 WHITE DOVE YOU DON'T NEED WINGS TO FLY 公序良俗に反し、ドラッグの奨励ととられるおそれがある（White Dove は、ある種のドラッグのニックネームである）。	
--	---	--

スナッフ映画

猥褻なかつ恥すべきであり、ポルノと殺人を奨励する。

これは、下品な言葉の観点から、一般的に受入れられている道徳的原理に反するものである。

1950 年 Emblems and Names (Prevention of Improper Use) Act に基づく禁止

第9条(2)(d)は、「その使用が1950年 Emblems and Names (Prevention of Improper Use) Act (12 of 1950) で禁止されている」場合には、商標としての登録を禁止している。

Emblems Act の第4条(b)は、一般的に、その使用が同法第3条に違反する紋章または名称を含んだ商標または意匠としての登録を禁止している。禁止されている名称または紋章は、同法の別表に指定されている。第8条では、中央政府に別表を追加または改正する権限を付与している。名称または紋章が禁止の対象であるか否かを確認するためには、別表の全文を確認しなければならない。別表は、特に、UNO、世界保健機構（WHO）、インド政府またはその他の州政府あるいはいずれかの政府の部局、大統領、インド連合の名称、紋章または公印を含んでいる。別表の7項は、以下のものを「示唆しているか、示唆することを意図した名称」を明記している。

- i. インド政府または州政府の後援
- ii. 地方自治体またはその時点で有効な法律に基づき政府が設立した法人または団体との関係

7項に基づいた一定の指標が、中央政府によって発行されており、それによれば、以下に該当する場合には、Emblems Act に基づき、その名称の登録が禁止されている。

1. その時点で有効な法律に基づきインド政府または州政府が設立した団体／法人または地方団体の名称と同一である場合
2. 中央政府または州政府による後援の印象を与える場合。たとえば、Indian Council of Agricultural Research (ICAR) は、Ministry of Agriculture and Co-operation に属する登録された団体である。「Indian Council of」で始まるあらゆる名称は、政府が後援していると公衆に誤認させるおそれがある。
3. その時点で有効な法律に基づき政府が設立した団体、法人または地方公共団体の名称に似すぎている場合。たとえば、「Indian Institute of Mass Communication」は、Ministry of Communication に属する自治団体である。Institute of Mass Communication 等の名称は、当該団体も中央政府の後援を受けているような印象を与える。

中央政府は、以下の商標を登録しないよう指令を発行している

	したがって、これらの商標は、1999 年商標法第 23 条(1)により登録できない。 1. 「UNITED NATIONS」の語、「UNO」の文字、および UNO の公印および紋章 2. インド政府の所有に属する地上の矢の図案 3. 「N.C.L.」の文字 4. インド規格協会以外の者または団体が出願する場合の「I.S.I.」の文字 5. 「I.C.S.」の文字 6. 「N.P.I.」の文字 7. 「ASHOK CHAKRA」または「DHARA CHAKRA」の語、あるいは Asoka Chakra の図案またはその模造品 8. British Royal Arms、British Crown またはユニオンジャックまたはこれらの模造品 9. 「I.S.O.」の文字、インド規格協会以外の者または団体が出願した場合 10. 「Lord Buddha」の語、または Lord Buddha の図案またはその模造品 11. 「Shree Sai Baba」の語、または Shree Sai Baba の図案またはその模造品 12. 「Sri Ramkrishna, Swami Vivekananda, the Holy Mother alias Sri Sarada Devi」の語、または Sri Ramkrishna, Swami Vivekananda, the Holy Mother alias Sri Sarada Devi の図案および Ramkrishna Math and Mission の紋章またはこれらの模造品 13. 「National」および「Panchsheel」の語 14. 殺鼠剤についての以下の普通名詞 ALDRIN DINEX ALLETHRIN DINOSAM BHC NEOD GAMMA-BHC MAZIDOX CHLORDANE MIPAFOX CHLOROBENZILATE CHLORFENSON PP-DDT CHLORPROPHAM DDT DINOPROP DIAZINON DNOC DIELDRIN ENDRIN DNC FENSON HEPTACHLOR HHND HETHOXYCHLOR LINDANE PARATHION WARFARIN SCHRADAN ATRATON TOXAPHENE AZINPHOS-ETHYL	
--	--	--

	FERBAM AZINPHOS-METHYL THIRAM DAZOMET ZINEB DIMETHOATE 2,4,D FENOPROP 2,4,5-T FENTHION MCPA MECARBAM PROPHAM MEVINPHOS ANTU MORPHOTHION MALATHION PARAQUAT CHLORBENSIDE *[■ Coumachlor ■ dichlone ■ dimefox ■ dinoseb ■ maneb ■ nabam ■ parathion-methyl ■ Proxan-Na または proxan-sodium ■ Tecnazene ■ TEPP ■ ziram ■ Captan ■ sulfotep] 15. 「IR」の文字 16. Sikh Gurus の名前および画像、すなわち、Guru Nanak、 guru Angad、Guru Amar das、Guru Ram Das、Guru Arjun dev、Guru Hargobind、guru Har Raj、Guru Har Krishnan、 Guru Teg Bahadur および Guru Govind Singh 17. Chhatrapati Shivaji Maharaj の名前および画像 18. 「STC」の文字 19. Lord Venkateswara および/または Balaji の神の名前お よび/または画像 20. インドのいずれかの政党の選挙用シンボルの表示 赤十字に関する慣行 「Red Cross」または「Geneva Cross」の語、あるいは赤ま たはこれに近似する色で描かれた十字の図案で構成された標章 は登録されない。 但し、十字、新月またはライオンと太陽の図案を含むが白黒で の出願は異議の原因にならない。 白地に緑の十字は、薬局および医療用品および役務については	
--	---	--

		一般的である。そのような紋章の商標としての使用は許されない。 緑色の背景に白十字は、救急用品および役務については一般的であり、緑色の背景に白十字を救急の標識として確立しようとする欧州連合の法令に基づくものである。そのような図案の商標としての登録については異議を提起しなければならない。 十字の図案で構成された標章一般に関しては、出願人は、赤またはそれに類似した色彩の十字の図案を使用しないこと、あるいは 1960 年の Geneva Convention Act で禁止された態様では使用しないという条件を順守することを求められる。	
12.2.6	概念	第 9 条(3)の下では、以下の要素のみで構成された標章は商標としては登録されない。 a) 商品自体の性質に由来する商品の形状 b) 技術的成果を獲得するために必要な商品の形状 c) 商品に実質的な価値を与えている形状 以下の説明がそこで行われている。 『本条項の目的に関しては、当該商標が使用されているか、使用を提案されている商品または役務の性質は登録拒絶の理由にしてはならない。』 商品の形状 商品の識別性のある形状またはその包装または図示できる三次元の対象物は、商標でありうるものであり、その登録のための出願を提出することができる。 但し、当該商標が以下の要素のみで構成されている場合には、その商標は登録されない。 a) 商品自体の性質に由来する商品の形状 b) 技術的成果を獲得するために必要な商品の形状 c) 商品に実質的な価値を与えている形状 第 9 条(3)(a)の目的は、公衆が使用できるべき商品の基本的な形状を自由な状態に維持することである。 技術的成果を獲得するために必要な形状 本項は、商品の形状が技術的成果を獲得するために必要なものである場合の商標としての登録を禁止している。これに関連して、本項は、商品の形状だけで構成されている標章は、その形状の基本的な機能上の特徴が技術的成果についてのみ貢献するものであることが証明された場合には、登録できないことを意味していると解釈することを要する。これは、形状の特徴のすべてが機能上の目的に役立っている場合に、自動的に形状が	

		登録できなくなることの意味するものではない。基本的特徴（個別の特徴が配置された態様から発生する全般的影響を含むことがある）が技術的成果についてのみ貢献しているものではないこと、すなわち、形状がその機能的能力のために採用されたものではないことを示すことができる場合には、第9条(3)(b)には該当しないであろう。技術的成果のみに貢献する機能的特徴のみで構成されている形状は、第9条(3)(b)に基づく拒絶の対象になる。このカテゴリーの標章は、識別性のある特徴を獲得することはできないとみなされ、そのため、証拠を提出しても拒絶を免れることはできない。 商品に実体的価値を与える形状 本項では、商標に帰属させられる主な機能、すなわち、出所表示機能は無視して、商品に実質的価値を与える形状を取り扱う。 「形状標章についての識別性に関する法的テストは、他の標章についてと同一であるが、非伝統的商標に関する平均的消費者の認知が異なっていることを認識することが必要である。特に、平均的消費者は、商品の外観自体が取引上の出所の表示であることを容易には受け入れない。これは、『平均的消費者は、図形または文字要素がない場合に商品の形状または包装の形状に基づいて商品の出所を推定する習慣を有していない』ためである。」 登録を求めている形状が当該商品がとるであろう形状に近ければ近いほど、形状が識別性のある特徴を持たなくなる可能性は大きくなる。 商品の性質上、たとえば飲料、洗浄液等のように商品が包装された状態で取引される場合には、包装の形状は、商品そのものの形状として取り扱うべきである。	
12.2.7	概念	化学元素または国際的一般名称の登録の禁止 第13条の下では、共通的に使用される単語および単一の化学元素または化合物の一般的に受入れられている名称を化学物質または製剤に関しての商標として登録することが禁止されている。また、法は、世界保健機構（WHO）が宣言し、登録局が国際的一般名称として通達した単語、または誤認を生じさせるほどそれらに類似した単語の登録を禁止している。 このことは、WHO が一般名称として宣言した単語のみでなく、誤認を生じさせるほどそれらに類似した単語も登録を禁止されていることを意味する。 たとえば、CYLOVIR という単語は、一般名称であるACYCLOVIR に混同を生じるほど類似しているとして拒絶された。 そのような禁止は化学元素または化合物に関してのみであ	第13条

		り、他の商品に及ばないことに留意すべきである。たとえば、「ラジウム」という単語は、既製服または任意の役務に関して登録できる。	
13		絶対的事由に基づき拒絶されるべき登録出願の拒絶理由通知の文例	
13.1	オフィスアクション	審査官は、絶対的事由に基づいて拒絶すべき登録出願に対する拒絶理由通知を、該当する場合には以下のように行うものとする。 <i>The mark applied for registration is liable to be refused registration under S 9(1)(a) of the Trade Marks Act 1999, as it is devoid of any distinctive character, that is to say, not capable of distinguishing the goods or services of one person from those of another person because it is a common surname/personal name/...</i> <i>The mark applied for registration is liable to be refused registration under S 9(1)(b) of the Trade Marks Act 1999, as it consists exclusively of words or indications which may serve in trade to designate the kind, quality, quantity, intended purpose, values, geographical origin or the time of production of the goods or rendering of the service or other characteristics of the goods or service.</i> <i>The mark applied for registration is liable to be refused registration under S 9(1)(c) of the Trade Marks Act 1999, as it consists exclusively of words or indications which have become customary in the current language or in the bona fide and established practices of the trade.</i> <i>The mark applied for registration is liable to be refused registration under S 9(2) of the Trade Marks Act 1999, as</i> <i>it is likely to deceive the public or cause confusion in the mind of public; or</i> <i>it contains or comprises of any matter likely to hurt the religious susceptibilities of any class or section of the citizens of India;; or</i> <i>it comprises or contains scandalous or obscene matter;</i> <i>its use is prohibited under the Emblems and Names (Prevention of Improper Use) Act, 1950 (12 of 1950, or.</i> <i>The mark applied for registration is prohibited under the</i>	規則 38

		<i>Central Government Instructions issued under Section 23(1) of the Trade Marks Act 1999</i> <i>The mark applied for registration is liable to be refused registration under S 9(3) of the Trade Marks Act 1999, as it</i> <i>it consists exclusively of the shape of goods which results from the nature of the goods themselves; or the shape of goods which is necessary to obtain a technical result; ; or the shape which gives substantial value to the goods</i> <i>The mark applied for registration is liable to be refused registration under S 13 of the Trade Marks Act 1999, as it is in respect of chemical substance or chemical preparation and</i> <i>it is name of a chemical element or compound; or</i> <i>it is a word similar to the name of a chemical element or compound; or</i> <i>it is word which is declared as international non-proprietary name; or</i> <i>it is a word similar to an international non-proprietary name.</i>	
14		シリーズ標章の審査	
14.1	オフィスアクション	出願が、一連の商標を単一の出願で登録するための様式 TM-8 または TM-37 で提出された場合、審査官は 1999 年商標法第 15 条に基づいて審査するものとする。	
14.2	概念	シリーズ標章 同一の商品または役務について、重要な詳細部分について相互に実質的に類似しており、商標の同一性に実質的に影響を及ぼさない識別性のない特徴に関しては異なっている複数の商標権者になることを請求する者がそれらの商標を登録することを希望する場合、1 件の出願でシリーズとして登録できる。 グループを構成している標章がシリーズとして 1 登録で登録するよう出願され、審査官がいずれかの標章が第 15 条に基づくシリーズ標章として登録適格を有していないと考える場合、審査報告書でその旨の拒絶理由を提示し、出願人は該当する標章をグループから削除することを求められる。 たとえば、商標 RIN-1、RIN-2、RIN-3 がシリーズ商標として認められることがある。但し、商標 SUPER RIN または RIN PLUS は、商標 RIN-1、RIN-2、RIN-3 と一緒に出願された場合、シリーズ商標としては認められないかもしれない。	第 15 条(3)
14.3	オフィスア	審査官は、シリーズ標章の出願の拒絶理由を以下のように通	

	クシヨン	知するものとする。 <i>The trademark xxx yyy applied for registration as series marks don't resemble with other remaining trademark(s) aaa bbb mentioned in the application.</i> <i>You should therefore delete the trademarks xxx yyy from the application by making a suitable request on form TM-16.</i> <i>You may however divide the application by making a suitable request on form TM-53.</i>	
15	オフィスアクション	出願の受入れの適切な条件または商標の使用制限の提案	
15.1	オフィスアクション	審査官が一定の条件または制限を付して出願の受入れが可能であると考えるか、一定の条件または制限を付して公告へ進めることができると考えた場合、審査官は明確な文言によってその条件または制限を提案するものとする。	
15.2	概念	1999 年商標法第 18 条(4)は、本法の規定に従い、登録局は、出願を拒絶するか、あるいは、絶対的または適切と考えるところに従い（もしあれば）、修正、変更、条件または制限を条件として受入れできると規定している。 但し、いずれの場合においても、登録局は、出願人に対して、拒絶理由または提案を書面によって通知するものとする。出願人は、登録局の要求に同意するか、自己の意見書を提出するか、聴聞を申請できる。指定期間である 1 カ月以内に応答しない場合（期間が延長されない限り）、出願は放棄されたものとみなされる。 したがって、審査官が、登録出願を受入れるためには一定の条件または制限を付して行うべきと考える場合、審査官は、審査報告書でその条件または制限の提案を行うものとする。 いかなる場合でも、提案される条件は、出願された商標の詳細を実質的に変更するものであってはならない。審査官が、商標の使用について条件または制限を加えて登録範囲を制限すれば、登録出願を受入れできると考える場合に限られる。 但し、審査官が、実質的な変更なしで商標を若干修正するか、商品または役務の指定範囲を限定／商品または役務の指定から一定の品目を削除すれば登録出願を受入れできると考える場合、審査官は、出願人に対して、様式 TM-16 で申請して修正／削除することを示唆するが、当該修正／削除の条件に従って登録する前には、出願の受入れまたは出願の公告については提案しないものとする。 審査官は、たとえば、「商標に表示されている象の絵を削除すれば、出願は登録査定されるかもしれない」のような条件を付	第 18 条(4)

		すべきではない。	
15.3	オフィスアクション	審査官が適切と考える場合、審査官は審査報告書で条件または制限を以下のように提案する。	
15.3.1	オフィスアクション	標章の使用を支配する変更の条件 「 <i>In actual use of the marks the name of the goods appearing in the label shall be varied by indicating the name of the goods in respect of which the mark is used.</i> 」	規則 35
15.3.2	オフィスアクション	空欄の条件 ラベルに空欄があった場合、条件は以下になるであろう。 「 <i>The Blank space appearing on the label shall be accepted only by a matter of wholly descriptive and non-trade mark characters</i> 」	
15.3.3	オフィスアクション	共同使用に関する条件 共同所有されている商標の場合、条件は以下のとおりにすべきである。 「 <i>The mark shall be used jointly by all the applicants mentioned in application</i> 」または、 「 <i>The mark shall be used only in relation to goods or services with which all the applicants mentioned in the application are connected in the course of trade with all the joint applicants and it shall not be used against each other.</i> 」	第 24 条
15.3.4	オフィスアクション	連合の条件 「標章は T.M. No ... と連合される」	第 16 条
15.3.5	オフィスアクション	使用の地域または使用の態様に関する制限： 商品についての制限の条件は以下のように課することができる。 「 <i>Bidis for sale in the state of … (あるいは) 『except for sale in the state of …』</i> 」、または、 「 <i>Birds solely for exports</i> 」	
15.3.6	オフィスアクション	標章の使用が一定の色彩に限定されている場合、以下のように条件を課すべきである。 「 <i>the use of mark is limited is limited to the colours, blue and red in stripes as appearing in the label</i> 」	第 10 条
15.3.7	オフィスアクション	免責条項に関する条件 免責を要求する規定が現行法では省略されているため、審査官が所有権者の権利を明確に指定するために一定の条件を課すべきと考えた場合、審査官は以下のように適切な文言を使用できる。 「 <i>Registration of the trademark shall give no right to the exclusive use of word … appearing in the mark</i> 」	
16		出願人への審査報告書の通知	

16.1	オフィスアクション	審査官は、該当する場合には以下の事項を含む総合審査報告書をシステムを通じて作成する。 i. 出願の提出についての形式要件に関するすべての拒絶理由 ii. 1999 年商標法第 9 条、11 条およびその他に基づく商標登録出願の受入れに対する拒絶理由 iii. 出願が登録のために受入れられる場合の受入れの条件または標章の使用に関する制限についての提案、出願の状況の応分の変更	
16.2	オフィスアクション	審査報告書は、システムを通じて、Supervising Examiner へ回付され、Supervising Examiner は、審査報告書を承認するか、あるいは、意見を明確に付してシステムを通じて、再審査を求めて審査官に対して返送する。	
16.3	オフィスアクション	出願の受入れまたは受入れ前に公告することを提案する審査報告書が Supervising Examiner により承認された場合には、Supervising Examiner はシステムを通じ公報による公告のため出願を回付する。	
16.4	オフィスアクション	審査報告書が再審査のため審査官へ返送された場合、審査官は Supervising Examiner の意見に基づいて、出願を再審査し、システムを通じて、再度、Supervising Examiner へ送付する。	
16.5	オフィスアクション	Supervising Examiner が承認したすべての審査報告書は、当該承認の日に公開し、関連出願の状況と共に、本局のウェブサイト、www.ipindia.nic.in で利用可能にする。 但し、様式 TM-63 で提出された申請のため、優先的に審査された出願に関する審査報告書は、EPR セクションを管轄する Supervisor Controller の承認を受けたのちでのみ公開され、また、Supervisor Controller は、必要な場合には再審査のため、返送できる。	
16.6	オフィスアクション	そのようにして公開された審査報告書は、出願人またはその授権された代理人に対し、当局に登録された e-mail 宛に送付される。	
16.7	オフィスアクション	審査報告書は、ウェブサイトで入手可能な審査報告書に対する応答が受取済みでない限り、出願人またはその授権された代理人に対して郵送も行われる。	

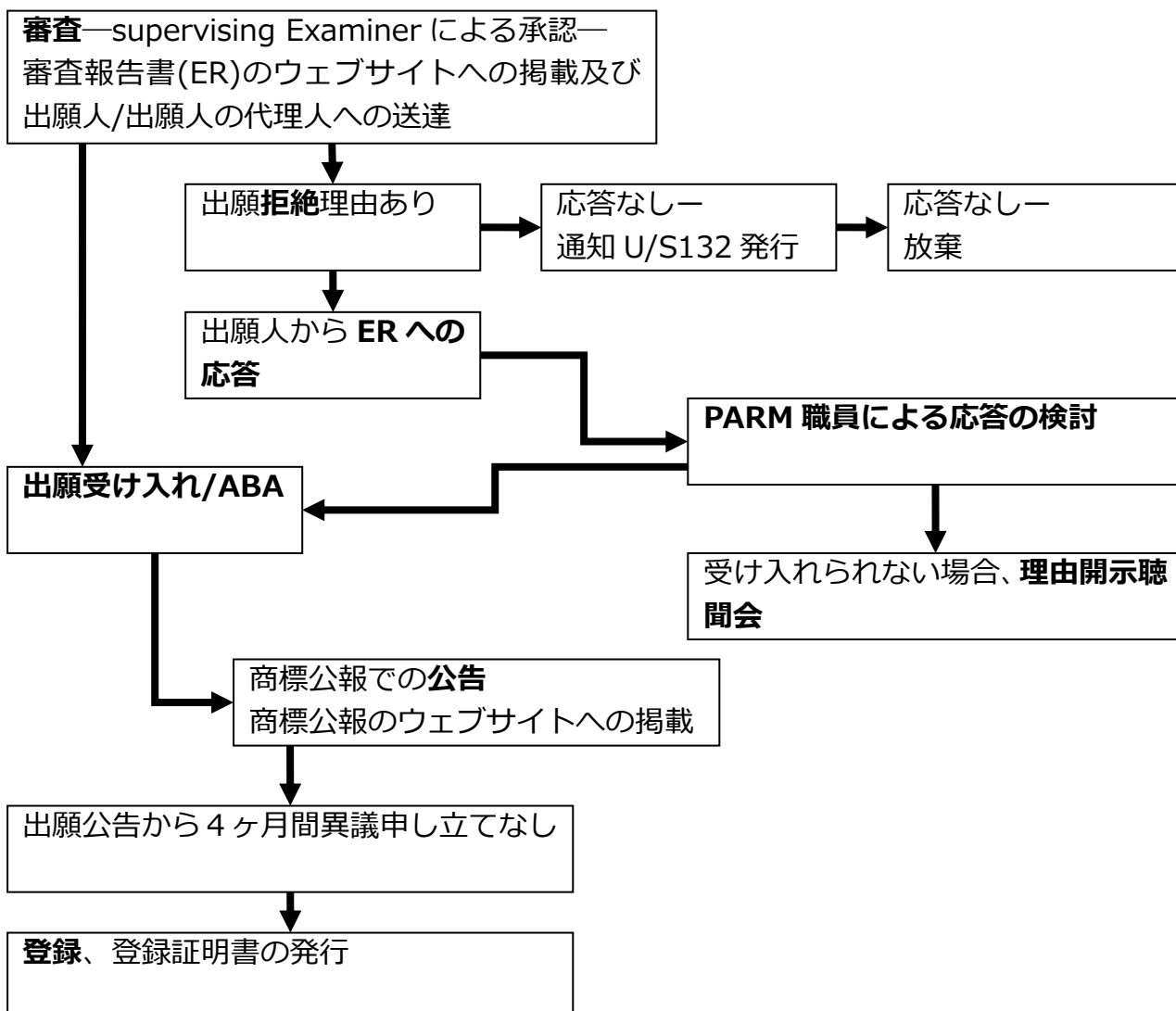
第 3 章

商標登録出願の審査後の処分

序論および範囲

商標登録のための出願が審査され、登録出願の受入れに対する拒絶理由が発見されると、拒絶理由を含んだ審査報告書が出願人／出願人の授権された代理人へ送付される。審査報告書は、関連する出願の願書の詳細を添えて本局のウェブサイトにも掲載される。出願人または出願人の授権された代理人は、本局の拒絶理由通知に対する応答を提出する。出願人の応答によって拒絶理由通知が保留されると応答は適正に検討され、出願が登録のために受入れられると、商標公報で公告される。公告された出願に対する異議申立てが受け取られないか、あるいは、受け取られた場合には、出願人の有利に処分され、出願は登録を提議される。

以下の表は、商標登録出願の審査後の処分に関する機能のフローチャートである。



連番		概要	本法および 本規則の関 連規定
1		審査報告書に対する出願人の応答書の検討	
1.2	出願人側の 要件	登録出願の受入れに対する拒絶査定を含む審査報告書の存在を知った後、出願人は、拒絶査定を撤回するため、適切な応答書を提出すべきである。	
1.3	出願人側の 要件	<u>応答書の様式</u> 審査報告書で指摘された拒絶査定に対する応答書は、審査報告書への応答書として関係出願人または出願人の授権された代理人が提出すべきものとする。 拒絶査定に対する応答書は、応答書の電子化したコピー（colour pdf ファイル形式）を、parm.tmr@nic.in の審査報告書へ送信して提出できる。 出願人／出願人の授権された代理人がレベル III のデジタル署名を有している場合、応答書を審査報告書へ、本局のウェブサイト www.ipindia.nic.in のホームページ上に設けられた<u>ゲートウェイ</u>を通じてオンラインで送信できる。 審査報告書への応答書は、商標登録局の本局または適切な支局へ手渡しまたは郵送によっても提出できる。 宣誓供述書および証拠書類も、審査報告書への応答書と併せて提出できる。	
1.4.1	出願人側の 要件	拒絶理由が形式要件に関するものである場合、出願人は、本局が要求する要件を満たすべきである。但し、出願人は、商標法および規則に従って本局が要求した形式要件は不要であることを証明するために反論できる。たとえば、本局が商標に肖像を表示された人物の同意書を要求した場合、出願人は商標に肖像が表示された人物が特定の人物の肖像ではなく、一般的な男性または女性の画像であることを主張できる。	
1.4.2	出願人側の 要件	願書に記載された商品または役務が願書に記載されたクラスに該当していない旨の拒絶理由の場合、出願人はクラスを訂正する願書の補正の申請書を提出することができる。但し、出願人は、登録局が公表した商品または役務の分類に従い、商品または役務が正しく分類されていることを反論できる。願書に記載した商品または役務の一部が当該クラスに該当しないとの拒絶理由である場合、出願人は関連するクラスに該当していない品目を削除する願書の補正の申請書を提出できる。但し、出願人は、すべての項目が、登録局が公表した商品または役務の分類に従い、願書に記載したクラスに該当していることを反論できる。	
1.4.3	出願人側の 要件	商標に識別性が欠如していることに関する拒絶理由の場合、出願人は、登録出願された商標が出願人の商品または役務を識	

		別できること、あるいは商標が出願日までに関連する商品または役務に関してその大規模な使用の観点から識別性のある特徴を獲得したことを証明するために応答書を提出できる。商標がその大規模な使用によって識別性を獲得したことを主張する場合、出願人は商標の使用の証拠として関係書類を添えて宣誓供述書を提出すべきである。	
1.4.4	出願人側の要件	記録上の類似商品または役務についての同一または類似の商標に対する相対的拒絶理由による拒絶の場合、出願人は、審査報告書で競合標章として引用された商標は出願人の商標とは異なる旨、あるいは願書に記載した商品または役務が審査報告書で競合標章として引用された商標とは異なる旨の反論を行うことができる。 出願人は、審査報告書で競合標章として引用された商標権者から同意書／異議を申し立てない旨の同意書も提出できる。	
1.5.	オフィスアクション	拒絶査定を通知する審査報告書に対する応答書を本局が受け取った場合、出願は、商標システムを通じて、PARM (Pending Applications Records Management) の職員に割り当てられる。指定された PARM の職員は、審査報告書への応答書および添付されたその他の文書を適正に検討する。	第18条(4) 規則 38(4)
1.5.1	オフィスアクション	指定された職員は、1999 年商標法および 2002 年商標規則に照らして、審査報告書に対する応答書および添付されたその他の文書を検討した後、拒絶査定を撤回すべきと考えた場合には、当該職員は出願を受入れるか、商標公報で公告する。当該職員は、出願、拒絶査定および出願人の応答書に応じ、それぞれの場合に適した条件を付すか、制限を課すこともできる。 一定の状況の下では、出願は受入れの前に商標公報に公告することができる。受入れ前の公告の規定は、「例外的な状況」の下で発動される。 受入れ前の公告の規定は、法の規定に従えば、「例外的な状況」の下で発動される。担当職員が善意による商業上の採用および標章の使用を認めた場合がこれに該当する。	
1.5.2	オフィスアクション	様式 TM-16 による出願の補正／訂正の申請が出願人によって行われた場合、指定された職員は、まず、TM-16 を処理し、システムを介して適切な措置を講じ、その後、商標の登録受入れの可能性に関して適切に決定する。 TM-16 が許容された場合、それに応じて担当職員が出願の詳細についての補正を取り込み、補正を考慮に入れてその案件が検討される。	
1.5.3	オフィスアクション	指定された職員が、出願人の応答書の提出後も、拒絶査定を撤回できないと考える場合、当該職員はシステムを通じてその案件を聴聞会へ回付するものとする。	
1.6.1	概念	1999 年商標法第 3 条に基づき、Controller General of Patents, Designs and Trade Marks は、商標法および商標規	第 3 条、2 条

		則に関しては商標登録局である。中央政府は、登録局の職能を解除するため、Examiner of Trade Marks & GI、Senior Examiner of Trade Marks & GI、Assistant Registrar of Trade Marks & GI、Deputy Registrar of Trade Marks & GI、Joint Registrar of Trade Marks & GI および Senior Joint Registrar of Trade Marks & GI 等の各種の職員を任命する。 第2条(2)の下では、「登録局」への言及は、自己に課された登録局の職能を執行する職員への言及を含むものとする。	
1.6.2		1999 年商標法第 18 条(4)の下では、商標登録出願は、その登録を拒絶するか、1999 年商標法の規定に基づき適切な条件または制限に従って登録のために受入れできる	第 18 条(4)
1.6.3		したがって、すべての出願は、適正に提出されたか否か、登録を求めている標章が商標法および商標規則の規定に照らして登録できるものであるか否か、出願が登録可能である場合に、何らかの条件または制限を課することが適切であるか否か、に関して審査される。審査報告書に対する出願人の応答書および標章使用の証拠あるいは出願に関するその他の事項／事情は適切に検討され、指定された職員が当該案件を次段階へ進展させる。	規則 38(4)
2		審査報告書に対する応答がない場合、当該出願は放棄されたものとして取り扱われる	
2.1	オフィスアクション	本局のウェブサイトへの審査報告書の掲載に加えて、審査報告書は、登録のための出願の受入れについての拒絶、あるいは出願の受入れについての条件または制限を含んでいる場合には、当該審査報告書に対する応答書を受取済みである場合を除いて、出願人／出願人の代理人に対して郵便でも送付される。 審査報告書が、登録のための出願の受入れについての拒絶、あるいは出願の受入れについての条件または制限を含んでおり、郵送された審査報告書の受け取りから 1 カ月経過した後も出願人が応答書を提出しない場合、1999 年商標法第 132 条に基づき、審査報告書に対する応答書を 1 カ月以内に提出するよう出願人に要求する通知書がシステムによって作成される。 上記の通知の送達の後も出願人が審査報告書に対する応答書を提出しない場合、出願を放棄されたものとする指示書がシステムで作成され、出願人／出願人の代理人に対して送付されるものとする。	第 132 条 規則 38(5)
2.2	概念	2002 年商標規則の規則 38(4)は、商標登録出願またはサブルール(1)で規定した優先審査出願および使用または識別性の証拠またはその他出願人が提供を要求し、あるいは要求された事項を検討した結果、登録局が出願の受入れに対する拒絶理由を有しているか、第 18 条(4)に基づき登録局が正しいと考える一定の条件、補正、変更または制限を課して受入れることを提案する場合、登録局は、そのような拒絶理由または提案を書面で出願人に通知するものと規定している。	規則 38(4) 、 38(5) 第 32 条

		規則 38(5)は、サブルール(4)で規定した通知の日から 1 カ月以内に願出人がそのような提案に応じないか、登録局に対して拒絶理由または提案に対する意見書を提出しないか、聴聞会を要請しないか、聴聞会に出席しない場合、当該出願は放棄されたものとみなすことを規定している。 さらに、1999 年商標法第 132 条は、登録局の意見により、願出人が本法または本法の施行以前に有効であった商標に関するその他の法に基づいて行われた出願の審査で不履行を犯している場合、登録局は願出人に対する通知により指定期間内に不履行を治癒するよう要求し、願出人が希望する場合には聴聞を受ける機会を提供し、不履行が通知で指定された期間内に治癒された場合を除き、当該出願は放棄されたものとして処理することができることを規定している。	
3		理由開示聴聞会 (Show Cause Hearing)	
3.1	オフィスアクション	登録出願の受入れに対する拒絶査定が、審査報告書に対する願出人の応答書を検討した後も撤回できない場合、当該案件はシステムを介して聴聞会に付される。 通常、理由開示聴聞会として知られているこの聴聞会は、商標登録局の適宜のオフィスで予定、開催される。	
3.1.1		聴聞会に付されたすべての事項は、商標システムの TLA モジュールに自動的に回付される。	
3.1.2		TMR のそれぞれのオフィスの理由開示聴聞会セクション (SCHS) は、すべてのそのような案件について発生順および聴聞官の予定に応じて聴聞会のスケジュールを設定する。	
3.1.3		聴聞会の通知は、関係願出人／代理人／弁護士に送付され、出願番号および聴聞会の日付を通知する。聴聞会の通知は、聴聞会の日の約 15 日前に送付される。	
3.1.4		聴聞会が決定されている案件の理由一覧表は、月次ベースで用意され、本局のウェブサイトに掲載され、掲示板に掲示される。	
3.1.5		案件を特定の聴聞官へ割り当てた後、聴聞官の氏名を含んだ理由一覧表がそれぞれのオフィスの掲示板に掲示される。	
3.1.6		SCHS は、聴聞会を予定している出願に関するすべての関連文書を確実にデジタル化し、システム上で利用可能にするものとする。	
3.1.7		聴聞官は、関係願出人または出願人の授権された代理人の反論を忍耐強く聞き、聴聞の過程で提出または引用されたその他すべての文書を閲読するものとする。 聴聞官は、関係願出人または出願人の授権された代理人の反論を聞く間、礼儀正しくするものとする。但し、聴聞官は、聴聞会に出席した者が妨害を試みたり、不適切な行為を行ったり、関連性のない反論を行って不必要に時間を費やしたりした場合には厳格であるものとする。	

3.1. 8		聴聞会を予定している出願に関する関連文書がデジタル化されておらず、システム上で利用できない場合、担当聴聞官は、自己に提供されたスタッフを通じてそれを行うものとする。出願の詳細についての誤ったデータ入力の場合、聴聞官は、自己の手により、それが不可能な場合には他の担当官の助力により矯正するものとする。	
3.1. 9		聴聞官は、商標法および商法規則の規定に従いシステムを通じて出願を処理し、関係出願人または出願人の授権された代理人へ送達する指令／文書を作成する。	
3.1. 10		様式 TM-16 によって出願の補正が申請された場合、そのような申請の大半は拒絶査定 of 撤回を目的として行われるものであるため、担当聴聞官は、その申請を最初に処理するものとし、その後、出願の登録の可能性について決定するものとする。 TM-16 が許された場合、出願の詳細についての補正は担当聴聞官が適切に取り込み、その案件は当該補正を考慮に入れて検討するものとする。	
3.2. 1	概念	商標登録出願は、通常、以下の商標法の主要規定に基づいて登録を拒絶される。 1) 第9条、ある者の商品／役務を他の者の商品／役務と「識別する能力」を明らかに有しておらず、識別性のある特徴が欠如している「商標拒絶の絶対的事由」を規定している。 2) 先行する商標および周知の標章と競合するとの理由により第11条は「拒絶の相対的事由」を規定している、但し第12条の下では、標章は「善意の同時使用」を証明できる証拠があればそれに基づいて登録できる。 3) 第13条の下では、化学薬品は化学元素または国際的一般名称で構成されていることを理由として、化学薬品についての標章は登録を禁止されている。 4) 第14条の下では、商標に肖像が表示された人物の必要な同意が要求されている。 5) 第15条は、「シリーズ」としての商標の登録に関する規定を支配している。 6) 第16条は、商標の連合に関する規定を支配している。	
3.2. 2		法第9条(1)は、以下の登録拒絶の絶対的事由を規定している。規定は以下のとおりである。 a) 識別性のある特徴が欠如している商標、すなわち、一人の者の商品または役務を他の者の商品または役務と識別することができない商標 b) 取引上、種類、品質、数量、意図する目的、価値、地理的出所または商品の生産時期または役務の提供時期、または商品または役務のその他の特徴を指定するのに役立つことがある標章または表示のみから成る商標 c) 現在の言語または善意の確立された取引慣行で普通になっ	

		た標章または表示のみから成っている商標は登録すべきではない。 識別性のある特徴 「商標登録を提案されている商品に関して『識別性のある』という表現は、商標権者が取引の過程が何らかの関連性を有しているか、有する可能性がある商品を関連性のない商品と識別するために採用されたことを意味する。」 獲得された識別性 法第9条(1)の但し書きに規定されているとおり、本項の範囲内に属する商標であっても、出願日の時点で、当該標章がその使用の結果として事実上識別性のある特徴を獲得していたことが証明できる場合には登録できる。	
3.2.3		第9条(1)に基づいて行われた拒絶査定を覆すため、出願人は、当該標章が先行使用によって識別性のある特徴を獲得していることを主張できる。 商標の使用は、適切な証拠で証明されなければならない。法第129条の下では、「登録局に対するすべての手続において、証拠は宣誓供述書の形式で提出されることを要する。但し、登録局は、それが適切であると考える場合には、そのような宣誓供述書による証拠の代わり、あるいは宣誓供述書による証拠に加えて、供述証拠を採用することができる」。規則116は、宣誓供述書に署名する態様を規定している。 法9条(1)の但し書きに基づく保護を確保するための要件は、Duckham & Co の Trade Mark Application [(2004) RPC 28]によれば、以下のとおりである。 a) 標章は、企業体によって、取引上の商品の出所を確認する手段として使用されていることを要する。 b) この使用の効果が、関係する公衆（あるいは、公衆の大部分）が、取引の過程において、取引上の商品の出所を確認する手段として標章に依拠するに至っていること。 c) 標章が、企業体が取引上の商品の出所を確認する手段として使用している多数の内の一つである場合、出願された標章自体が、関係する公衆の間で、標章を付された商品が単一の企業体が出所であるか、管理していることについて、具体的な期待を抱くに至っていることについて、有効な権限を有する機関が満足すること。 記述的商標は、特定の製品を識別させるか、特定の出所からのものであることを識別させる二次的な意味を有している場合には、保護を受けることができる[2005(30)PTC(SC)1]。	

		したがって、獲得された識別性は、関係するクラスの構成員の所定のパーセンテージの認知度等の一般的、抽象的データのみによっては、その存在を証明できない。逆に、平均的消費者の見解も考慮に入れることが必要である。	
3.2.4		商標としての使用の証拠の審査 <i>Windsurfing Chiemsee (C108&109/97) [1999] ETMR 585</i> では、裁判所は、「有効な権限を有する機関が、関係するクラスの構成員のかかなりの割合が当該商品を、その商標によって特定の企業体からのものと識別した場合、当該商標は、標章の登録のための要件を満たしたと判断しなければならない」と述べている。 標章が商標として使用された（二次的商標としての使用を含む）ことを証明した後、次になすべきことは、使用の程度と効果の評価である。この点に関しては、欧州連合司法裁判所 (ECJ) が以下の指標を提供している。 「登録を求められている標章の識別性のある特徴の評価に際しては、以下の点も考慮に入れることができる。 i. 当該標章が保有しているマーケットシェア ii. 当該標章の使用の規模、地理的広がりおよび期間 iii. 当該標章のプロモーションのために企業体が投資した金額 iv. 関係するクラスの構成員のうち、当該標章のため、以下の事項を行った者の割合 v. 商品の出所が特定の企業体であることを識別し、 vi. 商工会議所および職業組合の証明書。」 商標の使用の証拠として提出される宣誓供述書には、特定の商品または役務に関連した標章の使用、いつ使用が開始されたか、特定の商品または役務に関して当該標章の使用に基づく年間売上高に関して特定の証明書を含むことが必要である。 商標の使用は、出願日以前でなければならない。その日以後の使用は考慮に入れるべきではない。 使用に空白期間があった場合、それがどれほど出願された標章の評価に影響を及ぼすか考慮することが必要である。たとえば、イチゴ栽培農家は、年間を通じての販売を立証できないかもしれない、10 年間にわたって毎年 2 カ月ずつイチゴを販売した場合、その製品の季節性を考慮すれば、継続使用を実証するには十分であると考えられる。 別の業者は、一定の標章の下で 12 カ月商品を販売するかもしれない、販売がほとんどないか、全くない出願日までの 2 年間の空白期間があるかもしれない。当該標章を拒絶するか、受入れられるかを判断する前に、その空白期間がどのような影響を及ぼしたかすべての周辺事実を検討することが必要であろう。それ以前の販売が特に強いものでなければ、標章の評価は、大幅に	

下落したかもしれない。他方、それ以前およびそれ以後、両方とも販売が良好であれば、空白期間は評価に全く悪影響を及ぼさなかったことになる。

標章の下での最初の使用の年から宣誓供述書作成の日までの商品の販売／役務の提供についての年間売上高の数字を提供すべきである。古い年度についての数字が入手できない場合、証人はその旨を証明書に記載すべきである。

使用期間が短い場合、対象期間中の売上高は、商品の性質に関して無視できない。売上高が大きければ大きいほど、標章が受け入れられる可能性は大きくなる。売上高、宣伝および使用期間を併せて考察すべきであり、巨額の売上高および／または宣伝は、使用期間の短さを補完しているかもしれない。

したがって、「その使用の結果として獲得された識別性のある特徴」の文言は、登録が提案されている商品／役務に関しての標章の使用を意味する。

標章の使用の性質の分析およびそれに続く出願日の前の使用の程度についての慎重な評価によって、事実上すべての場合に、登録局が、どの商品／役務について、当該標章がその使用によって識別性のある特徴を獲得したかについて信頼出来る認定に達することが可能になる。

従来なかった商標について

以下の種類の標章がこのカテゴリーに該当する。

- ・ 色彩商標
- ・ 音響標章
- ・ 商品の形状、包装
- ・ 香り商標

色彩商標

商標を構成するためには、色彩または色彩の組み合わせがある業者の商品または役務を他の業者の商品または役務から識別できることが必要である。包装の特定の色彩が特定の業者の商品を示すものとして事実上識別性を有するに至った場合、それが登録によって保護されない理由はない。

2色を異なる多数の組み合わせで集中的に使用した場合、色彩の組み合わせ自体が出願人の商品について識別性を有するにいたることは想定できる。しかし、色彩が特別または特定のパターンまたは配置で使用されない場合、色彩が出所を示す記章として識別性を与えることを証明するのがより困難になる可能性がある。

単一色

単一の色は、取引上、それがありふれたものでなく特異なも

のであり、業者および消費者によって、同様に、そのクラスに属する商品について出所を示す記章として役立つと認識される場合には、商標として登録できる。

色彩自体は、通常、文字または絵と異なり、業者はブランド識別の手段としては使用しておらず、消費者は商品または役務の色彩またはそれらの包装の色彩のみからそれらの出所についての仮定を行う習慣は有していない。したがって、単一の色は例外的な状況の下でのみ製品または役務の出所を示すことができるであろう。単一の色から成る標章は、通常、本来的に識別の能力が欠如しているため、法第9条(1)(a)による拒絶の対象になるであろう。

色彩の組み合わせ

第2条(1)(zb)の「商標」という表現は、「色彩の組み合わせ」を含むよう、定義されている。

色彩の組み合わせは、登録可能であるが、ユニークであることが必要であり、その使用の態様が前提条件になる。色彩が図形標章として表示された場合には、2色のみ受入れられる。しかし、それらが単に製品の包装の色彩である場合には、明らかに、取引上の出所を示す可能性は小さくなる。出願が単に商品またはその包装に施された色彩についてである場合には、商品に関して色彩の組み合わせがどのようにありふれたものでないか、また、明らかに、組み合わせが関係消費者に対して取引上の出所の表示として印象付ける否かを考慮しなければならない。たとえば、洗濯石鹼の平均的な消費者が、大規模かつ独占的な使用なしでは、青色と白または黄色と白の色彩の組み合わせを取引上の出所を示すものとみなすことはないであろう。

色彩について、排他的な権利が求められる場合、法第9条(1)(a)に基づく拒絶を覆すためには強力な証拠が必要になるであろう。

色彩が使用されている態様が自己の商標の主題の主要部分を構成しているか否かを立証するのは出願人の役割である。たとえば、HP または Bharat Petroleum が自己のサービスセンターで使用しているロゴの場合と同様に、特定の色彩が特定の態様で使用され、商標として認識されるに至っていることを獲得された識別性の証拠が示している場合、標章をそのような方法で定義し、標章、すなわち、ロゴまたは特定の幾何図形を法第10条に基づき、色彩に限定して登録を請求することが推奨できるであろう。そのような場合、商標についての権利は、特にロゴまたは幾何図形で当該色彩に使用を限定したものが対象になる。

音響標章

法は、明示的には「音響標章」の登録を排除していない。商標としては、音響標章はきわめてまれである。したがって、商標を音響で構成し、歌詞の有無にかかわらず、一連の音符によって表示できる。

1) 音響標章についての出願は、音響標章である旨を明確に記載することを要する。さもないければ、当該出願は、文字および／または図案の標章として審査される（たとえば、記譜法の場合）。

2) 図形表示の要件は、拍子と外見に分割される譜表、特に、クレフ、音符および相対的価値を示す休止符、およびシャープ、フラットおよび本位記号（臨時記号）による標識の表示によって満たされる。

音響標章の識別性のある特徴の評価

音響標章の受入れ可能性は、他の種類の単語や商標と同様に、音響が識別性のある標章であるか否か、あるいは識別性のある標章になったか否かにかかっている。すなわち、平均的消費者が、当該音響が商品または役務が排他的に一つの企業体と結びついていることを意味していると理解するか否かにかかっている。

明らかに、音響標章は、事実上の識別性の証拠なしでは受け入れられない。特に、以下の音響は、一人の者の商品または役務を他の者の商品または役務と識別できないため、商標としての登録のためには受入れられないであろう。

- ・ 1 または 2 個の音符のみから成る非常に単純な音楽
- ・ 通常、チャイムとして使用される歌
- ・ 娯楽サービス、パークサービスに関する周知のポピュラーミュージック
- ・ 子供を対象にした商品および役務についての子守歌のリズム
- ・ 特定の地域や国で産出または提供される種類の商品／役務についての当該地域と強く結びついた音楽

香り商標

マーケティング戦略として、商品の製造者は、当該商品の使用をより快適あるいは魅力的にするために芳香を導入する。洗淨用製剤、化粧品および衣類用ソフトナーがそのような商品に含まれる。それらほど明らかではない商品でも現在では製品の遡及のため、たとえば、雑誌、ペン、紙および消しゴム等に特定の芳香を施すように製造される。

このような芳香製品の消費者が香りに基づいて製品の出所として単一の業者を示すとは考えないと思われる。どのような場合であれ、商標として登録するためには、標章が「図形によって表示」されない限り、商標を構成するとは考えられない。

「商標」という表現は、とりわけ、「図形によって表示することができる標章」を意味するように定義されている。規則2(1)(k)は、「図形による表示は、紙の形式による商品または役務の商標の表示を意味する」と明確にしている。

上記に示したとおり、商標の定義としては、商標を構成するためには、「図形によって表示され」なければならない[第2条(1)(zb)]。したがって、香り標章は、インドの商標システムの下では、この要件を満たしていない。

商品の形状

「商標」という表現は、「図形によって表示できる標章」であって、「商品の形状およびその包装を含むことができる」ことを意味するよう定義される。

第9条(3)は、商標が以下のもののみに構成されている場合、登録しないものとすることを規定している。

- a) 商品自体の性質に起因する商品の形状
- b) 技術的成果を獲得するために必要な商品の形状
- c) 商品に実質的な価値を与える商品の形状

商品の形状または包装から成る商標の登録出願が行われた場合、出願は商品のみに関連するものであるべきであり、容器に関連すべきではない。たとえば、瓶に入った香水に関して標章に含まれる権利が請求された場合、商品は「香水」と表示されるべきであり、容器であるに過ぎない「瓶」と表示すべきではない。

「商品自体の性質に起因する商品の形状」

第9条(3)(a)の目的は、公衆の使用に供すべきである商品の基本的形状を自由な状態に維持することである。

第9条(3)(b)技術的成果を獲得するために必要な商品の形状

本項は、商品の形状が技術的成果を獲得するために必要である場合に、商標としての登録を禁止している。

したがって、基本的特徴（個々の特徴が配置される態様に起因する総合的な影響を含むことがある）が単に技術的成果のみに起因するものではないこと、すなわち、形状が機能上の効率性のためにのみ採用されたものではないことを示すことができる場合に限り、第9条(3)(b)の適用を免れることができる。技術的成果のみに起因する機能的特徴のみから成る形状は、第9条(3)(b)に基づく拒絶の対象になる。このカテゴリーに属する標章は、識別性のある特徴は獲得できないと考えられ、そのため、証拠の提出によっては、拒絶を免れることはできないであろう。この規定によって課される拒絶理由または登録無効は、同一の技術的成果を獲得できる他の形状が存在していることを

証明することによって免れることはできない。

第9条(3)(c)「商品に大きな価値を与える商品の形状」

本項は、商標に帰属させられる主要な機能、すなわち、出所表示機能は無視して、商品に実質的価値を与える形状を取り扱っている。

形状商標についての識別性に関する法的テストは、他の標章についてと同一であるが、非伝統的商標に関する平均的消費者の認知が異なっていることを認識することが必要である。特に、平均的消費者は、商品の外観自体が取引上の出所の表示であることを容易には受け入れない。これは、「平均的消費者は、図形または文字要素がない場合に商品の形状または包装の形状に基づいて商品の出所を推定する習慣を有していない」ためである。
[Procter and Gamble 対 OHIM]

Procter and Gamble 事件において、欧州連合司法裁判所（ECJ）は、とりわけ、出願の時点において製品の種類が比較的新しいものであり、類似する食器洗浄機用錠剤が市場にないため、標章は識別性を有しているとする控訴人の主張を退けている。裁判所は、Henkel 事件における同裁判所の結論を繰り返し、「登録を求めている形状が当該商品がとるであろう形状に近ければ近いほど、形状が識別性のある特徴を持たなくなる可能性は大きくなる」と指摘している。

機能的クレームが以前に特許出願で行われているという事実は、特許クレームの対象である形状のこれらの特徴が技術的成果を達成するために必要であることの明白な証拠である。このことは、第9条(3)(b)に基づく拒絶の理由になる。このテストは、形状の重要な特徴、あるいは技術的成果の達成にのみ起因するものではない配置が存在しているか否かである。

欧州司法裁判所は、第9条(1)に関する Henkel 事件で、たとえば、飲料、洗浄液等のように商品の性質に関連する理由で商品が包装された形式で取引される場合には、包装の形状が商品自体の形状として取り扱われるべきであると裁定している。

たとえば、装飾ランプの形状は、商品を魅力的にすることによって実質的価値を商品に与えていると考えられる。このことは、第9条(3)(c)および第9条(3)(a)に基づく拒絶の理由になる。

立体標章

三次元表示を容器等が描写されている二次元の標章と識別する目的で、規則 25(12)は、出願人に対して、出願の中で登録を求める標章が立体商標であることについて具体的声明を行うことを命令している。標章が受け入れられて公告されると、公報の刊行の際には標章の下にその旨の適切な入力が行われ、後日、

		標章が登録される際には、登録証明書にも記載される。 立体標章についての識別性の要件は、他の商標と同様である。但し、識別性のほかに、第9条(3)に関する機能性の問題も生じてくる。	
		第9条(2)および13に関する拒絶理由の克服 登録を禁止されている商標を列挙している第9条(2)および第13条に基づいて提案された拒絶、あるいはいずれかの法律または政府の命令、たとえば、第23条(1)に基づく中央政府の指示で当該商標が禁止されていることを理由として提案された拒絶の場合、出願人は、登録を求めている商標が指定された禁止に該当しない旨を反論することしかできない。登録出願された商標の登録またはその使用が、商標法またはその他の法律または政府の指示のいずれか規定で禁止されていることが証明されると、出願人が使用の十分な証拠を提示しても当該商標は登録のために受入れられることはない。 出願人が持つ唯一の選択肢は、その商標が当該禁止に該当しない旨を反論することのみである。但し、様式 TM-16 による申請によって禁止を回避するよう出願を補正できる。その後、TM-16 が処理される。	
3.2.6		相対的拒絶事由に関する拒絶理由の克服 第11条に基づき提案された拒絶は出願人が以下を行うことで克服できる。 ・補正により、競合している商品／役務を削除 ・第11条(4)に基づいて引用された標章の所有権者からの同意の取得 ・第12条に基づいて登録を確保するための善意の同時使用の証明 ・第57条に基づいて引用された標章の指定からの記述と同一の商品／役務を除外する登録原簿の訂正の確保 ・拒絶理由を含まない出願でさらなる手続を続行するための出願分割 競合している商品／役務の削除による方法 多数の出願が、非常に広い指定および／または広範囲にわたる商品／役務を対象にする条件を伴って提出される。出願人は、すべての商品を取引したり、すべての役務を提供したりすることを実際には意図していないかもしれず、したがって、意図した活動をより明確に限定できるかもしれない。聴聞会の段階で競合する商品／役務の削除を希望する場合、聴聞官はそれを検討し、商品／役務についての補正を許すことができるが、いかなる場合においても、当初の願書に記載されていた商品／役務の拡張、追加または置換を許してはならない。 引用に対応する方策として除外を利用する場合、通常は、引用	

された標章と同一および類似すると考えられるすべての商品および／または役務を願書から確実に除外することが必要である。願書は、同一と考えられるすべての商品／役務のみならず、出願されている標章がそれらの商品／役務に関して使用された場合には混同を生じさせるに十分なほど類似したと考えられる商品／役務の記述も明確に除外するよう補正することが必要である。

たとえば、クラス 9 における出願は「電気ケーブル」に係り、引用された先行出願は、クラス 9 の「スピーカーおよびその部品および取付用品」である場合、必要な補正は、「建造物への電力供給に使用する電気ケーブル」である。あるいは、「スピーカーに関して使用しない電気ケーブル」である。

引用された標章の所有権者からの同意の取得による方法

先行商標またはその他の先行する権利の所有権者が登録に同意している場合に、拒絶の提案があるにもかかわらず登録を許す権限を登録局に与えることに関して、1999 年商標法第 11 条(4)は、第 11 条の禁止規定に優先する。そのような場合、「特殊事情」に基づく登録のため、出願が受入れられる。

先行標章の所有権者からの同意書には以下の詳細事項を含むことを要する。

1. 特定の番号による登録に基づく同一／類似商標についての所有権の主張
2. 引用標章の所有権者が同意する商品／役務。同意書に記載された商品／役務の指定が登録が求められている出願の記載と異なるか、より狭い場合、出願人は商品の指定を同意が得られている範囲の商品のみを対象とするよう商品の指定を補正しなければならない。
3. 同意書は、引用に記載されているのと同じの者から得たものであることを要する。同意書が真正なものであることは、聴聞官が関連する引用標章の記録を見て十分に確認するものとする。
4. 同意書は英語またはヒンズー語によるものとし、同意書が地方の言語または外国語で作成されている場合、認証済みの翻訳を添付することを要する。

善意の同時使用の証明のための証拠の検討

聴聞の段階で、出願人が出願人の標章について十分な量のグッドウィルあるいはコモンローに基づく権利を蓄積してきたことを提出された証拠に基づいて立証した場合、聴聞官は、先行標章と競合する出願を許すものとする。考慮すべき重要な点は、採用の際の善意、商標の継続的かつ同時の使用によってコモンローに基づく権利が発生していること、ならびに、先行する権

		利の所有権者が出願人に対して禁止の行為を行っていないことである。 出願人が善意により商標を採用したこと、その商標の善意の同時使用によって標章についてコモンローに基づく権利を獲得していることについて聴聞官が納得した場合、聴聞官は、同一／類似の商品／役務に関して記録上先行する類似商標が存在していても、受入れ前に出願の公告を行うことを命令できる。 拒絶理由を含まない出願でさらなる手続を続行するための出願分割による方法 1999 年商標法においては、出願分割の便宜が出願人に対して与えられている。 第 22 条の但し書きに基づき、単一出願について、2 件以上の出願に分割する補正が行われた場合、分割された出願は、当初出願の出願日を保持する。 出願人のための出願分割の申請は様式 TM-53 によって行う。分割された各出願は、出願日が同一の別個の出願として取り扱われる。分割された出願には別個に新しい連番が割り当てられクロスリファレンスにより当初出願へリンクされる。 複数クラスへの出願の場合、競合標章の引用が当該出願の特定のクラスに限定されている場合、出願人は、支障のないクラスを分離するよう出願分割を申請できる。	
3.2.7		出願の詳細の変更のための様式 TM-16 で行った申請の処理 願書の誤記の訂正または願書の補正は、商標法で許容されている。 商標登録出願の出願人は、当該標章の登録前に、願書の誤記の訂正または出願の補正のため、様式 TM-16 に所定の料金を添えて申請できる。 この規定は、単なる願書の事務的誤記の訂正のために設けられたものである。したがって、提出された願書の実質的な変更を求める訂正は許されない。商標、所有権者の詳細、商品／役務（既存の品目の一部の削除を除く）の指定、標章の使用に関する証明書の実質的な補正を訂正の名目で行うことは許されない。 但し、有効な譲渡または移転に基づく標章の所有権者の変更、出願人の住所または出願人の送達宛先の補正、商品／役務の指定の削除限局、明確化、商品の販売／役務の提供の地域についての減縮／限定、複数クラス出願の分割等に関する補正の申請は許される。	第 22 条および規則 41
3.3	オフィスアクション	聴聞会の延期 出願人または出願人の授権された代理人が聴聞会の準備ができないか、出席できず、聴聞会延期の申請を行った場合、聴聞官は、延期の申請を許可できるものとし、次回の聴聞会の日程	

		が決定される。但し、法律上価値がない理由による延期は認められない。また、管理上の理由で聴聞会が延期され、新たな日程が決定されることもある。聴聞会のいずれの延期についても、別の日における聴聞会を決めた新たな聴聞会通知が、関係する出願人／代理人／弁護士に対して発行される。	
3.4	オフィスアクション	出願の受入れ 標章使用についての証拠、標章の識別性、存在している場合には先行する類似標章の存在、出願の対象である商品／役務の性質およびその他の関連する事実を十分に検討した後、聴聞官は、適切と考えるところに従い、登録出願を受入れることができ、商標の使用に関する条件または取引の範囲に関する制限を付した出願を受入れることができる。また、受入れ前に出願を公告することを提案できる。 一定の状況の下では、受入れ前に出願を公告できる。受入れ前の公告の規定は、「例外的な状況」下で発動される。受入れ前の公告の規定は、法の規定に従えば、「例外的な状況」下で発動される。担当聴聞官が善意による商業上の採用および標章の使用について強力な証拠を発見した場合、審査官または聴聞官は、出願を「受入れ」、標章を「受入れ済み」として公告することを命令できる。	
3.5	オフィスアクション	出願分割の許可 出願人のため、複数クラス出願の分割について様式 TM-53 による申請があった場合、出願は申請どおりに分割される。分割された出願の各々が、出願日が同一の別々の出願として取り扱われる。分割された出願に別個に新しい連番が割り当てられ、クロスリファレンスによって当初出願とリンクされる。	1999 年商標法第 22 条の但し書きおよび 2002 年商標規則の規則 104
3.6	オフィスアクション	出願の取り下げ 聴聞の過程で、出願人が出願の取り下げを希望する、あるいは出願人の授権された代理人が出願人に代わり、出願の取り下げを希望することがある。そのような状況では、聴聞官は、取下げ申請書の提出を要求するものとする。取下げ申請書はシステムにアップロードされる。取下げ申請書が真正であること、ならびに、出願の取り下げを行う者の権限については、聴聞官が出願の記録に基づき確認する。権限を有する者によって出願が取り下げられた場合、担当する聴聞官は、当該出願が取り下げられたものとして取り扱い、その旨の注記をシステムへ入力し、出願の状況を適切に更新する。	
3.7	オフィスアクション	出願の拒絶 聴聞官は聴聞の過程で提出された資料および反論で納得できない場合、当該出願の登録を拒絶できる。	
3.8	オフィスアクション	決定の通知 聴聞官が発令したすべての種類の命令の通知書がシステムを	

		通じて作成される。上記の通知書は、遅くとも命令の日から 1 週間以内に関係する出願人／出願人の授権された代理人に送付される。	
3.9		決定理由通知 登録局 の決定の理由を照会する様式 TM-15 による出願人の申請に応じ、条件もしくは制限を付した出願の受入れ（あるいは、受入れ前の公告）または出願の拒絶に関する決定の理由が、その時点における聴聞官の意見または注記に基づいて、システムで作成され、出願人に対して通知される。	第 18 条(5)
3.10 .1	出願人側の要件	関係する出願人または出願人の授権された代理人は、指定された聴聞官の聴聞会に出席し、良識的かつ丁重に反論を行うものとする。関係する出願人または出願人の授権された代理人が聴聞会に出席できない場合、商標法および商法規則に従った延期申請書を提出するものとする。	
3.10 .2		聴聞会の出席者はすべて、自己の身元および出願人に代わって聴聞会に出席する権限を示すものとする。代理人の場合、出願人の記録上の授権された代理人であることを証明するか、あるいは、自己の住所を出願人のための送達宛先として記録するため様式 TM-16 による申請に併せて、最新の PA を提出するものとする。	
3.10 .3		出願が商標代理人によって提出されるか、中間処理が行われる場合、出願人の送達用住所は、通常、商標代理人の住所とすることが要請される。商標代理人が変更されるか、出願人が委任状を撤回し、中間処理を自身で行うことを希望する場合、出願人のための送達宛先の変更を登録するため、様式 TM-16 による補正申請を提出することを要する。	
3.10 .4		出願に関して行われたすべての変更を記録するため、様式 TM-16 による申請を出願人に代わって行うものとする。聴聞会に出席する出願人または出願人の授権された代理人は、様式 TM-16 によって行われた申請のうち、未処理のものすべてを指摘し、その処理を主張するものとする。	
3.10 .5		出願人または出願人の授権された代理人は、商標法および商法規則に従い、適正な料金を添えて、適正な申請書／願書を提出するものとする。	
3.10 .6		関係する出願人または出願人の授権された代理人は、聴聞官の命令を順守するものとする。権利侵害を受けた場合には、商標法および商法規則の関連する条項に従い、知的財産審判部（IPAB）または再審廷へ上訴できる。	
4		商標公報による出願の公開	
4.1. 1	オフィスアクション	商標登録出願が受入れられた場合、それが絶対的であるか条件または制限つきであるか、受入れ前の公告を命じられたか否かにかかわらず、出願は、条件または制限がある場合にはそれらと共に、適切に商標公報に公告する。	第 20 条、規則 43

		それぞれの場合に応じ、出願の受入れまたは出願の受入れ前の公告の提案を行い、審査報告書の承認を行う Supervisory Examiner、または PARM 内で指定された職員、または聴聞官であって、出願の受入れを行うか、出願の受入れ前の公告を命令する者は、商標システムの関連するモジュールを通じて、当該出願を公報で公告するよう回付するものとする。	
4.1.2		商標公報による出願の公告には、商標の詳細、出願日、優先主張（該当する場合）、出願人の詳細および住所、出願人の送達用住所および出願人の代理人の詳細、商品または役務のクラスおよび指定、商標の使用に関する証明書および適切なオフィスを含めるものとする。	
4.1.3		システムが公告のプレビューを作成し、その内容が適切であることを確認した担当官は、その案件を公告することを承認し、商標公報で公開するため、出願は適切にシステム内で蓄積される。	
4.1.4		商標公報での公開のために蓄積されたすべての出願は、商標登録局の本部からの指定された担当官が公報で毎週月曜日に公開するとともに、本局のウェブサイト www.ipindia.nic.in のホームページで公衆向けに無料で利用可能にされる。	
4.1.4		商標公報は以下の事項を含んでいる。 ・ 本局が発行する公示および公報（存在している場合） ・ 受入れられたか、受入れ前の公告を命令された商標出願 ・ 権限を有する担当官が命令した場合、出願の再公告 ・ 以前に公開された出願についての正誤表または追加の公報 ・ 登録、更新、削除、出願取り下げ等の対象商標の一覧表 ・ 記録された譲渡／移転を含む登録後の変更 ・ WHO が随時公表する国際的一般名称 ・ 随時、公開が必要と考えられるその他の情報	
4.1.5		公報で公開されるその他の事項は、TMR 内の異なる部局から収集される。	
4.2	概念	1999 年商標法第 20 条は以下のように規定している。 1) 商標登録出願が受入れられた場合、絶対的であるか、条件または制限つきであるかを問わず、登録局は、受入れ後可能な限り速やかに、条件または制限を伴って受け入れられた出願がある場合には、そのような出願を受入れられたところに従い、所定の態様で公表するものとする。 第 20 条の但し書きでは、登録局が、出願が第 9 条(1)ならびに第 11(1)および(2)に該当する商標に関係する場合、商標登録出願を受入れ前に公告することを可能にしている。「そのようにする例外的な状況により」そうすることが目的にかなうと考えられる場合には、登録局はそのような過程も採用できる。	
5		受入れの撤回 商標の登録局は、誤って行われたか、現に受入れられている	

		条件または制限とは異なる条件または制限を付して受入れるべきであった登録出願の受入れを撤回する権限を有している。	
5.1.1	オフィスアクション	商標登録出願が、誤って受け入れられるか、あるいは、当該商標が、現に受入れられている条件または制限によっては登録されるべきではなかったか、あるいは 商標が、現に受入れられている条件または制限とは異なる条件または制限、あるいは現に受入れられている条件または制限に追加した条件または制限によって登録されるべきであった場合、 任意の職員、特に TMR の職員で EPR または PRAS を担当する職員は、商標登録局である CGPDTM に対して出願受入れの撤回を覚書によって提案するものとする。 これは、誤ったデータ入力に従って出願が審査され、出願人が出願した商標とは異なる商標について登録受入れされた場合、あるいは出願人が出願したものと異なる商品または役務、またはこれらの分類の指定について審査され、登録受入れされた場合にも発生しうるものである。出願の受入れを撤回する必要は、国際的一般名称が誤って医薬製剤について登録受入れされた場合、あるいは禁止された商標、登録できない商標について誤って登録受入れされた場合にも発生する。	
5.1.2		上記の覚書を CGPDTM 承認した後、担当官は、システムを通じて当該案件を SCHS へ回付する。	
5.1.3		SCHS は、2002 年商標規則の規則 42 に基づいて、当該受入れに対する登録局の異議、ならびに 当該出願の受入れに関して登録局からの提案がある場合には、その提案を通知するため、出願人に対して通知書を発行するものとする。	規則 42
5.1.4		その通知書を受け取った後、出願人は、出願を取り下げるか、本局の提案に同意し、出願を適切に補正するか、あるいは聴聞会の開催を申請できる。	
5.1.5		聴聞官は、商標法および商標規則の規定に従って案件を処理するものとする。担当聴聞官は、それぞれの場合に応じて、出願の受入れを撤回するか、出願は受入れながら課されている条件または制限を変更するものとする。	
5.2	概念	第 19 条は、誤った出願の場合、あるいは登録すべきでない商標、あるいは条件または制限を加えて登録すべき商標の場合に、登録局が出願の受入れを撤回することを可能にしている。 そのような場合、規則 42 は、以下の手続を規定している。 ・登録局は、そのような異議に関して、出願人に書面で通知する。 ・通知を受け取った後、30 日以内の応答書は強制的なものである。 ・出願人は、登録局の要求に応じるよう出願を補正するか、聴聞を申請できる。	第 19 条、規則 42

		・出願人が所定の期限内に応答しない場合、出願の受入れは取り下げられたとみなすものとする。 ・それ以後の出願は、それが受入れられなかったものとして進行する。	
5.3.1	オフィスアクション	出願人が聴聞会を希望する場合、聴聞会の予定を決定するSCHSが、通知から15日以上後に開催するよう通知を発行するものとする。	
5.3.2		上記の聴聞会の日に、聴聞官が、商標法および商標規則に基づき、適切と考える命令を発令する。	
5.3.3		聴聞官は、適切な注記を加えて、システムを通じて出願をさらに回付するものとする。	
6.		商標登録	
6.1.1	オフィスアクション	商標公報で公告され、出願の公告または再公告から4カ月経過し、 その登録について異議が申し立てられず、あるいは、異議が申し立てられた場合であっても、出願人の有利に処理された出願は、 権限を有する担当官の指示による受入れの撤回が指示されず、出願の公告の取消が行われない限り、登録へ進む。	
6.1.2		出願が受入れ前に公告され、前記の段落で述べた条件に関して登録すべき状態になった場合、出願はシステムを通じて登録のために受入れられ、その後初めて登録へ進む。	
6.1.3		そのような出願はすべて、商標公報への公告、再公告の順番に従って登録手続きが行われる。	
6.1.4		登録手続きへ進んだすべての出願は、登録証明書作成の前に、システムを通じて担当職員の承認を受けることが必要である。EPR セクションの登録ウィングに関与する職員は、登録のため承認を受ける出願が問題ないことを確保するものとする。	
6.1.5		実際に、システムには、そのような事件の登録を許さないようにするチェック機能が内蔵されているが、担当職員は以下の事項を確保することが必要である。 1. 出願データの入力が正確に行われ、出願が適正かつ正確に商標公報で公告されていること。商標、出願日、商品または役務のクラスおよび指定ならびに商標の使用に関する証明書に関して公告に重要な誤りがある場合、出願は再公告されること。その事件は、再公告のため、その旨の注をシステムで付して、システムを通じて Pre Advertisement Amendment Section (PRAS) へ送信される。そのようなケースは登録するよう処理しないものとする。 2. 未処理の出願補正の申請が残っていないこと。残っている場合、その旨の注をシステムで付して、事件は補正の申請を処理するため、システムを通じて、PRAS へ送られる。そのようなケースは、補正の申請が許可されその旨の通知が商標公報で	

		公表されるか、補正の申請が拒絶されるまでは、登録へ進めないものとする。 3. 受入れの撤回の指示が出されていないこと。そのような指示が出されている場合、事件は出願に関する聴聞のため、その旨の注をシステムで付して SCHS ヘシステムを通じて送られる。そのようなケースは、1999 年商標法第 19 条に関する聴聞会で出願の公告の結論が出るまでは登録へ進めないものとする。 4. 出願の登録に対する未処理の異議が残っていないこと。いずれかの出願に対する異議が出願人の有利に処理された場合、出願、ならびに異議手続の最終的命令を含む異議に関連して不可欠な文書のすべてが電子化され、システムにアップロードされ、出願の現状が適切に更新されていることを確認するものとする。 5. 政府または司法裁判所の指示によって、商標の登録が禁じられていないこと。そのような禁止がある場合、当該事項はシステムの中でその旨の注記を付して、保留にするものとする。 6. 出願に関して、手続要件が未充足のまま残っていないこと。たとえば、連合手数料、500 文字を超える商品または役務についての追加スペース料金で出願人が納付すべきものが残っており、代理人のための委任状の提出等の手続要件の充足を求められていないこと。そのような問題がある場合、担当職員は、上記の手続要件を充足するよう出願人に要求する書状を作成し、出願は手続要件が充足された後でのみ登録のため進行させられる。	
6.2.1	概念	商標登録局は、1999 年商標法第 6 条に規定した商標登録簿を維持しており、商標登録簿には登録商標の詳細のすべてが記録されている。 商標が登録されると、商標登録簿に記帳されるか、商標登録簿上で入力される。	第 6 条
6.2.2		1999 年商標法第 23 条(1)の下では、商標登録出願が受け入れられ、 a) 出願に対する異議が申し立てられず、異議通知の期限が経過した場合、あるいは、 b) 出願に対して異議が申し立てられ、異議が出願人の有利に処理された場合 のいずれかであれば、中央政府からの別段の指示がない限り、当該商標は登録され、商標が登録される場合には、前記の申請の日付で登録され、当該日付は、セクション 154 の規定に従い、登録の日とみなされる。 商標の登録に関するセクション 23(2)に基づき、所定の様式による証明書が商標登録局のシールを付して出願人に対して発行される。	第 23 条

		セクション 23(3)の下では、商標登録が出願人側の不履行が原因となって出願の日から 12 カ月以内に完了しない場合、登録局は、出願人に対して所定の態様で通知した後、通知された期限内に完了しない限り、出願が放棄されたものとして取り扱うことができる。	
6.2.3		規則 59 は、商標登録簿への記帳の態様について規定している。本規則の下では以下のとおりになる。 1) 公報で公告または再公告された出願に対して、第 21 条(1)で規定した期間内に、異議が申し立てられない場合、あるいは、異議は申し立てられたが却下された場合、登録局は、第 23 条(1)または第 19 条の規定に従い、当該商標を登録簿に記帳するものとする。 2) 登録簿への商標の記帳では、出願日、実際の登録日、登録された商品または役務およびクラス、ならびに以下の事項を含めて第 6 条(1)で要求されているすべての詳細を特定させるものとする。 a. 商標権者のインドにおける主たる事業所の住所がある場合にはその住所、または、共同所有商標の場合、商標の共同所有者のインドにおける主たる事業所の住所 b. 商標権者がインドには事業所を有していない場合、登録出願に記載されている同人のインドにおける送達宛先、および同人の母国における住所 c. 共同所有商標の場合であって、共同所有者のいずれもインドにおける主たる事業所を有していない場合、願書に記載されているインドにおける送達宛先、および各共同所有者の母国における住所 d. 所有権者の職業、事業、専門的職業またはその他の説明の詳細、共同所有商標の場合、登録出願に記載された商標の共同所有者についての同様の情報 e. 登録または登録によって付与される権利の範囲に影響を及ぼす詳細事項 f. 第 154 条に基づいて条約加入国における出願人の出願に一致する条約出願の日付がある場合にはその日付 g. 標章が団体標章または証明標章である場合、その事実 h. 標章が、第 11 条 4 に従い、先行商標またはその他の先行する権利の所有権者の同意書によって登録された場合、その事実。および、当該商標に関連する商標登録局の適切なオフィス。 登録局は、随時、コンピュータの専門家と協議し、公式記録を電子形式で維持するための指針を策定する。	

第 4 章
裁決セクション
(異議申立および是正手続)

はじめに：

裁決セクションは争いのある事項、すなわち、商標登録出願への異議申立、商標登録の是正の申請、および、このセクションに割り当てられた他の争いのある事項を処理するために構成される。この章は、次の 3 つのセクション—異議申立手続を扱うセクション A、是正手続を扱うセクション B および見直し申請を扱うセクション C に分かれる。

セクション A：異議申立

第 21 条は、商標公報における商標の公告の後、商標の登録に対し何人も 4 カ月の期間、異議申立てができると規定している。この異議手続は登録官にのみ提出することができ、裁判所にも審判部（IPAB）にも直接提起することはできない。異議申立が成功した場合、商標の登録は拒絶される。失敗した場合には、標章は登録される。

連番		概要	本法及び本規則の関連規定
1		異議申立手続はどのように開始できるか	
1.1	概念	出願に異議申立できる者： 「何人も」商標登録に異議申立ができる。 注： 異議申立を行う者は、問題の商標に商業上もしくは個人的な利害関係を有する必要はなく先登録商標の所有者である必要もない。 異議申立人に善意の問題は生じない。	第 21 条 (1)
1.2	概念	異議申立理由： 法律は異議申立理由を特に定めていない。 しかし、異議申立は、通常、以下のいずれか一つ以上に基づく： ・第 9 条に挙げる絶対的理由； ・第 11 条に挙げる相対的理由； ・第 13 条に含まれる登録禁止事由； ・第 14 条に規定する書面での同意がないこと； また、異議申立人は、その商標の所有権に関して異議 U/s18(1) を提起できる。	第 9 条、11 条、13 条、14 条、18 条 (1)
1.3	異議申立人側の要件	異議申立書を提出するために限定される期間： 商標公報における登録出願の公告または再公告の日から 4 カ月以内。	第 21 条 (1)
1.4	異議申立人側の要件	所定の様式： 異議申立は所定の様式、すなわち TM-5 に従って行わなければならない。	第 21 条 (1) および 47 規則 (1)

1.5	異議申立人側の要件	<u>所定の手数料：</u> 公告された標章に対して異議申立をするための所定の手数料は2,500 ルピーとする。	2002 年商標規則第 1 附表、項目番号 12
1.6	異議申立人側の要件	<u>提出先：</u> （異議申立をする出願の）適切なオフィスに提出する。	2002 年商標規則 8(1)
1.7	異議申立人側の要件	<u>TM-5 の内容：</u> 異議申立書は次のものを含まなければならない： <u>(a)異議申立対象の出願に関して—</u> (i)異議申立対象の出願の番号； (ii)商標出願における商品または役務の表示；および (iii)異議申立対象の商標出願の出願人名 <u>(b)異議申立が基礎としている先の標章または先の権利—</u> (i)異議申立が先の標章に基づいている場合は、その旨の陳述およびその先の標章の現況の表示； (ii)入手可能な場合、先の標章の出願番号または登録番号および出願日（優先日を含む）； (iii)異議申立が、第 11 条第 2 項の意味で周知商標であると主張されている先の標章に基づく場合、その旨の表示およびその先の標章が周知であると認識されている 1 または複数の国名の表示； (iv)異議申立が商標法第 11 条第(2)項(b)の意味での評判を有する先の商標である場合、その旨の表示およびその先の標章が登録または出願されているか否かの表示； (v)異議申立人の標章の表示および該当する場合、標章または先の権利の説明； (vi)先の標章が登録もしくは出願されている商品もしくは役務または先の標章が第 11 条第（2）項の意味で周知であるか同条の意味の範囲内で評判を得ている商品もしくは役務に関して、異議申立人がその先の標章について保護されているすべての商品または役務を表示する場合は、どの商品または役務に基づいて異議申立をするのかも示さなければならない。 <u>(c)異議申立する当事者について—</u> (i)異議申立が先の標章または先の権利の権利者である場合は、その名前および住所、ならびにその者がそのような標章や権利の所有者である旨の表示； (ii)異議申立が登録された使用者ではないライセンシーによって提起される場合は、その名前および住所ならびにその者が異議申立を提起することを授權されている旨の表示； (iii)商標の登録された権利者の権原の承継人であるが新所有者としてまだ登録されていない者によって異議申立が提起される場合は、その旨の表示、異議申立をする当事者の名前および住	2002 年商標規則 48(1)

		所、新権利者の登録申請が所轄オフィスによって受理された日付の表示またはこの情報が得られない場合は、所轄オフィスに送付された日付の表示； (iv)異議申立人がインドに営業住所を有しない場合は、異議申立人の名前およびインドにおける送達宛先。	
1.8	異議申立人側の要件	異議申立書の証明： 異議申立書には異議申立人または当該事件の事実を熟知する者の証明を付さなければならない。 証明する者は、異議申立書の番号付段落を具体的に指し示して自己の知識によりおよび自らが受け取りかつ真正と信じる情報に基づいて証明する事項を陳述しなければならない。 証明は、それを行う者が署名するものとし、署名日および署名場所を記載しなければならない。	2002 年商標規則 48(2)、(3) および(4)
1.9	出願人側の要件	出願人による答弁書の提出： 出願人は、所轄オフィスに対し様式 TM-6 により答弁書を提出しなければならない。 所定の手数料は 1000 ルピーとする。 答弁書を提出する期間は、異議申立書の写しを受領した日から 2 カ月以内とする。 答弁書には異議申立と同様に証明を付さなければならない。	第 21 条 (2)、2002 年商標規則 49 および第 1 附表、項目番号 14 2002 年商標規則 49(2)
1.10	オフィスアクション	答弁書を提出しないことによる出願の放棄 出願人が異議申立の写しを受領した日から 2 カ月以内に異議申立に対する答弁書を提出しない場合、その者はその出願を放棄したものとみなし、その旨の通知を発行するものとする。	1999 年商標法第 21 条(2)
2	オフィスアクション	異議申立の受領後、庁は書類をチェックして、他の若干の手続きを遵守する必要がある。	
2.1	オフィスアクション	方式審査 異議申立は、キャッシュセクションによって受理される。キャッシュセクションは、正しい料金が支払われているかどうかをチェックする。手数料が正しい場合は、商標番号に対して適宜料金コードを入力し、裁決セクションに異議申立書を転送する。裁決セクションは異議申立された出願の物理ファイルに異議申立書を添付し、しかるべく手配しなければならない。	
2.2	オフィスアクション	出願人に対する異議申立書の送達： 異議申立についてのエントリは、商標オートメーションシステム（TMAS）の「裁決」モジュールで行わなければならない。 商標登録のオフィスはシステムで生成された書簡とともに異議申立の写しを登録出願人に送達しなければならない。	1999 年商標法第 21 条(2)
2.3	オフィスアクション	異議申立人への答弁書の送達： 答弁書についてのエントリは、商標オートメーションシステム	1999 年商標法第 21

		(TMAS) の「裁決」モジュールで行わなければならない。 商標登録のオフィスはシステムで生成された書簡とともに答弁書の写しを異議申立人に送達しなければならない。	条(3)
3	証拠に関する出願人/異議申立人側の要件	証拠の態様 証拠は宣誓供述書による。登録官は、その裁量により口頭証拠も許容できる。	1999 年商標法第 129 条
3.1		宣誓供述書 宣誓供述書には、 ・ しかるべく印章を押捺し； ・ 関係する 1 または複数の事項について； ・ 一人称で起草し； ・ 段落に分割し； ・ 連続番号を付し；かつ 各段落は可能な限り、一つの主題に限定しなければならない。 各宣誓供述書では、 ・ 供述および真正な住所を記載し； ・ 提出者の名前および住所を掲載し； ・ 何人の代理人として提出されるものであるかを記載しなければならない。 2 人以上の者が共同で供述するときは、各人は、自己の知識の範囲内の事実を個別に証言し、かつ、それらの事実については、別個の段落に記載しなければならない。 宣誓供述については以下の者の前でしなければならない： - インドにおいては、証拠を受理する法的権限を有する裁判所もしくは者の面前、または前記の裁判所により宣誓を執行しもしくは宣誓供述をさせる権限を付与された公務員の面前； - インド国外の国または場所においては、1948 年外交官(宣誓および手数料)法(1948 年法律第 41 号)の趣旨における当該国もしくは場所に駐在の外交官もしくは領事館員の面前、当該国もしくは場所の公証人の面前または判事の面前。 面前での宣誓供述をさせる者は、宣誓供述がされた日付および場所を記載し、それに対して、その者の印章があれば印章を、またはその者が配属されている裁判所の公印を押捺し、かつ、その末尾にその者の名称を署名し、役職を記載しなければならない。 変更および行間書入は、供述が宣誓されまたは確認される前に、面前での宣誓供述をさせた者の名称の頭文字により、これを認証しなければならない。 宣誓供述人が文盲、盲目、または宣誓供述が書かれた言語に不案内であるときは、宣誓供述執行人の面前で当該宣誓供述人に対して宣誓供述を読み聞かせ、翻訳し、または説明した旨、当該宣誓供述人が宣誓供述を完全に理解したように認められた	2002 年商標規則 116

		旨、および宣誓供述執行人の面前で当該宣誓供述人が署名または標章を付した旨の宣誓供述執行人による証明を結句に記載しなければならない。	
3.2	異議申立人側の要件	<u>異議申立を支持する証拠</u> 異議申立を支持する証拠は答弁書の写しを受領した日から2カ月以内に提出しなければならない。 登録官は、様式 TM-56 での請求に対し、合計で1カ月を超えない期間、提出の期間を延長することができる。 上記の期間内、異議申立人は、証拠を提出するか既に異議申立に記載された事実可依拠するかのいずれかをなす必要があり、その場合、その旨を登録官および出願人に対して、書面をもって通知しなければならない。 異議申立人が提出した証拠の写しは、異議申立人が相手側に送達しなければならない、その書面による通知は登録官に付与しなければならない。	2002 年商標規則 50(1)
3.3	オフィスアクション	<u>異議申立を支持する証拠を提出しないことによる異議申立の放棄</u> 異議申立人が異議申立を支持する証拠の提出も所定の通知もしないときは、その者の異議申立は、放棄されたものとみなされる。この場合、その旨の通知を当事者に対して発しなければならない。	2002 年商標規則 50(2)
3.4	出願人側の要件	<u>出願を支持する証拠</u> 出願を支持する証拠がある場合、出願人は、異議申立を支持する宣誓供述書の写しを出願人が受領してからもしくは異議申立人がその異議申立を支持する証拠の提示を希望しない旨の通知の写しを出願人が受領してから2カ月以内にその証拠を提出しなければならない。 登録官は、様式 TM-56 での請求に対し、合計で1カ月を超えない期間、提出の期間を延長することができる。 上記の期間内、出願人は、証拠を提出するかまたは既に異議申立に記載された事実可依拠するかもしくは出願に関連して既に提出された証拠可依拠するかのいずれかをなす必要があり、その場合、その旨を登録官および出願人に対して、書面をもって通知しなければならない。 出願人が提出したまたは依拠する証拠の写しは、出願人が相手側に送達しなければならない。	2002 年商標規則 51
3.5	異議申立人側の要件	<u>応答書に対する異議申立人の弁駁証拠の提出：</u> 異議申立人は、答弁書に弁駁する証拠がある場合は、出願人の宣誓供述書の写しの受領から1カ月以内に、その証拠を提出することができる。 証拠は厳密に応答書中の事項に限定しなければならない。 登録官は、様式 TM-56 での請求に対し、合計で1カ月を超えない期間、提出の期間を延長することができる。	2002 年商標規則 52

		異議申立人が証拠を提出した場合、その写しは、異議申立人が相手側に送達しなければならない。	
3.6	証拠に関する出願人/異議申立人側の要件	<u>さらなる証拠の提出</u> 登録官は、いつでも、費用の納付またはその他登録官が適切と考えるときは、その条件を付して、さらなる証拠を提出することを、出願人または異議申立人のいずれかに許可することができる。 注意： さらなる証拠は、差止請願（IP）を 2500 ルピーの料金とともに提出することにより提出できる。 IP およびすべての書類の写しは他の当事者に送達されなければならない。送達の確認または証明を得なければならない。 IP 上には聴聞が指定されなければならない。聴聞官は、IP に対して賛成か反対か、両当事者の主張を聴き商標法および運用にしたがって請願を処理しなければならない。 聴聞官が IP を許す場合、請願者に対し証拠の提出を許可するか既に IP とともに提出された証拠を記録上に採用し、他の当事者に対しても、聴聞官が許す期間内にその証拠に反論する証拠を提出する機会を与えなければならない。	2002 年商標規則 53 および 2002 年商標規則第 1 附表、項目番号 58
3.7	証拠に関する出願人/異議申立人側の要件	<u>証拠書類</u> 宣誓供述書に添付される証拠書類が存在するときは、各証拠書類の写しについては、他の当事者の請求に基づいて、かつ、その者の出捐により、その者に対して送付しなければならない。またはそれが便宜に行えないときは、原本を商標登録オフィスの裁決セクションにとどめて他の当事者に調べさせなければならない。 証拠書類原本は、聴聞官が別段の指示をしない限り、聴聞において提出しなければならない。	2002 年商標規則 54
3.8	出願人/異議申立人側の要件	<u>書類の翻訳</u> 依拠される書類がヒンズー語または英語以外の言語によるものである場合はヒンズー語または英語による認証翻訳文 2 通を提出しなければならない。	2002 年商標規則 55
3.9	出願人/異議申立人側の要件	<u>期間の延長申請</u> 第 131 条の規定による期間の延長申請は 500 ルピーの手数料とともに様式 TM-56 によって行わなければならない。 登録官は、所定の仕方ですべての手数料を伴って登録官になされた請求について、（明示的にこの法律に規定する期間ではない）行為を行うための期間を延長するための十分満足な理由があると考えられる場合は、そのような特定の期限が徒過しているか否かに関わらず、登録官が適切と認める条件を課して期間を延長し、それを当事者に通知することができる。	1999 年商標法第 131 条 および 2002 年商標規則 105
3.10	オフィスアクション	<u>記録のデジタル化</u> 異議申立書、答弁書、提出された証拠および他の申請/嘆願書類	

		またはこれらに対し当事者が提出した応答はデジタル化され TMAS にアップロードされ、関係する異議申立手続の関連する記録と電子的に統合しなければならない。 宣誓供述書とともに証拠も提出する場合、当該当事者は、非編集可能な着色された PDF ファイル形式に還元された証拠の電子的写しを CD-ROM で提出するか電子メールで送信しなければならない。	
4	聴聞に関するオフィスアクション	証拠の方式審査および提出が完了した後、異議申立人ならびに出願人にその案件について説明させるために聴聞が指定される。	
4.1	オフィスアクション	<u>案件の聴聞の指定</u> 証拠段階が完了したときは、裁決セクションは TMAS の裁決（TOP）モジュールからの聴聞通知を生成するものとし、その中で聴聞の最初の日付に言及する。そのように生成された聴聞の通知は、当事者または場合によっては、出願人またはその時点で記録に示されている異議申立人の授權を受けた代理人に送付しなければならない。 聴聞の期日は、最初の通知の日後少なくとも 1 カ月の日付のものでなければならない。 聴聞のために指定される事件目録は、月単位で作成しなければならない。事件目録は、掲示板に表示するとともに庁のウェブサイト上に示すものとする。 出席しようとする当事者は、最初の通知の受領から 14 日以内にその旨を様式 TM-7 を提出することにより通知しなければならない。通知をしない当事者については、聴聞を受けることを望まないとして扱うことができる、それに応じて手続きを進行できる。 聴聞は、事件目録に従って聴聞官によって行われる。	2002 年商標規則 56(1)
4.2	オフィスアクション	<u>聴聞期日への欠席による出願の延期/放棄</u> 出願人が聴聞の最初の日付に出席せず、様式 TM-7 によって聴聞に出席する意向を通知していない場合、聴聞官は、延期のための申請がなされているか否かに関わらず延期しなければならない。 出願人が聴聞の延期された期日に出席せず、様式 TM-7 によって聴聞に出席する意向を通知していない場合、当該出願は、放棄されたものとして扱うことができる。	2002 年商標規則 56(3)
4.3	オフィスアクション	<u>聴聞期日への欠席による異議申立の延期/放棄</u> 異議申立人が聴聞の最初の日付に出席せず、様式 TM-7 によって聴聞に出席する意向を通知していない場合、聴聞官は、延期のための申請がなされているか否かに関わらず延期しなければならない。 異議申立人が聴聞の延期された期日に出席せず、様式 TM-7 によって聴聞に出席する意向を通知していない場合、当該異議申	2002 年商標規則 56(4)

		立は手続きの欠缺により却下することができる。	
4.4	延期に関する出願人/異議申立人側の要件 オフィスアクション 概念	<u>聴聞の延期の申請：</u> 聴聞の延期の申請は、500 ルピーの手数料とともに様式 TM-56 により行わなければならない。 各延期事件において、聴聞官は、当該事件の追加聴聞の日を指定しなければならない。当該延期により発生した費用または聴聞官が適当とみなす割増費用に関する命令を発しなければならない。 当事者の記録上の代理人または弁護士が他の法廷に従事しているとの事実、延期の理由にならないものとする。 いかなる理由によるものであっても当該事件の処理を行う弁護士もしくは代理人の病気またはその無能力が延期理由に挙げられた場合、聴聞官は、当該延期の付与を拒絶することができる。但し、当該弁護士または場合に依りて代理人が適時に他の代理人または弁護士を雇用することができなかったとして聴聞官が認める場合はこの限りでない。	2002 年商標規則 105 2002 年商標規則 56(5)、(6)、(7)
4.5	誤記または補正の訂正に関する出願人/異議申立人側の要件 オフィスアクション	<u>誤りまたは補正の訂正</u> 聴聞官は、異議申立書または答弁書の誤記の訂正または補正を、聴聞官が適正と認める条件を付して許可することができる。 出願人は商標登録出願に係る誤りの訂正の申請または出願の補正（多区分出願の分割も含む）の請求を行うことができる。 補正の請求は 500 ルピーの手数料とともに様式 TM-16 によって提出しなければならない。 多区分出願の分割のための請求は 1000 ルピーの手数料および追加される区分の数に従って 3500 ルピーの倍数の金額とともに様式 TM-53 によって提出しなければならない。 商品/役務の新しい品目を有する新しい区分は許されない。 <u>注：</u> 適切には、異議申立人にそのような請求の写しを他の当事者に送付し異議があればそれを述べるように求めるべきであろう。 聴聞は、指定されるべきであり、当事者は、請求の処理前に聴聞を受けるべきである。 決定は、両当事者に伝達されなければならない。これは TMAS の関連モジュールに組み込まれなければならない。請求が許可される場合、出願、異議申立書または答弁書は、補正または訂正され、それに依りて手続きはさらに進められる。	商標法第 21 条(7) 商標法第 21 条； 2002 年商標規則 104
4.6	オフィスアクション	<u>事案の決定</u> 聴聞の指定期日において聴聞官は、当事者の意見を聴かななければならない。 いずれかの当事者が書面による議論の提出を望む場合、聴聞官はこれを記録に留めることができる。 聴聞の終了後、聴聞官は、決定に至る際に検討した事実および	2002 年商標規則 56(8)

		資料とともに速やかに決定を示さなければならない。 聴聞官の決定は、商標登録の手続きおよび運用に従って関係当事者に伝達されなければならない。それは TMAS の「異議申立」モジュールの「意思決定プロセス」に組み込まなければならない。また、それに応じて異議申立および異議申立された出願の状態を更新するものとする。	2002 年商標規則 56(9)
--	--	---	---------------------

セクション B : 登録の是正

不使用を理由とする標章の削除による登録の是正または登録の補正もしくは訂正についての第 57 条または 58 条の規定について、裁決セクション（登録官または IPAB）に第 47 条に基づく申請書を提出できる。

連番		概要	本法および 本規則の関 連規定
1		登録商標の是正を申請できる者	
1.1	概念	登録商標の是正申立ができる者 何人も商標の登録官または審判ボード（IPAB）に登録商標を抹消するための、または、商標の登録を削除もしくは変更させるため、およびそのような商標の登録の是正を申請できる。 前記登録の是正は 1999 年商標法における以下の手続きから生じ得る。 (i)第 47 条 登録から 5 年以内に使用されていない商標は、完全にまたは標章が使用されていない商品または役務について抹消され得る。何人もこの理由により、登録商標の抹消を申請できる。 (ii)第 57 条(1)および(2) 登録簿に記載されている条件の違反もしくは不履行または登録簿における登録事項の脱落もしくは省略、十分な理由なしにされた記載、誤って残されている記載、登録簿における記載事項の誤記もしくは不備による「被害者」は、これらの理由に基づいて商標登録の削除または変更について申請できる。 (iii)第 68 条 「被害者」は団体商標の登録削除について申請できる。 (iv)第 77 条 「被害者」は、証明商標の登録の取消または変更について申請できる。 (v)関係当事者に通知しそれらの者に聴聞の機会を与えた後、裁決セクション（登録官または審判ボード）は、自ら上記のような通知を行うことができる—第 57 条(4) (vi)登録所有者によって所定の方法で行われた申請があったときは、登録官は商標の登録所有者の名称、住所もしくはその他の記載またはその商標に関する他の登録事項についての誤記の	1999 年商標法第 47 条、57 条、58 条、59 条、60 条、68 条、77 条

		訂正；商標の所有者として登録されている者の名称、住所またはその他の記載についての変更；登録簿に記載されている商標登録の取消；指定商品または商品もしくは役務の区分の削除をなし、その結果、証明書に修正または変更を加えることができる—第 58 条 (vii)登録所有者による登録商標の改変—第 59 条 (viii)改訂された区分に合わせた商品区分の変更—第 60 条 第 47 条または 57 条による登録商標の抹消のための申請または登録商標の登録を削除もしくは変更させるための申請および商標の是正の申請は、通常登録された所有者以外に被害者によってなされる。これらの申請は、争いのある事項であり、裁決セクションがそのような問題を扱う。 被害者： 「被害者とは、何らかのかたちで登録から標章を削除することにより実質的に利害関係を有する者または標章が残っている場合、実質的に損害を受けるおそれのある者である。」	
1.2	出願人側の要件 オフィスアクション	<u>登録の有効性に疑義が唱えられる場合の登録の是正申請</u> 登録商標の侵害訴訟において、被告が原告の商標の登録の有効性に疑義を唱える場合、またはそのような訴訟において、原告が被告の商標の登録の有効性に疑義を唱える場合、関係する商標の登録の有効性についての問題は、第 47 条または 57 条に含まれているものにかかわらず、登録の是正の申請によってのみ決定しなければならない。そのような申請は登録官にではなく審判ボードに行わなければならない。 登録の是正のための申請が第 47 条または 57 条の規定により登録官になされた場合、登録の有効性が裁判所において訴訟または手続において異議申立人によって疑義を唱えられているときは、登録官は、手続のいずれの段階でも申請を審判ボードに付託することができる。	1999 年商標法第 125 条
1.3	概念	<u>第 47 条の規定による、不使用を理由とする登録商標の抹消</u> この目的のための申請は、以下のいずれかの理由により行うことができる。 (a)商標が、それらの商品/役務について使用する善意の意思がなかったにも拘らず登録され、かつ、実際に当時の所有者により、それらの商品または役務について当該申請の日 3 カ月前まで善意に使用されていなかったこと、または (b)当該申請の日 3 カ月前までに、当該商標が実際に登録簿に登録された日から引き続き 5 年以上の期間が経過し、その期間中、善意の使用がなかったこと。 「善意の使用」は正直かつ本物の使用であり実質的に「使うふりではない」と通常の商業的基準で判断される使用を意味し、事件の性質や状況が「善意の使用」であるか否か決定するために関連する可能性がある。	

		第 47 条(1)の規定での 5 年間は、商標が実際に登録に 入力された日から始まる。これは、1999 年商標法第 23 条(1)の観点における登録日である、商標登録出願の日とは異なっている。しかし、以下の場合、本条の規定により登録が抹消されないことがあり得る。 (a)法人が会社法により現在設立中であり、登記される予定であり、かつ登録された所有者がその法人に対して商標を譲渡する意思があること、または (b)所有者が商標登録後に、ある者に登録使用者として商標を使用させる意思があること、 (c)商標について主張されている不使用が、法律または規則により課されたインドにおける商標使用の限定を含む取引上の特殊状況によるものであり、申請が関係する商品もしくは役務について商標を放棄する意思または商標を使用しない意思によるものでない場合。 登録商標の部分的抹消 商標が登録された商品/役務に関して、第 12 条に基づきそれと同一またはほぼ類似する商標を登録することにつき許可された場合、その不使用のために他の商標を抹消すべくその者により申請がたときは、裁決セクションは、最初に述べた商標の登録に、このような使用の拡張の停止を確実にするために適切と考える制限の登録を課することができる。 商標の登録が、幅広い商品の明細をカバーしているが、商標が実際には商品の一部にしか使用されていないことが判明した場合、商標が登録された商品または役務の明細を必要な程度に是正するため、登録官はその書き換えを求めることができる。	1999 年商標法第 46 条 1999 年商標法第 47 条(3)
1.4	概念	第 57 条(1)および(2)に規定による商標登録の削除または変更登録簿に記載されている条件の違反もしくは不履行または登録簿における登録事項の脱落もしくは省略、十分な理由なしに登録簿になされた記載、誤って残されている記載、登録簿における記載事項の誤記もしくは不備を理由として商標登録の削除または変更を申請することができる。 登録簿に記載されている条件の違反または不履行 「登録簿に記載されている条件の違反または不履行」はなんらかの条件の不遵守や違反がある場合にのみ問題とされる。しかし、これは第 2 条(1)(l)で規定されている「限定」には及ばない。たとえば、第 10 条の規定により色に関する限定をもって商標が登録されている場合、他の色の標章の使用は、条件の違反を構成するとはみなされない。これに対し、商標のラベルの色を特定の色または組み合わせの使用に対して使用しない明示条件がある場合には、これは登録の条件であり、従って、そのような条件の違反は第 57 条(1)の規定による是正の対象となり得る。	1999 年商標法第 57 条(1)および(2)

		<u>登録事項の脱落または省略</u> 登録簿における登録事項の「脱落または省略」の理由は、商標が何らかの条件の下に登録されているはずであるのに、条件なしで登録された商標に対して適用することができる。 <u>十分な理由なしに登録簿になされた記載</u> 登録が商標法または規則の規定のいずれかに違反して行われていることが判明した場合、登録は「十分な理由なしになされた」ものとして扱われ得る。 <u>誤って残されている記載</u> 商標の登録が誤って残っていることが確立された場合、登録簿上の登録商標またはその記載の是正を求めることができる。このような場合において関連する日付は、是正についての申請の日付である。 たとえば、標章について更新が必要となっているが、登録された所有者が更新に関する規定を遵守しない場合、登録は失効し、そのような商標は誤って登録に残されているものである。	
1.5	概念	<u>団体標章登録を抹消する追加理由</u> 団体標章の登録は、以下の理由により登録簿から抹消することができる。 (a)当該団体標章が所有者もしくは許諾使用者により使用された方法が、公衆に団体標章としての誤認を生じ易くしたこと、または (b)所有者が当該標章を規制する規約を順守せずまたはその順守を保証しなかったこと。 <u>注：</u> 「許諾使用者」とは当該団体の登録団体標章の使用を許諾された団体構成員をいう。 許諾使用者による団体標章の使用は、その登録所有者による使用とみなすものとする。	1999 年商標法第 68 条
1.6	概念	<u>証明商標の登録の取消または変更</u> 被害者から申請があったときは、登録所有者に対してその申請に対する答弁の機会を与えた後、次の各号のいずれかに該当することを理由として、証明商標に関する登録簿の登録を抹消しもしくは変更するためまたは規約を変更するため、適当と認める命令をすることができる。すなわち、 (a)商標が登録されている商品または役務のいずれかについて、所有者がそれら商品または役務を証明する適格を失ったこと； (b)所有者が規約の順守すべき規定を順守しなかったこと (c)商標の登録の存続がもはや公共の利益に値しなくなったこと (d)商標の登録が存続されるときは、規約を変更することが公共の利益上不可欠であること。	1999 年商標法第 77 条
1.7	出願人側の	<u>登録の是正の申請</u>	2002 年商

	要件	登録簿における商標または団体標章もしくはは証明商標に関する登録の実施、削除または変更についての第 47 条、第 57 条、第 68 条または第 77 条に基づく申請は、様式 TM-26 または場合に応じて様式 TM-43（団体商標または証明商標の場合）により 3 通で行い、出願人の利害関係の性質、出願人が基礎とする事実、及び求める救済措置を完全に記述した陳述書 3 通を添付しなければならない。申請が当該商標の登録所有者ではない者によりされる場合は、前記の申請書及び陳述書は、商標登録局に対して 3 通を提出しなければならない。登録使用者が存在する場合は、当該申請書及び陳述書には、存在する登録使用者と同数の写しを添付しなければならない。 当該申請は、異議申立の証明のための規則 48(c)項(i)に基づいて所定の方法によりこれを証明しなければならない。	標規則 92
1.8	登録所有者側の要件	<u>追加の手續</u> 登録所有者は、是正申請書の写しの受領から 2 カ月以内または総計 1 カ月を超えない延長期間内に、是正申請書の写しを送付してきた商標登録局に対して、様式 TM-6 により、当該申請を争う理由についての答弁書 3 通を送付しなければならない。登録所有者がそうするとき、商標登録局の裁決セクションは当該答弁書の写しを出願人に対して送達しなければならない。2002 年商標規則 50 から規則 57 までの規定（異議手續において証拠の提出および聴聞の実施を扱う）は、その後、是正申請についての追加の手續に準用する。 但し、商標登録官は、当該答弁書提出の遅延が故意であり、当該事件の状況により正当化されないと納得しない限り、登録所有者が答弁書を提出しなかったとの理由のみでは、登録簿を是正または登録簿から商標を抹消してはならない。 疑義のある場合は、いずれの当事者も登録官に対して指示を申請することができる。	2002 年商標規則 93
1.9	オフィスアクション	<u>聴聞と処分</u> 是正申請に関する聴聞の延期と処分は、異議申立手續において前述した手續きに従わなければならない。	
1.10	オフィスアクション	<u>デジタル化</u> 登録の是正申請書、答弁書、提出された証拠および他の申請/請願書類またはこれらに対し当事者が提出した応答はデジタル化され TMAS にアップロードされ、関係する是正手續の関連する記録と電子的に統合しなければならない。宣誓供述書とともに証拠も提出する場合、当該当事者は、非編集可能な着色された PDF ファイル形式に還元された証拠の電子的写しを CD-ROM で提出するか電子メールで送信しなければならない。	
1.11	オフィスアクション	<u>第 57 条(4)の規定による裁決セクションによる自発的な商標登録の是正</u> 関係当事者に所定の方法で通知し聴聞の機会を与えた後、裁決	1999 年商標法第 57 条(4)

		セクションは、商標の登録を削除するか変更するための命令を発することができる。	
1.12	オフィスアクション	<u>第 57 条(4)の規定による裁決セクションによる商標登録の是正のための手続き</u> 商標登録の裁決セクションは、書面をもって登録所有者、もしあれば各登録使用者に対して登録簿是正を提議する理由を記載した通知を送付しなければならない。通知はまた、当該通知の日から約 1 カ月未満ではない期間で聴聞を申請するための期間を指定しなければならない。 通知を受けた者が当該通知書に記載された理由に対抗するため依拠する事実を完全に記述した陳述書を送付せずまたは聴聞を申請しない場合、その者については、当該手続に参加を希望しないものとして取り扱うことができる。 第 57 条(4)に基づいて発行された通知への返信を受け取った場合、聴聞を指定しなければならず、聴聞通知には聴聞日付を記載し、登録所有者およびもしあれば、各登録使用者に手順通りに送付しなければならない。 聴聞のために指定日に、聴聞官は、出席した当事者の意見を聞き、記録を精査しなければならない。 聴聞官は、商標法の運用および商標登録の手続きに従って第 57 条(4)の規定による通知の処分を行うものとし、その際、その決定の根拠を示さなければならない。 聴聞官の決定は、関係者に伝達されなければならない。 聴聞官の決定は TMAS の関連するモジュールに組み込まれるものとし、これに応じて登録商標の状況は更新されなければならない。	2002 年商標規則 95
1.13	オフィスアクション	<u>デジタル化</u> 登録の是正のための第 57 条(4)の規定による通知、その通知への答弁書、提出された証拠および他の申請/請願書類またはこれらに対し当事者が提出した応答はデジタル化され TMAS にアップロードされ、関係する是正手続の関連する記録と電子的に統合しなければならない。 宣誓供述書とともに証拠も提出する場合、当該当事者は、非編集可能な着色された PDF ファイル形式に還元された証拠の電子的写しを CD-ROM で提出するか電子メールで送信しなければならない。	

セクション C : 見直し

第 127 条(c)は、所定の方法で申請があった場合、登録官は自らの決定を見直す権限を与える。規則 115 は、決定の見直しを求める申請は、当該決定の日から 1 カ月以内または求めがあった場合、登録官が認めるときはその後 1 カ月を超えない追加期間内に様式 TM-57 で行われなければならないと規定している。見直しの申請には、見直しを求める根拠を詳細に記載した陳述書を添付する。見直しを求められる決定が他の者にも関わる場合には、見直しの申請および陳述書が提出されるべ

きであり、登録官は、当事者に聴聞の機会を与えた後に見直しの申請を処分する。

連番.		概要	本法および 本規則の関 連規定
1		所定の方法で申請があった場合、登録官は自らの決定を見直すことができる。	
1.1	概念	申請できる者： 決定によって被害を受ける当事者	1999 年商 標法第 127 条(c)
1.2	概念	<u>見直しの理由</u> 商標法は見直しの理由を特に示していないが、民事訴訟法第 145 条の規定に従うことが十分に確立された慣習である。これは命令 47 の下で規則 1 で読まれ、見直しは以下の区分に限定される： (a)新しい重要な事項または証拠の発見がある場合； (b)記録の表面上明らかな誤りがある場合；および (c)他の正当な理由がある場合。 上記（a）における状況は明らかに見直しを正当化するものであるが、「記録の表面上明らかな誤りがある」は、単に記録を見ただけでもそう思うものでなければならず、二つの意見があるような点についての推論の長いプロセスを必要とするようなものであってはならない。 (Meera Bhanja vs. Smt. Nirmala Kumari Chaudhary, AIR 1995 SC 455) 「他の正当な理由がある場合」という語は「少なくとも直前に指定されたもの、すなわち、法廷に提出しなかったことに弁明できる理由のある新しい重要な事項または記録の表面上明らかな誤りと類似の十分な理由」と解釈される。 (Maranmar vs. Mar Paulose, AIR 1954 SC 526) 決定は、結論としての意見を意味する。期間の延長を許可する通知は、そのような性質のものではない。それは、被害者に上訴する権利を与えるような決定ではない。それは進行の助けになる手続き上の通知である。同様に、異議申立を支持する証拠を提出する期間の延長を拒絶する通知は決定ではなく、したがって見直し対象にはならない。 (Ajit Kumar Rath V. State of Orissa (1999)9 SCC 596)	
1.3	出願人側の要件	<u>所定の様式</u> 見直しを求める理由を記載した陳述書を添付して TM-57 により行う。 見直しが求められる決定が他の者にも関係する場合は、当該申請書及び陳述書は 3 通提出する。	2002 年商 標規則 115
1.4	出願人側の	<u>所定の費用：</u>	2002 年商

	要件	2000 ルピー。	標規則第 1 附表、項目番号 57
1.5		制限： 決定の見直しを求める申請は、当該決定の日から 1 カ月以内または求めがあった場合、登録官が認めるときはその後 1 カ月を超えない追加期間内。	2002 年商標規則 115
1.6	オフィスアクション	書類の送達： 見直しが求められる決定が他の者にも関係する場合、庁は申請書及び陳述書の写し 1 通を当該他の者に対して送達しなければならない。	2002 年商標規則 115
1.7	オフィスアクション	聴聞と決定： 登録官によって発行された決定の見直しについての申請は、一般に当該決定を下したのと同じ登録官が検討する。これは、別の聴聞官に事件を転送する登録官権限を与える 1999 年商標法第 4 条に含まれる特例規定に従うものである。 聴聞通知は、聴聞のための日時を記載し、見直しの出願人および、もしあればその他の関係者に対し発行する。 聴聞官は、当事者の意見を聴き、関連する記録を精査しなければならない。見直し申請を拒絶するか、無条件で、または適切と考える条件もしくは制限を付して、許可することができる。	2002 年商標規則 115
1.8	オフィスアクション	<u>デジタル化</u> 見直しの申請書、およびこれに関係する書類はデジタル化されアップロードされなければならない。場合によっては関係する申請または異議申立の記録と電子的に統合しなければならない。	

第5章 登録前の補正

この章は、商標を登録する前のデータ入力の際の誤りの訂正に関する規定、またはデータの補正に関する請求、出願商標を誤って公告した場合の正誤表の発行、公告に重大な誤りがある場合の出願商標の再公告、および登録証の訂正を扱っている。登録前補正セクション（PRAS）は、商標の主任審査官が率い、他の職員が作業分量に応じて補佐する。このセクションは、商標登録局のすべての支局において機能する。

連番		概要	本法および 本規則の関 連規定
1	概念	出願の誤りの訂正または出願の補正は、1999年商標法および2002年商標規則により許可される。	第22条、規則41
1.2	出願人側の要件	商標登録の出願人は、商標を登録する前に、様式-16により所定の手数料と、必要に応じて裏付け書類を添付して、出願の誤りの訂正または出願の補正を申請することができる。	
1.3	オフィスアクション	担当セクションは、様式TM-16によりなされた請求をシステムで電子化し、アップロードすることを確実にするものとする。その後、彼／彼女は、商標法および規則に従い請求を処理し、出願に補正を組み込むものとする。	
1.4	概念	この規定は、出願の単なる書き損じの訂正について定めている。 商標登録出願の実質的な変更を求める訂正／補正についての請求は認められないものとする。 実質的な変更、所有者の詳細、商品および役務の指定（一部の品目の削除を除く）、商標の使用に関する陳述と見なされる可能性がある出願商標の補正は許可することができないが、有効な譲渡または移転に基づく商標の所有権の補正、出願人の住所または送達宛先についての変更、商品／役務の指定の中の品目の削除または限定、商品／役務の販売地域の限定／制限、多区分出願の分割等についての請求は、認めることができる。	
1.5	オフィスアクション	この業務を担当する職員は、様式16によりなされた訂正／補正の請求を、システムを通じて認めるか／拒絶するものとする。請求が認められた場合には、職員は、それに従いシステムでその旨の見解を記録することにより、出願の詳細を更新するものとする。 理由開示聴聞の過程か、異議手続の過程で提出された出願の訂正／補正についての請求は、聴聞官により処理されるものとするが、それはPRASによりシステムで実行される。	
1.6		<u>データ入力の誤りの訂正請求</u>	
	オフィスアクション	データ入力に誤りがあり、それについて訂正請求がなされた場合には、この業務を担当する職員は、紙で入手可能であるか、	

		すでにシステムで走査され、アップロードされているかを問わず、関連する元の書類により事実を確認するものとする。元の書類が入手できない場合には、書類の認証謄本の提示を出願人に求めるものとする。 職員が、関連書類を確認した後で、誤りが存在することに納得した場合には、システムで訂正がなされると共に、関連する職員により、その旨の見解が記録されるものとする。	
1.7		<u>公告後のデータの訂正</u>	
	オフィスアクション	データ入力の際の誤りのために出願が公報に誤って公告され、そのことが知らされた場合には、担当セクションは、関連書類に基づき内容を調査するものとし、誤りが事実であることが判明した場合には、担当セクションは、必要な訂正を行い、システムに彼／彼女の見解を記録するものとする。所有者の詳細に関する誤りを訂正する場合には、正しい所有者のコードに置き換えられるものとし、所有者の詳細についての重大な変更は、コードを変更せずに行うことはできない。 電子化されていないと訴えられた誤りの場合には、担当セクションは、電子化するために、案件をEDPに送るものとする。	
1.8		<u>正誤表の発行、通知、または再公告</u>	
	オフィスアクション	公告の誤りが書き損じと見なされる場合には、正誤表が公開される。 公告の誤りが、商標、所有権、使用者の陳述、商品および役務の区分または指定(スペルミスを除く)、法域、商標の受理／公告の条件または制限などの重大な誤りと見なされる場合には、担当セクションは、管理する職員からの書面による承認を得た後で、出願の再公告に進み、その後、当該再公告は電子化され、アップロードされ、出願と一体化されるものとする。	
1.9		<u>登録証の訂正</u>	
	オフィスアクション	誤りのある登録証に関する訴えを受領した場合には、担当セクションは、関連書類に基づき訴えの内容を調査するものとし、提出された訴えが事実である場合には、彼／彼女は出願人／訴えた者から登録証を取り返すものとし、システムで彼／彼女の見解を記録することにより、データ入力の際の誤りを訂正する。 登録証の軽微な誤りの場合には、正しいデータを加えた登録証が作成されるものとし、出願人または委任代理人に送付されるものとする。 但し、登録証が商標、区分、商品／役務、商標公報における使用者の陳述についての誤った公告に基づき作成されるといったような、重大な誤りが判明した場合には、担当セクションは、所管官庁から承認を得た後で、第57条(4)に基づく手続を開始するものとする。メモと承認が電子化され、その後更なる手続のために審査審判廷セクションへ送られるものとする。このセクションの作業は、システムモジュールを通じて管理される。	

2.		出願の分割	
	概念	1999年商標法において、出願を分割する便宜が出願人に与えられている。 第22条の但し書きに基づき、単一の出願に対して補正がなされ、それが当該出願の2以上の出願への分割を含むときは、元の出願をした日を、分割出願した日とみなす。	第22条但し書き、規則104
2.1	出願人側の要件	出願人は、自己の多区分出願を2以上の出願に分割する請求を提出する場合、所定の様式、すなわちTM53により行い手数料を支払うことが要求される。	
2.2	オフィスアクション	各分割出願は、同一の出願日を有する別個の出願として扱われる。分割出願には別個の新しい出願番号が割り当てられ、元の出願とクロス参照により関連付けられる。	

第6章

更新、譲渡／移転、登録使用者および登録使用者の登録後変更

この章は、登録商標に関する更新、回復および登録後の補正を扱っている。上記目的の請求を扱うために、更新、回復および補正（RR&A）セクションは、商標登録局のすべての支局に設置されている。

連番		概要	本法および 本規則の関 連規定
1		商標の更新：	
1.1	概念	<u>登録日および登録期間：</u> 更新の目的のために、登録の効力発生日は、出願がなされた日付とする。商標登録は、登録日から10年間有効であり、商標法および規則に従い、存続期間を随時更新することができる。	1999年商標法第23条(1)および第25条(1)
1.2	オフィスアクション	<u>商標の更新に関する事前通知：</u> 当局は、様式O-3により、登録所有者に商標登録の満了が近づいていること、および商標の更新についての条件を知らせる通知を送付するものとする。 O-3通知は、商標自動化システム（TMAS）により電氣的に作成され、商標の最後の登録期間の満了前1カ月以上、かつ3カ月以下に登録所有者が受領するように書留郵便で発送されるものとする。	1999年商標法第25条(3)および2002年商標規則64(1)
1.3	出願人側の要件	<u>更新申請：</u> 商標登録の更新申請は、様式TM-12により、商標登録局の本局または適切な支局に対して、商標の最後の登録期間の満了前6カ月以内にいつでも行うものとする。 商標登録が10年以上かかる場合、すなわち最初の更新日の後になる場合には、更新申請は、実際の登録日から6カ月以内に行うことができる。	2002年商標規則63(1) 2002年商標規則64(3)
1.4	出願人側の要件	<u>申請できる者：</u> 更新申請は、登録商標の所有者によるか、所有者の正式に権限を与えられた代理人が行うことができる。 代理人による申請の場合であって、代理人が登録されていない場合には、出願人の送達宛先の変更申請が様式 TM-50によって、代理人を選任して正式に署名された委任状と共に提出されなければならない。 更新申請が登録された登録所有者またはその代理人とは異なる所有者として個人／法人により提出される場合には、申請は、更新を申請する商標に関する出願人の権利と、権原の変遷のすべてについて述べた宣誓供述書が、裏付け書類と共に提出されることを条件として受理することができる。	2002年商標規則63(2) 2002年商標規則63(4)

		管財人、遺言執行人、遺言管理人などからの更新申請の場合は、裁判所の命令または現所有者の代理で行動する権限についての書面が提出されることを条件として受理することができる。	
1.5	出願人側の要件	<u>所定の更新手数料：</u> 更新手数料は以下の通りである。 最後の登録期間の満了前の1区分における登録商標の更新 - 5,000ルピー。 連続商標から成る登録商標の更新 - 1商標につき5,000ルピー。 2以上の区分に属する商品または役務に関する登録商標の更新（多区分出願）-各区分につき5,000ルピー。 団体商標／証明商標の登録の更新-10,000ルピー。	2002年商標規則第1附則、項目番号17、18、19および20
1.6	出願人側の要件	<u>最後の登録期間の満了後の更新：</u> 更新申請が最後の登録期間の満了から6カ月以内に提出された場合には、割増手数料として3,000ルピーが様式TM-10により支払われることを条件として受理されるものとする。	1999年商標法第25条(3)但し書き、および2002年商標規則65但し書き
1.7	オフィスアクション	<u>抹消および回復：</u> 更新手数料が割増手数料と共に最後の登録期間の満了から6カ月以内に支払われない場合には、当該商標は、登録簿から抹消される。 登録官は、最後の登録期間の満了から6カ月を経過し、かつ1年以内に回復申請が様式TM-13によりなされ、5,000ルピーの所定の手数料が支払われ、所定の手数料と割増手数料と共に更新申請がなされた場合には、当該商標を回復させることができる。 当該商標を回復させる過程で、登録官は、適切と考える条件または制限を課すことができる。登録官は、当該回復および更新の請求を審査する間、影響を受ける他の利益も参酌しなければならない。 商標登録の更新申請が、商標の最後の登録期間の満了後1年になっても登録所有者のために提出されない場合には、当該商標は、実際の抹消日に関係なく、最後の登録期間の満了日以降登録簿から抹消される。	1999年商標法第25条(4)、2002年商標規則66
1.8	オフィスアクション	様式TM-12により提出されたすべての更新請求、様式TM-10により提出された割増手数料の支払い、および様式TM-13により提出された回復請求、およびそれらの請求と共に提出されたその他の書類は、システムで走査され、アップロードされるものとする。	

		更新および／または 回復の請求は、TMASの「更新」モジュールを通じて、また1999年商標法および2002年商標規則の規定に基づき処理されるものとする。 登録商標の実際の更新日に関係なく、当該商標は、登録期間の最後の満了日から更新されるものとする。 更新の通告はシステムによって作成され、それに応じて出願人に送付されるものとする。 システムを通じて行なわれたすべての更新は、商標公報に公告するためにシステムを通じて送付されるものとする。 登録商標の更新に対して異論がある場合には、当局は、システムを通じて質問状を作成し、それに応じて更新のために出願人に送付し、質問状に対する回答を受領するまで当該請求を未決にしておくものとする。 更新手数料が未払いのため商標が抹消される場合には、商標の抹消を通知する書状が登録所有者に郵便で送付され、特定の期間内に行われたすべての抹消は、商標公報に公告するためにシステムを通じて送付されるものとする。	
2.		登録商標の譲渡および移転	
2.1	概念	<u>譲渡および移転</u> - 1. 商標の譲渡または移転は、登録商標／登録が求められている商標の所有権が、場合によって、ある当事者から他の当事者に移転されるか、他の当事者に譲渡される過程を指している。 2. 登録所有者が何らかの対価を受領して商標を譲渡する権利は認められる。 3. 登録商標は、グッドウィルと共にするか否かを問わず、指定商品／役務のすべて、または一部のみに関して譲渡可能であるか、移転可能である。 4. 新しい1999年商標法により導入された重要な変更点は、未登録商標が、営業のグッドウィルと共にするか否かを問わず、譲渡または移転することができることである。 5. 複数の排他的権利が2以上の者に設定される場合には、やはり領域ベースで権利を分割することや、インドの別の地域で異なる者に権利を設定することを防ぐために、限定が譲渡または移転に課せられる。但し、商標の登録官は、公益に反していないと納得する場合には譲渡を認めることができる。 6. 営業のグッドウィルと共にされない譲渡の場合には、譲渡人が商標の登録官の指示書を得て、指示書通りに譲渡を公告するまでは、効力を発生しない。 7. 証明商標の譲渡は、商標の登録官の同意を得た場合にのみ行うことができる。 8. 連合商標は一体として譲渡されなければならない。 9. 商標法は、譲渡の効力について紛争がある場合には、商標の登録官は、当事者の権利関係が管轄裁判所により決定される	第37条、第38条、第39条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条および2002年商標規則73

		まで当該譲渡の登録を拒絶することができることを規定している。 10. 譲渡がインド国外への金銭の移転を含む場合には、譲渡を記録する前に、国外への金銭の移転に関する法律に規定された官庁の許可書が作成されなければならない。	
2.2	登録所有者側の要件	<u>譲渡できる者：</u> 存続している商標の登録所有者は後の使用者に自己の商標を譲渡することができる。	1999年商標法第37条
2.3	登録所有者側の要件	<u>譲渡／移転できるもの：</u> 登録商標はグッドウィルと共にするか否かを問わず譲渡また移転することができる。	1999年商標法第38条
2.4	後の所有者側の要件	<u>譲渡および移転の登録：</u> 譲渡または移転により登録商標の権利を得た者は、所定の方法によって、場合によって譲渡／移転の登録を申請しなければならない。	1999年商標法第45条(1)
2.5	後の所有者側の要件	<u>所定の様式：</u> 譲渡または移転により登録商標の権利を得た者の権原についての登録申請は、様式TM-24により行われるものとする。 譲渡人および譲受人は、様式 TM-23によって譲受人を後の所有者として、共同申請を行うこともできる。	2002年商標規則68
2.6	後の所有者側の要件	<u>TM-23/24についての所定の手数料：</u> 単一の商標を譲渡または移転する場合の、後の所有者の登録申請について。 所有権の取得日から6カ月以内にする場合- 5,000ルピー 所有権の取得日から6カ月の満了後で12カ月の満了前にする場合- 7,500ルピー 所有権の取得日から12カ月後にする場合- 10,000ルピー 同一名義で登録された2以上の商標であって、権原の移転が各件について同一である場合の、後の所有者の登録申請について。 所有権の取得日から6カ月以内にする場合、最初の商標について- 5,000ルピー 各追加の商標について- 1,000ルピー 所有権の取得日から6カ月の満了後で12カ月の満了前にする場合、最初の商標について- 7,500ルピー 各追加の商標について- 1,500ルピー 所有権の取得日から12カ月後にする場合、最初の商標について- 10,000ルピー 各追加の商標について- 2,000ルピー	第1附則、項目番号27および28
2.7	後の所有者側の要件	<u>申請の内容：</u> 申請には、権原の証書のすべての明細が記載されなければならない。	2002年商標規則69および75

		上記に加えて、グッドウィルと共にしない商標の譲渡に関しては、申請には、 (a) 当該商標が、対象の商品または役務のいずれかの営業に使用されていたか、または使用されたか否か、 (b) 当該譲渡が、当該営業の グッドウィルと共にする以外でされたか否かについて記載されなければならない。	
2.8	後の所有者側の要件	<u>必要とされる書類：</u> 権原の証書の原本または適法な認証謄本。 出願人が何らかの書類また証書に基づいて自己の主張を立証しない場合には、当該出願人は、商標の所有者である旨の自己の主張の基礎となっている事実の完全な明細を記載し、当該商標が自己に譲渡または移転されたことを示す事情を陳述しなければならない。 登録官が要求する場合には、様式TM-18による宣誓供述書。	2002年商標規則70
2.9	後の所有者側の要件	<u>グッドウィルと共になされない譲渡の場合の登録官の指示書の請求：</u> グッドウィルと共になされない商標の譲渡は、譲受人が、譲渡のなされた日から6カ月が満了する前、また場合によっては、全体としては3カ月を越えない範囲で調査官が認める延長期間内に、登録官に対して譲渡の公告に関する指示書を申請し、かつ登録官の命じる様式、方法および期間内に公告をしない限り、効力を生じないものとする。 グッドウィルと共になされない商標の譲渡を申請する場合、譲渡を公告すべき旨の登録官の指示書（後出）の謄本、および登録官の指示書が順守されたことを立証するため当局が必要とする公告の謄本またはその他を含む証拠を提出し、指示書が順守されない場合には、申請の手続は進められない。	1999年商標法第42条、2002年商標規則74 2002年商標規則75
2.10	後の所有者側の要件	<u>指示書／延長を請求するための所定の様式：</u> 商標の登録官の指示書の申請は、様式TM-20によりなされるものとし、譲渡がなされた日付が記載されなければならない。 登録官の指示書の申請ができる期間の延長申請は、様式TM-21によりなされなければならない。申請には、登録商標の場合には当該登録の明細が記載されなければならない、未登録商標の場合には、当該商標を表示し、かつ譲渡された未登録商標の利用者を含む明細が示されなければならない。	1999年商標法第42条、2002年商標規則74
2.11	概念	<u>複数の排他的権利の設定に対する限定：</u> 商標法は、領域ベースで当該商標に対する権利を分割することや、インドの別の地域で異なる者に商標を使用する排他的権利を設定することを防ぐために、商標の譲渡または移転に関する限定を規定している。 但し、商標の登録官は、公益に反していないと納得する場合には譲渡を認めることができる。	1999年商標法第40条および第41条
2.12	後の所有者	<u>複数の排他的権利がある場合の登録官による承認の証明／通知</u>	2002年商

	側の要件 オフィスアクション	譲渡をしようとする登録商標の所有者は、様式TM-17（同一／類似する商品または役務についての彼らによる商標の使用を勘案して、複数の排他的権利が、異なる者に設定される可能性が高い場合）またはTM-19（インドの異なる地域での彼らによる商標の使用を勘案して、複数の排他的権利が、異なる者に設定される可能性が高い場合）によって、状況を記述した事情陳述書および当該譲渡または移転を実施する証書または証書案の写しを添付して申請を行うものとする。 譲渡案の書面による承認または不承認は、出願人および、当該移転に利害関係があると見なされる他の者を聴聞した後で行われる。承認が与えられた場合には、権原の登録申請は、承認日から6カ月以内に行われなければならない。	標規則77
2.13	後の所有者側の要件	<u>証明商標が譲渡／移転される場合の登録官による同意</u> 証明商標は、登録官の同意が得られた後でのみ譲渡されることができ、その後は通常の譲渡のための過程が続く。 同意の申請は様式TM-62によってなされなければならない。	1999年商標法第43条、2002年商標規則140(2)
2.14	後の所有者側の要件	<u>TM-17/19/20/21/62についての所定の手数料：</u> TM-17/19/20についての手数料 最初の商標について- 2,500ルピー 各追加の商標について- 500ルピー 権原の移転に関して、現に使用されている商標についてグッドウィルと共になされない譲渡の公告に対する登録官の指示書を求めるTM-21についての手数料- 1カ月以内- 500ルピー 2カ月以内- 1,000ルピー 3カ月以内- 1,500ルピー TM-62についての手数料- 1,000ルピー	第1附則、項目番号23、24および25
2.15	オフィスアクション	<u>譲渡／移転に関する紛争：</u> 商標の譲渡／移転の効力について当事者間で紛争がある場合には、登録官は、当事者の権利関係が管轄裁判所により決定されるまで当該譲渡／移転の登録を拒絶することができる。	1999年商標法第45条（3）
2.16	オフィスアクション	譲渡／移転の記録のためのすべての請求、およびそれらの請求と共に提出されたその他の書類は、システムで走査され、アップロードされるものとする。商標登録局の本庁において現時点で受領されている書類は、EDPセクションによりシステムで電子化され、アップロードされるものとし、すべての未決の請求およびそれらの請求と共に提出された添付書類は、A&Rセクションにより電子化されるものとする。 譲渡／移転の記録のための請求のデータ入力、TMASの登録後モジュールの「PR入力」によりなされるものとする。その後、請求の精査と、裏付け書類の存在／不存在についての精査がなされるものとする。次いで、請求は、1999年商標法と2002	

		年商標規則の関連規定により、調査され、処理されるものとする。 A&Rセクションの担当職員は、訂正または補正についての上記請求を処理する過程で、以下の事実を勘案するものとする。 1. 請求が提出されている商標が更新され、有効であるかどうか。 2. 譲渡証に商標の譲渡人として記載されている者または、商標に関する権原の移転を主張している者は、住所等に関して同一の詳細を有する登録所有者として登場するかどうか。 3. 権原の譲渡または移転からどれくらいの時間の後で記録の請求が提出されるか。譲渡証が、正式に捺印され、署名され、必要な手数料が支払われているかどうか。 4. グッドウィルと共にされない商標の譲渡の場合、またはおそらく複数の排他的権利が異なる者に設定される譲渡の場合、または証明商標の譲渡の場合、商標の登録官の必要な許可が得られ、登録官による許可の条件が従われているかどうか。 5. 権原について、または譲渡もしくは移転が求められている商標の権益について紛争があるかどうか。この旨の譲受人または譲渡人の宣誓供述書が要求されるはずである。 異論がある場合には、質問状がシステムを通じて作成され、請求した出願人に郵便で送付される。 譲渡または移転の記録申請が認められた場合に、それはシステムで実行され、この旨の通信文が出願人に送付されるものとする。特定の期間に認められたすべての請求は、次の商標公報における公告のためにシステムを通じて集められ、送付されるものとする。	
3.		登録使用者：	
3.1	概念	商標の許諾使用 - 登録商標に関して「許諾使用」とは、次の商標の使用をいう。 - (i) 次に掲げる商品または役務に関する商標の登録使用者による使用 - (a) 取引過程でその者が関係するもの、および (b) それについて商標登録が現在存続しているもの、および (c) それについてその者が登録使用者として登録されているもの、および (d) 登録使用者の登録が従うべき条件もしくは制限を順守するもの、または (ii) 次に掲げる商品または役務に関する登録所有者および登録使用者以外の者による使用 - (a) 取引過程でその者が関係するもの、および (b) それについて商標登録が現在存続しているもの、および (c) 当該登録所有者の契約書による同意によるもの、および	1999年商標法第2条(1)(r)

		(d) 当該使用者または商標登録が従うべき条件もしくは制限を順守するもの。	
3.2	概念	登録使用者： 商標の登録所有者以外の者は、指定商品もしくは役務の全部または一部に関するその登録使用者として登録を受けることができる。	1999年商標法第48条(2)
3.3	出願人側の要件	登録使用者の登録申請： 登録使用者の登録申請は、登録所有者と使用者となる予定の者が、様式TM-28により共同で提出しなければならない。2以上の商標に関する登録使用者の登録申請は、1件の申請で行うことができる。	1999年商標法第49条(1)、 2002年商標規則80
3.4	出願人側の要件	必要とされる書類： 申請には、以下の書類が添付されなければならない。 1. 登録所有者および使用者となる予定の者との間に締結された商標の許諾使用に関する契約書、またはその適法な認証謄本。申請は、契約日から6カ月以内に提出されない限り考慮されない。 2. もしあれば、契約書において記載された書類、および通信記録またはその認証謄本 3. 登録所有者によるか、権限を与えられた者による宣誓供述書であって、次の事項を含む書類の真実性を証言したものもまた申請と共に提出しなければならない。 a. 第49条(1)(b)により必要とされる明細および陳述〔許諾使用に対する所有者の支配の程度、使用者となる予定の者が唯一の登録使用者であるか否か、または何らかの限定が付されるか否かについての事実、許諾使用の条件および期間、登録使用者の登録が予定されている商品／役務などを含む〕 b. もしあれば、登録所有者と使用者となる予定の者との間の正確な関係、 c. 申請の対象である商標が登録所有者により業として申請日前に使用されたことがあるか否か、もしあれば当該使用の量および期間に関する明細と共に、登録所有者が扱っている商品または役務に関する陳述。 4. 登録官により求められるさらなる、またはその他の書類、証拠／情報	1999年商標法第49条(1)および2002年商標規則80
3.5	出願人側の要件	登録使用者の変更または取り消し： 登録使用者の登録については、 a) 商標の登録所有者が、様式TM-29により申請をした場合には、登録官は、その対象である商品または役務に関して、商標のその登録を変更することができる。 b) 商標の登録所有者、もしくは他の登録使用者が、様式TM-30により申請した場合には、登録官は、その登録を取り消すことができる。	1999年商標法第50条

		c) 次の号に該当することを理由として、様式TM-31により何人かが申請した場合には、登録官は、その登録を取り消すことができる。すなわち、 i. 登録使用者が契約書に記載された以外の方法、または誤認もしくは混同を生じ、もしくは生じる虞がある方法によりその商標を使用したこと、 ii. 所有者または登録使用者が、登録申請の重要事実について、真実を表示し、また開示をしたとすれば登録使用者の登録を正当化できないところ、不実表示をし、またはその開示をしなかったこと、 iii. 登録使用者の登録日以降、状況が変更され、その登録の取消申請時においては、登録使用者の登録を正当化できない程になったこと、 iv. 登録出願人が当事者になっている契約により出願人に与えられた権利に鑑みて、その登録がされるべきでなかったこと、 d) 登録官は、その商標の使用に係る指定商品または役務の品質に関する登録所有者と登録使用者との間の契約の条項が履行されておらず、または順守されていないことを理由として、職権によって、または所定の方法により書面をもってする何人かの申請によって、その登録を取り消すことができる。 e) 登録官は、登録が失効した商標の商品または役務に関する登録を取り消すことができる。	
3.6	出願人側の要件	所定の手数料TM-28/29/30/31： その指定内の商品または役務に関する登録商標の登録使用者を登録する第49条に基づく申請について、<u>5,000ルピー</u> その各指定内の商品または役務に関して、かつ、各件において同一条件および制限に従う同一登録使用者契約によりすべての商標が対象とされる場合に、同一登録所有者の2以上の登録商標についての同一登録使用者を登録する申請について、 最初の商標について- <u>5,000ルピー</u> 申請および登録使用者契約に含まれている所有者の各追加の商標について- <u>3,000ルピー</u> 商標がそれらの各々に関して同一登録使用者により対象とされる場合に、1商標の登録使用者の登録を変更する第50条(1)(a)に基づく申請について、 最初の商標について- <u>5,000/-</u> 各追加の商標について- <u>2,500/-</u> 1商標についての登録使用者の登録を取り消す第50条(1)(b)上に基づく申請- <u>2,500/-</u> 申請が2以上の商標を含む場合、 最初の商標について- <u>2,500/-</u> 各追加の商標について- <u>500/-</u> 1商標についての登録使用者の登録を取り消す第50条(1)	第1附則、 項目番号 32、33、 34、35 お よび36

		(c)または(d)に基づく申請- 5,000/- 申請が2以上の商標を含む場合- 最初の商標について- 5,000/- 各追加の商標について- 2,000/-	
3.7	オフィスアクション	登録使用者の登録のためのすべての請求、登録使用者の登録の取り消し、およびそれらの請求と共に提出されたその他の書類は、システムで走査され、アップロードされるものとする。 登録使用者の登録請求のデータ入力、TMASの「登録使用者」モジュールによりなされるものとする。その後、請求の精査と、裏付け書類の存在／不存在についての精査がなされるものとする。次いで、請求は、1999年商標法と2002年商標規則の関連規定により、調査され、処理されるものとする。 A&Rセクションの担当職員は、上記請求を処理する過程で、以下の事実を勘案するものとする。 1. 請求が提出されている商標が更新され、有効であるかどうか。 2. 使用許諾が求められている商標に関する権原または権益に関する紛争が存在するかどうか。 3. 登録所有者として登録使用者契約を締結している者は、実際に商標登録局の記録において、住所等に関して同一の詳細を有する登録所有者として登場するかどうか。 4. 登録使用者契約が正式に捺印および署名されているかどうか。 5. 許諾使用の条件を含む登録使用者契約の条件が当該商標の登録と一致しているかどうか。 異論がある場合には、質問状がシステムを通じて作成され、請求した出願人に郵便で送付される。 登録使用者の登録申請、または登録使用者の登録の変更もしくは取り消しの申請が認められた場合に、それは、システムで実行され、この旨の通信文が出願人に送付されるものとする。特定の期間に認められたすべての請求は、次の商標公報における公告のためにシステムを通じて集められ、送付されるものとする。	
4.		登録後補正：	
4.1	概念	登録の詳細の補正： 商標の登録所有者は、登録所有者の名称、住所、その他の記載についての誤りの訂正または補正、登録簿上の商標の登録の取り消し、または登録商標に記載されている商品または役務の削除を申請することができる。 申請に言及されている商標の登録使用者が存在する場合には、当該申請の写しが出願人により登録使用者に送達されなければならない。 誤りの訂正または補正の申請は、登録使用者が行うことでも	1999年商標法第58条(1)、 2002年商標規則97 1999年商標法第58

		きるが、そのような場合には、当該申請についての通知が登録所有者に与えられなければならない。	条(2)
4.2	出願人側の要件	<u>登録所有者の名称、またはその他の記載の補正：</u> 登録所有者の名称、またはその他の記載についての誤りの訂正または補正の請求は、様式TM-33によりなされなければならない。 裏付け書類（たとえば会社の名称変更の場合には会社登記局からの証明）が、登録所有者の名称の変更請求に添付されなければならない。 登録所有者は、2以上の商標に関して、登録所有者の名称またはその他の記載に関する訂正または補正を1件の請求で行うことができる。	2002年商標規則91および97
4.3	出願人側の要件	<u>登録所有者の住所についての補正：</u> 登録所有者の住所についての誤りの訂正または変更の請求は、様式TM-34により、裏付け書類を添付してなされなければならない。 登録所有者は、2以上の商標に関して、登録所有者の住所についての訂正または変更を1件の請求で行うことができる。	2002年商標規則91、96および97
4.4	出願人側の要件	<u>登録所有者の送達宛先についての補正：</u> 登録所有者の送達宛先についての補正申請は、様式TM-50により、裏付け書類を添付してなされなければならない。 代理人を選任して署名された委任状に基づき、登録所有者の送達宛先が補正されることが求められる場合には、委任状の写しも請求に添付されなければならない。 2以上の商標に関して登録所有者の住所の補正について単一の申請で行うことができる。	2002年商標規則91、96および97
4.5	出願人側の要件	<u>登録商標の取り消し：</u> 登録商標の取り消し申請は、様式TM-35よりなされなければならない。	2002年商標規則97
4.6	出願人側の要件	<u>商品または役務の全部または一部の削除申請：</u> 指定商品または役務の全部または一部の削除申請は、TM-36よりなされなければならない。	2002年商標規則97
4.7	出願人側の要件	<u>改正後の第4附則の適合：</u> 第4附則に記載された区分についての改正時には、商標の登録所有者は、自己の商標に関する指定を改正された区分に適合させるため、様式TM-40により当該指定の変更を申請することができる。 申請には、当該登録に基づく登録使用者に係る指定の同様の変更請求も含めなければならない。登録所有者は、当該申請の写しを、もしあれば当該商標の登録使用者に対して送達しなければならない。	2002年商標規則101
4.8	出願人側の要件	<u>登録商標の変更：</u> 登録所有者は、登録商標の変更を行う申請を様式TM-38によ	1999年商標法第59

		って行うことができ、予定された変更を施した後の状態の商標の読み易い写しを5通添付しなければならない。	条、2002年商標規則98
4.9	出願人側の要件	様々な補正申請についての所定の手数料： ・ (様式TM-33) - 1,000ルピー 申請が2以上の商標を含む場合、最初の商標について- 1,000ルピー 各追加の商標について- 500ルピー ・ (様式TM-34) - 500ルピー 申請が2以上の商標を含む場合であって、各件における住所が同一であり、同一方法により変更される場合、最初の登録について- 500ルピー 申請ごとの他の登録当たり- 200ルピー/- ・ (様式TM-50) - 500ルピー 申請が2以上の商標を含む場合であって、各件における登録／変更／代替すべき送達宛先 が同一であり、同一の方法により変更される場合、最初の商標について- 500ルピー 各追加の商標について- 200ルピー ・ (様式TM-35) - 200ルピー ・ (様式TM-36) - 200ルピー ・ (様式TM-40) - 1,000ルピー 当該請求により更なる区分が追加される場合、区分手数料として1区分につき3,500ルピーの支払いが求められる。 ・ (様式TM-38) - 2,500ルピー 申請が2以上の商標を含み、かつ各件においてなすべき付記または変更が同一であるとき、最初の商標について- 2,500ルピー 申請ごとの他の登録当たり- 1,000ルピー--	2002年商標規則第1附則、項目番号 38、39、40、41、42、43および45
4.10	オフィスアクション	登録簿の訂正／補正のすべての請求、およびそれらの請求と共に提出されたその他の書類は、システムで走査され、アップロードされるものとする。 登録簿の訂正／補正の請求のデータ入力、TMASの登録後モジュールの「PR入力」によりなされるものとする。その後、請求の精査と、裏付け書類の存在／不存在についての精査がなされる。次いで請求は、1999年商標法と2002年商標規則の関連規定により、調査され、処理されるものとする。 担当職員は、訂正または補正についての上記請求を処理する過程で、以下の事実を勘案するものとする。 1. 登録簿の訂正または補正の請求が提出されている商標が更新され、有効であるかどうか。 2. 訂正または誤りの請求がその者のために提出されている者が現時点で登録所有者であるか、または登録使用者が当該請求	

		を提出する資格を有するか、または代理人の場合には、彼が現時点で登録簿に記録されている者により正式に権限を与えられているかどうか。 3. 商標の所有権を変更する場合には、登録所有者の名称または詳細の変更申請は様式TM-33で行うことができない。その場合には様式TM-23またはTM-24が提出されなければならない。 4. 様式TM-36によりなされた商品または役務についての変更請求の場合には、指定商品または役務を追加する効果がある請求は認めることができない。 5. 様式TM-38によりなされた商標の変更請求の場合には、商標に識別性のある特徴を追加する効果があるか、商標の同一性に実質的に影響を与える効果がある請求は認めることができない。 異論がある場合には、質問状をシステムを通じて作成することができ、請求をした出願人に郵便で送付することができる。 登録簿の詳細の補正申請が認められた場合に、それは、システムで実行され、特定の期間に認められたすべての請求は、次の商標公報における公告のためにシステムを通じて集められ、送付されるものとする。	
--	--	--	--